（様式３）

会議の開催結果について

１　会議名	第９期第４回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会
２　開催日時	令和３年８月２７日（金）　１０：００～１２：００
３　開催場所	河内長野市役所３階　３０１会議室
４　会議の概要	①　令和２年度の協働の取り組みについて（報告） ②　市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について ③　その他
５　公開・非公開の別（理由）	公開
６　傍聴人数	０人
７　問い合わせ先	（担当課名）自治協働課　（内線　７０７）
８　その他	

＊同一の会議が１週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第９期第４回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会　会議録

日時：令和３年８月２７日（金）　１０時００分～１２時００分
会場：河内長野市役所３階　３０１会議室
出席委員：上尾、岡島、柏木、齊藤、髙橋、久、前田、水谷、森田
事務局：浦、新井、向原、吉川、小松、阪下

１．　開　会
　①　事務局職員紹介

２．　案　件
　①　令和２年度の協働の取り組みについて（報告）
　②　市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について
　③　その他

３．閉　会

①令和２年度の協働の取り組みについて（報告）

※資料１に基づき事務局説明

久　会　長：はい、ありがとうございました。いかがでしょう。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

委　　員：１５ページの協働のしくみづくりのところで、９名の地域サポーターが任命されたということですが、各小学校区に配置されたということですよね。９名というのは、１１小学校区あるわけですが、どちらに配置したのでしょうか。

事　務　局：まず、地域サポーター制度は元々全小学校区にそれぞれ２名ずつ配置しておりましたが、色々な経過をふまえながらある程度自立してきた協議会に関しましては、地域サポーターが１名の地域や、いない地域もでてきております。その為、９名を地域サポーターがいない地域も含めて各小学校区に配置させていただいたということになりますので、１１校区すべてに配置しているわけではなく、それぞれ必要なところについては配置させていただいたということになります。

委　　員：どこというのを教えてください。

事　務　局：石仏小学校区と美加の台小学校区の２校区については、今現状ないことは把握していますが、詳細はまたお答えさせていただきます。

委　　員：小山田小学校区はないですよね。

事　務　局：令和２年度は、配置されていても、コロナの関係で会議に参加していない場合もあります。小山田小学校区に配置はありましたが、コロナの関係で会議に参加する人数を縮小しておりましたので、参加していなかったということになります。

委　　員：すみません。ありがとうございます。

久　会　長：他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
例年の活動をやっていただいて、コロナの影響でお互い動きづらいところもありましたが、今日は報告を受けるという形でよろしいでしょうか。それでは続きまして、２番の市民公益活動支援及び協働促進に関する指針の改訂のお話しになると思います。まず事務局の方から説明いただければと思います。よろしくお願いします。

②市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

※資料２・３に基づき事務局説明

久　会　長：はい、ありがとうございます。章ごとに意見を聞いていくという進め方もありますが、各章関係しておりますので、全体的に気が付いたところからご意見賜ればと思います。いかがでしょうか。ご質問ご意見ございますか。

委　　員：検討は修正箇所だけでしょうか。

久　会　長：いえ、全体です。

委　　員：前からこの指針について、いくつか違和感を持つところがありまして、去年から拝見しておりますが、一番わかりやすいところから申し上げますと、この文章の中で「〇〇していく」という表記が非常に多いです。「検討していく」など、「していく」となっている箇所の中で、２０から３０分の１ぐらいは、このままでいいと思う部分もありますが、ほとんどはそのままストレートに「する」と書かないと、いつやるのかわからないと思います。例えば「実現に繋がっていくもの」とか、このような表記はいいと思います。「形成していく」もいいです。「行っていく」という表記は「行う」とか、言い回しを判断していく必要があります。そういう表記が随所にあるので、それは見直してもらった方がいいと思います。それがまず１点です。

次に、基本的な事ですが、実際の協働を行っていく上での役割分担です。行政と市民が協働する場合の役割が、実際やるときには重要になると思いますが、１３ページの自治体運営の原則のところで、最初から役割を決めないと書いてあります。市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなくと書いてありますが、実際にはこれが大切だと私は思います。最初から決めてしまうと、そこで止まってしまうと思います。議論が進まなくなる可能性があり、この役割分担というのは考え方というよりも、むしろ実際に行う時の最後の段階で、役割分担を考えないと上手くいかないのではないかと思っています。１４ページ、１５ページに行政が担うべき領域について書いていますが、この辺りをむしろ第３章の行政と市民の協働という箇所の最後に持っていった方が良いと思います。最初の方で役割分担が出てくることに、私は非常に違和感がありました。最初から役割を決めてしまっているという感覚がありましたので、これは後ろに持っていってほしいと思います。考え方といえば考え方ですが、１章・２章が考え方で、３章・４章が方策とすれば、方策の所に役割は入れてもらった方がいいと思いました。

それから、今度は方策の所ですが、３４ページで、市民と行政が協働する時に、協働の手法の選択と書いています。その手法のひとつとして、事業委託、補助・助成、共催、後援、その他とありますが、まず事業委託というのは協働の手法として私は考えられません。なぜかというと、それは行政と事業委託先との間が対等ではありえないわけです。委託先は行政の考え方に従って事業をやるわけなので、これが協働と位置づけられると、これを行っていると協働をやっていると考えられてしまい、私はおかしいのではないかと思うのですがどうでしょうか。そして補助・助成についても

同じで、補助金を出すと認めるのは行政に決まっているので、補助金を出す方が、いわゆる出される方と対等ではありえません。それから、共催は協働ですが、後援は協働ではないのではないかと思います。だから手法として、これらがここにあるのはおかしいのではないかと考えます。最初から違和感を持っていました。以上です。

久　会　長：３点ご指摘いただいていますが、今のご指摘に関して、他の委員さんの考えをお聞かせいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委　　員：委員さんがご指摘されている所も、表現方法としては分かります。これは一つの指針ですので、言葉の言い回しなど変えて欲しい所は変えたらいいと思います。ただ、根本的に私が思うには、行政サイドが一方的にサービスを提供するのではなく、それぞれの活動の中で一緒に市民活動をよくするということなので、表現方法の違和感のある所は修正する必要はあると思いますが、相対論として、指針の修正がこれでいいかどうかという、大枠の所をまず捉える必要があると思います。そして、個別のまちづくり協議会や各地区の活動内容を、色々行政さんが協力してやっていただいているので、その辺の所はすごく評価できると思います。それから、最初に言おうと思っていたのですが、形のないものを指針としてこれだけのものにまとめておられるので、委員さんのご指摘はご指摘として受けながら、根本論として修正したら良いと思います。以上です。

久　会　長：他の委員さんどうですか。今この３点の方向性を決めないと、事務局がこのお話しを受けるか受けないかというところが決まりませんので、今ご指摘の３点のところでどうでしょうか。委員さんは、このままの形でもいいのではないかというご意見だと思いますが、どうでしょうか。
私は１点目の話をお聞きして、今回の修正と重ねてみたときに、指針で行政がどうすべきか、ということを踏み込んでしまっているので、片付いている事は削らないといけない、新しい事は書き込まないといけないという話になっています。そうなると、指針として今後も１０年１５年持ち堪えていくようにするときに、具体的な事を書けば書くほどそこを修正していかないといけないことになります。そうすると、指針の内容とそれを受けて行政としてどうするかということを少し切り分けて、いわゆる指針と実行計画やアクションプランなどの形で分けてしまうというのも一つの手かと思います。そうすると、「検討します」や「実施します」というレベルの話は、実施計画の方で当面これぐらいのレベルでいけるのではないか

と書き分けられますので、そのような意味では、少し指針レベルの話と実行計画レベルの話を切り分けていくということで対応するという手もあるかと思いますので、今回の改訂で、この１５年の動きの中で、特に行政の動きで書き換えないといけない事は、恐らく次の１５年でも同じように書き換えないといけなくなりますので、そこは少し切り分ける手もあると思いました。

３４ページの事業委託と補助については、私も同じことを感じたのですが、逆に本来の協働事業がないと思います。宝塚市は３層構成にしております。行政が強いタイプ、これは事業委託です。それから主体が市民活動団体にある場合は、補助・助成になりますが、ちょうどその中間にまさしく対等な関係で進めていく協働があり、恐らく１５年前にこの指針を作った時は、その辺りがほとんどなかったので書き込めなかったのではないかと思うので、委託や補助・助成などを消すよりも、３つのタイプがあり、行政と市民、どちらの主体性が強い弱いかによって使い分け、同じパートナーとして組んでいく中で、使い分けが必要という書きぶりで収めていく方法も一つかと思いました。

それから１４ページの話は、これは捉え方の問題かと思いますが、行政と市民活動団体という二つを考えた時に、いわゆる斜めに線が引いているのは、グレーゾーンから色んなタイプがあるということを指し示していて、ここで協働がどの段階にあるかということは、話し合いながら決めていきましょうということなので、必ずしも行政と市民の役割を明確にはしていないと思っているのですが、そこをどう読み取っていけばいいか、どう使っていけばいいかということを書き込んでおけばいい気がしますので、ご検討いただければと思います。特に図の一番上にある、権力行使という部分は行政にしかできないことなので、ここはどうしても市民側は手が出せない部分です。そこを明確にしているのではないかと思います。いかがでしょうか。

岡島副会長：委員さんがおっしゃった一つ目のポイントの「検討していく」などの表現に関してですが、私も短い間ですが行政機関に勤務していたことがあり、一般に「検討していく」ということは、括弧して「やりません」という意味合いのときがありますので、曖昧でどうしていくのか実際にはよくわからないというのはもちろんよく理解いたします。ここはもっともう一歩踏み込んで、「する」と言い切ってほしいところをいくつか選んで、具体的に列挙していただいて、市に伝えればいいのではないかと思います。

それと２点目は、久先生もおっしゃったように、私も指針を読んだ時に、

どのように実施していくかということに関して、体制は書いているのですが、仕組みやそもそもこの指針が何年ぐらいの寿命があるかがよくわかりませんでしたし、久先生がおっしゃるように、他市で作成しているようにアクションプラン化し、それを３ヵ年の計画にして行っていくなど、実施体制などがどこに書いているか分かりませんでした。そのような実施体制のみならず、実施に関する基本指針については書き込まないと、実施可能性が薄い指針として受け取られてしまうことは、支援団体にしても市役所にしても、これを読まれる一般市民の方にとってもあまり幸福な事ではないだろうと思いました。

久　会　長：はい、恐らく指針を一番最初に作ったので、指針に全てのことを入れてしまっていると思います。なので、そのような意味では、協働のマニュアルもできましたので、少しいくつかの冊子に切り分けていくと、本当の意味で指針という大きな方向性を指し示すところに特化できるかもしれないので、切り分けて考えていくという方法も一つの手かと思いますので、事務局に投げかけさせていただきます。

委　　員：私もそれならいいと思います。

事　務　局：ありがとうございます。いただきました意見、おっしゃる通りかと思います。一度、実施計画という形になるか、アクションプランいう形になるかまだ分かりませんが、もう少しそういう視点で整理をかけて、最初に久先生におっしゃっていただいたように、指針にあまり細かく書き過ぎると本当に毎年度改訂になり、協働のコンパスにならなくなってしまう可能性がございますので、単年度計画という形に落とし込むのが良いかなど一度事務局で検討したいと思っております。１４ページの枠組みのところは、一旦はこのままでよろしいでしょうか。

久　会　長：もう少し、ここは何を意味しているのかというところを書き込んで欲しいです。一番わかりやすいのは、１４ページの図で斜めの線が引いてあるという事は、この協働はどこのレベルに該当するかということは、話合いながら決めることになるということで落とし込んでいただくと、先ほど委員方がおっしゃった話はすんなりと踏まえられるかと思います。

事　務　局：承知いたしました。１４ページに関しましては、再度検討してまいりたいと思います。

久　会　長：それでは他のところで何かありますか。

委　　員：個別の内容ではないですが、この指針を見せて頂いて率直な意見は、あまり目新しさがないと感じました。前に作られてから今までの間で、情勢の変化ということで捉えられていると思いますが、大きく変わったのはやはり高齢化とＩＴの推進、大きく言うとこの二つで、この辺りの情勢を踏まえるべきではないかと思います。聞いておりますと、河内長野市は今で３分の１程が６５歳以上、１０年程すると半分が６５歳以上になると聞いており、そうすると、誰に向けてこの指針を発信していくか考えた時に、未成年、学生、子育てに忙しい方はあまり社会に貢献するということはできないですし、お年寄りとなると、本当にこの指針の効果をどういう風に求めていくかということがあると思います。そこで、飛躍した意見かも分からないですが、河内長野は大阪府下で一番高齢化が進んでいるということも踏まえて、これは自治協働課だけではないですが河内長野全体として、やはりお年寄り、ここに視点をもっと置いて事業を組み立てていくべきではないかと思います。例えば、お年寄りが住みやすい街日本一などを目指すということが本当に必要になってくるのではないかと思います。行政としては、中々そういうことをスローガンとして出していくことは、やりにくいところもあるとは思いますが、そのようなことをやっていかないと、ここ５年１０年で大変な事になっていくのではないかと思います。そして、もう一つはＩＴですが、ご承知の通りコロナを経て、テレワークとか学校のＩＴ化が進みました。色んな情報を与えるにしても、河内長野市は庁舎の一階に行くとパンフレットがたくさん置いてあります。これも作ると相当なお金がかかりますし、ＩＴを色々上手に活用していけば、迅速に、安くできますし、ネットだと皆が使えないからできないという議論はどこにでもありますが、例えば紙媒体をなくすというのではなく、ＩＴはＩＴで積極的に推進していくことで、そちらの方向にもっていく事は可能かと思っておりまして、具体的ではないですが、このような視点が必要かと思い申し上げさせていただきました。

久　会　長：いかがでしょうか。この１５年の社会の変化をもう少し包括的に触れていく章が私も欲しいと思います。２段構えで、河内長野に関わらず大きく世界中の社会の変化と、河内長野のこの１５年の変化を受けて今回改訂になっているはずですので、協働に関わる社会背景みたいな話をしっかり書い

て頂きたいということは私も同感です。ＩＣＴはこの１５年で本当に進化をしてきています。少し脱線話になりますが、学生に授業をする時に、スマートフォンはいつできたかという話をします。実はiphoneが一番早く、2007年です。つまり１４年しか経っていないわけです。この指針ができた１５年前にまだスマートフォンがなかったということです。急速に普及して、使い勝手も上がってきていますし、そのような話をしっかり我々も受け止めていかないといけないですし、これからＩＣＴ抜きでは恐らく世の中回っていかないですし、そこをどういう形で協働で利用させてもらうか、あるいは逆にその協働の中でいわゆるデジタルデバイスという使える人と使えない人の差がどんどん拡がっていくということを、協働でどのように捉えていくかという問題は、やはり最初の方の章でしっかりと書いといた方がいいと思います。ちなみに、このＩＣＴの活用をきっかけとしてネットワーク社会がどんどん進んでおりますので、そこの動きはやはりしっかりと書いといていただきたいと思います。特に、昔のように子育て層は社会的な貢献が中々しづらいということ自体が変わっています。特に、子育て層のお母さん方です。子育てママさんの社会的活動が非常にこの数年間で活発化しています。この方々と従来型の団体さんをどう繋いでいくかということが、私は河内長野に関わらずこの１０年間で非常に大きな課題になってきているのではないかと思っていまして、そこの一つのモデルを作ってくださっているのが、長野小学校区のまちづくり協議会だと思っていて、若手に役員さんがシフトしています。この１５年の協働や市民活動に関わる動きは非常に変化がありますので、そこはしっかりと書いといていただきたいと思います。そうすると恐らく、企業の社会的貢献とは書いてありますが、実はこの１０年程で３０歳代・４０歳代を中心としたいわゆるソーシャルアントレプレナーと英語でいいますが、社会起業家の人たちが活躍し始めています。仕事として社会活動を行っていく人たちが日本の中でもどんどん増えていますので、無償ボランティアという形も一方でありますが、ちょうど営利と社会活動を上手く繋いでいくという形がやはり日本でもどんどん増えていますので、そこをどういう形でパートナーとして行政も捉えていくかという問題を考えていくきっかけを作るためには、やはりこの１５年間の大きな社会の動きみたいなことを私達も共有しておいた方がいいのではないかと思いました。

事　務　局：ありがとうございます。そのような視点でどこに入れたらいいかは今すぐにはわかりませんが、この指針策定の１５年間の総括を章立てにするか、どこかで一つ項目として入れていくか、これをまず一つ前半に入れておい

て、その視点でまた後ろの各章のところがその書き振りでいいか再検証していきたいと思います。

岡島副会長：この議論を長く続けるつもりはないですが、私も全く同じように思いました。やはりこの指針を１５年間使ってきて、次の１０年ほど長く使っていく場合に、社会全体、国、市の動きを、この１５年間を踏まえてどう書き直すかというところは、私でしたらやはり独立した章を最初に設けるだろうと思い、その章の中は今申し上げましたように、社会全体、国、市の３本柱だと思います。国も色々政策的な動向もありますので、国の政策動向と本市の市民協働との関係をやはり書かないといけないですし、国の動向に関して、社会に関してはＩＴ・高齢化の話が出ていましたが、１５年前と今を比べて本市の状況がどうなのかということでいうならば、やはり格差の話です。特にコロナ禍で、やはり格差に関しての認識を示す必要はあるだろうと思います。それから国の動向に関してですが、地方創生の話が書き込まれているのですが、私ならばＳＤＧs を書き込みます。なぜならば、国としてＳＤＧｓ実施指針改定版が 2019 年１２月にでています。その中に、自治体の役割が書き込まれていますし、それから市民社会とか市民団体の役割も書き込まれています。そこには、取り残されがちな人々の声を、政府や自治体に届けるのが市民社会の役割と書き込まれているわけです。やはりそういうことと指針との関係を考えて頂いて、国の動向として書き込むことが求められるだろうと思います。
それから市の動向に関して言いますと、やはりこちらも一つ目の議案にも出ておりましたが、課題という所はパッと見えたのですが、この１５年間の本市における市民協働の成果とは何かということ、成果をどう捉えてそれを下敷きにしてどう発展させていくかということを、市としての基本認識を示す必要があるだろうと思いましたので、やはり市の動向を考えた時には、過去１５年間で一体どういう成果があったかという基本認識を書き込む必要があるだろうと思いました。以上です。

久　会　長：ありがとうございます。行政側の動きとして、総務省が自治体戦略 2040 構想研究会というものを作っています。この自治体戦略 2040 構想研究会という名前で分かるように、2040 年は高齢者が最も多くなる年です。その中で、財政が厳しくなる、それに伴って人が少なくなる、その中でどうやって地方自治体が今のサービスレベルを下げない行政ができるかということで報告書を書いています。その中の一つの大きな柱が、プラットフォームビルダーになりましょうということです。つまり、協働を進めるために

は、色んな人たちが集まって意見交換をするということがスタートになるわけですが、そのプラットホームは誰が作るかという中で、行政がまず一つ仕事として、プラットフォームビルダーというような形で動きましょうということが書かれています。それもやはり先程ご指摘いただいた、高齢社会がどんどん進んでいく中で、行政自身としてもどう動いたらいいかということを、総務省自らが研究会から報告書を出し、その中で協働の大きな柱が出てきておりますので、そこをしっかりと受け止めて欲しいということです。あといかがでしょうか。

委　　員：最初から思っていたのが、この基盤づくりの所で普及啓発・参加促進が、アクションプラン的なものに当たると思います。むしろ、この指針では、「基盤づくり」ではなく「基盤」とは何があるか、そういう書き方をしたらいいと思います。基盤づくりをしなければいけないと書いてありますが、基盤とはなにかがきちんと書かれていないと思いますので、基盤とはなにかをきちんと列挙して、それがきちんと整えばしっかりと市民公益活動が行えるという書き方をすればいいと思いました。そして、普及啓発・参加促進など、それを進めていく方法はアクションプランに任して、構造自体を指針に書くようにしたら良いと思いました。

久　会　長：この３章の大半を先程のアクションプランの方に回して頂いて、３章をシンプルにしていくのが良いと思います。他いかがでしょうか。

委　　員：私もボランティア関係の講座等で、色々参加・企画させていただいているのですが、先程の３章の部分と、１９ページと２７ページを見ていて少し気になる部分があります。１９ページの参加者の性別や年齢に偏りがあるという所、２５ページにも参加者に向けてのきっかけづくりとして若者や女性という所、２７ページにも若者や女性という文字が書かれている所です。まず１９ページの参加者に偏りがあるという所で、何かデータで調べて男性の参加者が多いのかというイメージになってしまう。なおかつ２５ページの若者や女性が参加するきっかけづくりという所ですが、私の経験上になるかもしれないですが、色んな企画や催し物に参加して頂く方は女性が多いイメージが既にある気がして、どちらかというと女性より若者という視点が大事だと思います。委員さんがおっしゃっていた、今河内長野市で高齢化が進んでいる中で、元気な高齢者の方をいかに上手く活動していただくように持っていくかが、これからの河内長野市では大事だと思っていて、そのような書き方でいいのではないかと、ＳＤＧｓの観点からも、あえて女性という文字を何故入れたか少し気になりました。以上です。

久　会　長：先程の委員のお話をお聞きして、１９ページ、それを受ける２５ページ、全面的に書き直してほしいと思っています。これは、市民公益活動の課題ではなく、自治会の課題だと感じました。先程言ったように若い層は別の動き方をしていますので、決して参加者の性別や年齢に偏りがあるわけではなく、別の所で別の動き方をしているだけの話で、トータルでいうとこの課題は本当に言えますかという話です。情報媒体の多様化への対応が遅れているのも、今までの地域団体の役員さんが遅れているだけの話で、既にこれを活用しながら４０歳代以下の人たちは縦横無尽に繋がっているわけです。そう考えた時に、本当にこれは市民活動の課題でしょうかということでいうと、付け加えたところがほぼ全て従来型の地域活動団体の課題になってしまっています。その辺りは全面的に付け加えた部分を見直してほしいです。一言でいうと、先程言ったように新しい動き方をされている方々と従来型の方々が、今二極化してしまっていて、そこを繋いでいけていないということが課題ではないかという話だと思います。先程の委員のご指摘も踏まえて、書き加えた所が引っかかっているので、そこは全面的に書き換えてもらえませんかというお願いです。

事　務　局：はい、一度検討させていただきます。

久　会　長：おそらく、行政からも地域活動団体からもその辺りの動きが見えていないと思います。

事　務　局：おっしゃる通りで、普段我々が窓口等でお付き合いする方々は、従来型の自治会さんであったり、連合さんであったり、新しい動き方をされている方々とは中々接点がないという所も正直なところございますので、そこの所もう少し検討してみます。

久　会　長：次のお話をすると、社会の動かし方そのものが大きく変わっているのがネットワーク社会で、いわゆる社会実験的にとりあえず動かしてみよう、小さなことから動かしてみて上手くいったら大きくしていこうという流れがどんどん出てきています。都市計画分野も、昔は大金を使って大きく町を変えていくという時代がしばらく続きましたが、今はプレイスメイキングやタクティカルアーバニズムと英語で言いますが、１、２週間魅力的なイベントをやるわけです。そして、市民自らがその地域や場所の魅力を高めていく動きが世界中で起こっています。行政に頼ってもお金はないだろう

ということも、世界中で一つの動きになっているわけです。自分達でやれることをまずはやってみて、それを積み重ねながら地域の魅力を高めていこうという動き方をしています。その辺りが、恐らく行政側はまだまだ従来型で接しようとしているのではないかと思います。私もお付き合いしているところでいうと、例えば大阪の茨木市はそういう動きが非常に活発化していますし、尼崎も非常に活発になっています。元気な人たちは勝手に動きますから、そこにどうやって行政が乗っかっていくか考える方が行政も楽なので、そういう動き方をこれからますますしていかないといけないと思います。そういう方々が見えているか見えていないかによって、１９ページの書き振りは全く違ってきます。一つ具体的に茨木市の話をすると、ＪＲ京都線にＪＲ総持寺駅というのができたのですが、駅ができるとそこへ行くガード下に自由通路が出来ます。自由通路は面白くない壁面になるので、どうしているかというと、現代アートのプロデュースする若手グループがいて、そういう方々へお願いして月１交代で新しいアートをどんどん展示してもらうようにしています。ワンアートプロジェクトと言うのですが、ワンアートプロジェクトのメンバーが市役所職員から見えているので、ＪＲ総持寺駅がオープンし、このガード下の一見つまらなくなる空間をどうしていこうかと考えたときに、ワンアートプロジェクトに声をかけたらなにかやってくれるのではないかという考えになるわけです。そういう人たちを行政職員がどれだけ知っているかということがこれからの勝負になってきますので、そこも一つの前ふり、それからそういう新しい人たちを知るということ、それからその新しい人たちと従来頑張って来られた方をどう繋いでいくかということ、そういう所を上手く書き込んで頂ければ見えてくると思います。恐らくそういう方々は勝手に動きますので、るーぷらざにも来られないと思います。さらに言えば、その方々は生業として仕事としてそういうことをやっていらっしゃいますので、自営業の方々の知恵とか技術とかを市民公益活動にどう繋いでいけるかという所がポイントだと思いますし、さらに突っ込んでいえば、そういうことが見えてきているから生駒市は今回総合計画の中で、住宅都市・サラリーマン都市を看板から外しました。つまり寝に帰って来てくれる人は、もうこれから戦力にならないという話です。やはり自分でスキル・ノウハウを持っていて、それを生業としてやっている人たちに地域活動や社会活動にも貢献していただいた方が早いという戦略に切り替えていますので、そういう意味では河内長野もニュータウン中心に今まで住宅都市・サラリーマン都市の方向に行きかけておりましたが、そこを今後どうしていきますかという問いかけです。

委　　員：それでは指針は必要なくなりますね。

久　会　長：いや、それはそれで必要です。違う方と組む時にお互いが共有しておくべき
ことをしっかりと書いているものが指針だと思います。
はい、他いかがでしょうか。
委員の皆さん、うんうんとうなずいておりましたが、なにか自分たちの周りで起こっている事を考えた時に、ここには全然載ってないことがあるのではないでしょうか。

委　　員：今先生がおっしゃったように、実際私たちが関わっている若い人たちは、意見を聞こうと思っても、この昼の会議には来ることが出来ません。自分自身も高齢者なので高齢者を大事にしてくださるのはすごく嬉しいですが、それは将来がないような気がしました。次に繋げるような若い世代が頑張っていたら、その中で私たちがなにかできる事はないだろうか、行政との協働も、もちろん大切だとは思いますが、いわゆる市民同士の協働を考えていかなければならないと思いました。無償で奉仕・提供する、時間が出来たから人の為に何かやりたいというのは以前のボランティアの考えで、若い方たちはボランティアにしても今はその様な考えではなく、自分自身の為にもボランティアはすごく大切であるということを、実際にやっている人たちの中では感じています。ボランティアはこうであるとかは置いておくと、若い人たちが収入を求めることは、ボランティア精神と離れているわけでは決してないので、その辺りを尊重しながら何かできる事を見つけていきたいと思うと、この型にはまった部分が物足りないという風に感じています。

久　会　長：はい、ありがとうございます。委員さんどうですか。

委　　員：私も数年前までは、るーぷらざの存在を全然知らなかったです。ボランティア活動は高齢者が多いイメージが今までにもありましたし、今でもやはりそのイメージはあるかと思います。ボランティア活動やまちづくり協議会などで活躍されている方は高齢者で、そこに若者たちが意見を言うと、以前聞いた話では文化が違うという言葉が出てくるなど、お互いの歩み寄りは難しく、そこが課題だと思いますので、そこに誰かコーディネーター的な役割を、例えば、行政がしていただくことがすごく大きな役割にこれ

からなっていくのではないかと思います。自分自身色々なところでイベントなど協力させていただくと、行政が絡むとなにかしら堅くなってしまうから中々難しいというイメージがあるかと思います。そうではないという発信をどんどんされてはいますが、それが届いていないのが現状と思います。先程言われた若者は、ＳＮＳ等で情報をすごく拡散されています。私も市と協働事業をさせていただいており、広報誌等堅い場面しか今のところ行政ではないことと、私たちの方で何かをするという時に、この文章を書いてください等、やはりそういうところで時間を取ってしまうということも、もっと柔軟にできるような環境があれば、それこそマニュアル的なものなどがあれば、若者たちもスムーズに入っていけるのではないかと思います。

もう一つですが、今そういうことに協力していただいている若者は、ただ何かを助けてあげているではなく、自分たちも学べるから等、お互いに一方通行ではなくお互いに学び合って、誰かになにかをしてあげることが自分の価値観も高まっていくという意識から、そのような活動をされている方もすごく多いかと思います。以上です。

久　会　長：はい、ありがとうございます。少し具体的な情報提供になりますが、これも数年前ですが、生駒市で女性の方々だけで会議された場面があって、３０代４０代の女性の方と６０代以上の女性の方がおられて、その中の私の仲の良い６０歳以上の女性の方が、３０代４０代の女性の方に対して、「あの人らすごいわ」と言いまして、「何がすごいんですか」と聞くと、会議中に色々自分たちでイベントを組み立てていくのですが、「ちょっと待ってね、ちょっと全国の事例調べてみるわ」とスマホを触りながら、「ここでこんなことやってるでってすぐ出てくるね」と、それからテントが必要となると、「ちょっとまって、私の知り合いにそういうの持ってる人おりそうやから投げかけてみるわ」とすぐに投げかけて、「〇〇さんがテント貸してくれるになりました」と、そのまますっと決まっていくということです。まさしくＩＣＴの活用で、地域外の人たちとも繋がりながら地域で活動されている新しいタイプの人たちが出てきているので、それをここでどう位置づけていくかということを一つ考えて頂ければと思います。

委　　員：皆さんのおっしゃる通りだと思います。最初は自治会からの流れで、１０年ほど色々なことをやらせていただいていますが、３０代４０代のお父さんお母さんに、まちづくりや夏祭り、福祉活動などの協力をしてもらわないといけないので、この領域で手伝ってもらえますかと言うと、皆さん結

構忙しいですが、ボランティアで色々なことを手伝ってもらえてすごく頼もしいです。若い世代に様々なことを引き継いでもらわないといけないと思います。それとまちづくり協議会の流れで、キッズスクールという活動を年に２回行っており、やはり高齢者の方もすごく大事ですが、子育て支援、あいっく等を行政でもやってもらっていますし、個人的に公園に子供達を集めて遊ばせるということもやられていますが、やはり高齢化になるのは当たり前ですが子どもがいないということなので、子育てという視点も一つだとすごく思っています。以上です。

久　会　長：ありがとうございます。先程の手に職のあるという意味では、委員さんもそういうネットワークの中におられるわけですので、上手く社会活動に活かして頂ければと期待しているところです。

委　　員：私は商工会から青年部の部長という立場で来させていただいていますが、商工会青年部もボランティア団体に見られがちですが、決してボランティア団体ではなく、先程おっしゃっていたみたいに、部長は組織の中の社長係のような立場で、会社ごっこというと言い方が悪いですが、どう運営すると組織が上手くいくか学ぶことを基本にやっています。カップリングパーティーなども企画して実施しているのですが、それも社長係がいて部長係がいて平の社員がいるということを順番にやっていくことで、小さい会社でも組織を学ぶ機会を作っている組織です。先程委員さんが言っていたおじいちゃんおばちゃん世代をというのももちろん大事だと思いますが、私も小さい子供がいて、どうしても子育て世代を大事にする、子育てしやすい町にするということが発展する方法と考え、青年部でも模索していますが、このコロナの状況で、中々会議もできず事業もできていないので、子育て世代にどう喜んでもらえるかを考えるのが一番いいと思います。先程会長がおっしゃられていた通り、長野小学校校区のまち協を運営している方が、私達の先輩で、話は聞いており、すごくいいことをしていると思います。

久　会　長：ありがとうございます。もっともっと事業者の方が自分たちの本業に近い部分で何か貢献できたらお互い楽ではないかと思います。例えば、茨木市でイベントをやる時に、やぐらを組まないといけないという話になった時に、工務店の人が、「そんなんわしら得意やからすぐやったるで」という話になったり、あるいは、発電機が必要という話だと「仕事で使ってるやつやったら持ってくるで」となったり、スムーズに動きます。重機も持って

いらっしゃる方もおられるし、摂津市でチューリップアートをやろうという話になった時には、知り合いの方が富山のチューリップ農家の方をご存じで、花びらをくれるという話になったのですが、だれが運ぶかという時に、運送会社の専務がおられて、「うちの会社のトラック夜出しましょうか」と言ってくれて運ぶなど、やはり事業者は強いと思います。だから、市民活動団体や地域活動団体の中に事業者の本業としてのスキル・技術を上手く活用して頂けるようなネットワーキングをしていけばいいのではないかと思います。その辺りがニュータウンになってしまうと、皆組織型の方なので中々組織に断らないと色々な資源を持ち出せないので、そういう意味では中小の企業さんの方が強いと思います。そういう意味で事業者についても、もう少し指針に色々書き込んでもらえませんかという話です。新しい社会起業家だけではなく、従来の中小の起業家の方もやはり色々な形で貢献できていくはずです。
他いかがでしょうか。

委　　員：基盤づくりが必要だといくつかの所で書いておりますが、基盤とはなにかを教えて欲しいです。必要な要素や、今それが整っているかどうかは別として、なにが市民活動・公益活動の基盤かということです。具体的に知りたいです。

久 会 長：私は一番大きなものはいわゆるプラットホームだと思います。色んな人たちが集まって情報交換し、そこからネットワークがでてくると思います。集まって話をすると、そこで繋がりが生まれるはずですので、まずそういったプラットホームを作る、そのプラットホームは対面でやるプラットホームもありますし、先程のスマホを使って色んな方々が繋がったり、あるいは他の地域の事例なんかも収集できたりというのは、これはネット上のプラットホームです。色々なものを繋いでいく仕組みがネットワーク社会になればなるほど、これから一番大きなポイントになると思います。さらに３章で書かれている、人を増やしていかないといけないということで、人育てという側面です。基盤というのは分かりやすく言うと、ヒトモノカネです。何かやろうとした時に必要なものはヒトモノカネです。そのヒトの基盤の強化をするために人育てをやるわけです。カネというのは、補助金や寄付、あるいは自分で稼ぐなど、そういうカネをどのように強化していくかという話がここに書いてあると思います。モノというのは先程言ったように、色々モノは必要ですし、集まる場所や活動する場所というのはモノの一つとして捉えると、大きく言えばヒトモノカネと整理できるので

はないかと思います。何かやろうと思った時にはヒトモノカネが必要です。それが基盤だと思います。

委　　員：それは一般的な基盤ですが、特に市民公益活動としては何かをお聞きしたいです。

久　会　長：一緒だと思います。営利活動も市民活動も、動かすためにはヒトモノカネが必要だと思います。そのヒトの集め方や増やし方、カネの集め方や増やし方の知恵を授けていくということが、恐らくその資源になってくると思います。

委　　員：はい、分かりました。

久　会　長：これも十数年前ですが、八尾市の当時の副市長が市民活動の発表会の挨拶をされたのですが、その副市長はずっと協働をやって来られた方で、見事な挨拶をされました。「今までは例えば、子育て支援という、子育てに悩んでいらっしゃる方が地域におられた時に、行政が自らその方を支援、行政サービスとして支援するという時代が今までの時代でした。これからは違います。行政職員が地域で活動しているＮＰＯ法人を知っていて、その人に繋いであげるということがこれからの行政職員の役割だと私は思います。」と、おっしゃられました。行政は色々なものを今まで自ら提供してきましたが、カネもなくなる、ヒトもいなくなるという時に、ふさわしい人を紹介するという紹介業の役割をするということが、これからの役割だと思います。るーぷらざのメンバーや、柏木さんのような社協の職員さんも、自分ですべてを持っているわけじゃないから、たくさんの人たちのデータを持っていて、誰と誰が繋がってもらえれば次のステップにいけるかという所を繋いでいく役割が、いわゆる中間支援だと思います。そのように上手く整理をして頂ければ、３章のあたりの柱がもっとすっきりと見えてくるのではないかと思います。

岡島副会長：“基盤”を顕微鏡で眺めてみると、中身何が見えますかというお話で、久先生がおっしゃったように、当然ヒトモノカネというのは大事ですし、それをどう繋ぐかという問題で、それは物理的に繋がるか、それともオンライン上で繋がるかという形もあるでしょうし、色々な形があると思います。ただ、さらに伝統的な言い方をすると、恐らく目標の共有などお互い様の規範とかそのようなことが言われていると思いますが、さらに楽しくない

といけないと思います。やっていてしんどいこともあるが、それを乗り越えたが故の楽しさがあると思います。ずっとしんどいことばかりだと中々辛いと思います。そういうのも顕微鏡で見たら見えるかと思います。
その話はさておき、３章に関してはやはり、今後１０年程のタームで本市においての市民協働がどういう風にどういう戦略があるかということを読めないとまずいと思うのですが、結局二つの戦略があって、一つは委員さんがおっしゃることで、確かにともかく高齢者の数が多いですが、元気な方もたくさんおられますので、そういう方をもっと拡充できると、こちらの柱もきちんと市は方針として考えていかないといけないのではないかとおっしゃっていたと思いますし、私もそれはそう思います。非常に元気な人が多いですし、色々社会でご活躍なさった後、それぞれ色々な知識も知恵もあり、問題意識もあって、そういう方たちがたくさんおられますので、その方たちをどういう風にしていくかということが非常に重要だと思いますし、先生のご指摘で非常に面白く重要だと思ったのが、私もひょっとしたらもう一方の方、若い方たちとか女性の方たちとか、そうした方々がこの河内長野市でどのぐらい活発に活動されているのか、私自身ひょっとしたら見えていない人の一人かもしれないと思いました。だから、市として、これを書くときに少し失礼な言い方かもしれませんが、どういう風に評価して今後どんな風に伸ばしていきたいかという戦略とか方向性が見えないと、指針として中々まずいと思いました。３章を読んだときに、二つ方向性があり、こっちとこっちについてはこういう形で伸びていって欲しい、伸ばしていこうと、そして、ここの二つの橋渡しがとても重要だということを久先生がずっと繰り返しおっしゃっておられるわけで、橋渡しということを本市において１０年間でどうする、何をするかということを、個別に細かい事は書かなくてもいいですが、方向性が見えるような形で書き込まれている事が重要だと今日の皆さんの議論を聞きながら理解致しました。

久　会　長：はい、ありがとうございます。私も色々な地域でお手伝いしていますが、色々な活動をされている方々がいて、その方々がどれだけ動けているかはかなり違います。

委　　員：まちづくり協議会の話ですが、最初に色々な人と知り合いにならないといけないので、自治協働課のほうでミーティングをやらせていただいて色々なお話を聞くと、１個は上手くいっているところがあって、テーマが防災などいくつかに役割を分けている、１個は対立構造になっている、それ俺

らの仕事やないかみたいなことです。時代は変わっていると思いますが、そういう所もありました。そのプラットホームの話で、先生や皆さんもおっしゃるように、自治会であろうとまちづくりであろうとボランティア団体であろうと、その人が何をやっているかを知って、茨木市の話もありましたが、あの人運送屋をやっているのなら頼んでみようかとか、工務店をやっているのなら協力を頼んでみようかとか、そういうことが分からなかったら紹介していただいてお会いになっていくということが一番河内長野市にとっても、各地区でもそうだと思いますので、こちらから行政サイドが何をやっているのか見えているかというのと、行政サイドからもこの地区は何をやっているかが見えているということが、やはり理想だと思います。

久　会　長：他いかがでしょうか。

委　　員：やはりヒトが重要だと思います。自分はできないけどできる人を知っている、というのは私の周りでも何人かいますし、私自身も知っています。私はできる事はそんなにないですが、できる人は知っている。それを繋ぐことならできますので、若い人たちにも同じように、自分は直接できないかもしれないけど、困っていることがあったら繋ぐことができるということを伝えたいです。そう思うと、やはりヒトというのがヒトモノカネの中でも一番大事だと感じます。

久　会　長：ありがとうございます。

委　　員：そういう風になると、今の話は大体市民が勝手に動いたらいいではないかという方向になると思いますが、行政はそこでどういう役割を担ったらいいかというところですが、一つはやはり総合計画を参考にすべきだと思います。町の将来像というのがあるわけです。それに少し繋げるように、無理にすることはないですが、いいチャンスを見つけて市民の動きをそちらへ導くなどの役割が一つあるかと思いました。それと、前回の懇談会で、行政は相談に乗ってくれないという話をしましたが、これは公園河川課のことで、全部こちらで考えて、自分たちがやるのに全然話に乗ってくれないという話を少ししたことがありますが、一応色々とお世話になって、話し合いのテーブルはできました。ここ１カ月以内の話ですが、まだ本当に対等な立場でやれているかというと、まだこれからという感じはあります。やはり行政が中に入ってやってもらわなければならないこともあるわけ

です。自治会館の横の斜面をもう少しなんとかして欲しいと言っても、今は人もお金もないからできないと言われます。自治会も一緒にやるから一緒にここの整備をしてくれませんかと言った時に、一応その話のテーブルが出来たわけです。だからより対等に、ざっくばらんにもっとこうしようみたいな、その時に話し合いに加わってくれる人は、やはり市の職員さんなので市としての制約があるわけですが、制約があってすぐできないかもしれないけれど、個人としてこう思うということは言って頂きたい。それは答えられません、聞いてないから分かりませんではなく、市長になったようなつもりで発言をする、できるかできないかは別として自分はこう思うという事を言って欲しいと、そうしないと上手くいかないと思いましたので、行政の関わりについてお願いしたいです。

久　会　長：協働の時に行政職員として一番やって欲しくないのは、ブレーキをかけることです。やりたいと思っている人たちがいるにも関わらず、ブレーキをかけてしまうと、そこでお互い信頼関係がなくなり気分が萎えてしまいますので、どのようにその方々が出来るようにして差し上げるかの知恵を出す方向で一緒に考えて欲しいというのが行政職員さんへのお願いです。そういう意味では、自分の都合や立場で物事を考えてしまうと、どうしてもブレーキをかけてしまうので、そうではなく相手の立場で物事を考えて欲しいという事です。一つ、これも茨木市ですが、今市民会館を建て替え中で、その前に大きな広場が出来ているのですが、前の市民会館の跡地にちょっとした小さな広場があって、そこを実験的に使ってみようという話で動いているのですが、やはりオープンにしているので、夜中にスケートボードの若者が集まってきて、今回のオリンピックでもやっていましたように、どうしても手すりに乗ってやろうとするみたいです。そうすると手すりがボロボロになってしまうという話になって、担当の若手職員さんが夜中まで残って、スケボーやっている人たちに、「君らこういうことやってもらって壊されたら、これ自体を禁止せなあかんで。僕はそういうことしたくないねんけど、これどう考えるねん」という話をされたのです。「何言ってんねん、このおっさん」みたいな形で無視されたのですけど、１週間後にエピソードが起こって、違うメンバーがまた来ていて、「君ら顔見ない子やな、新しい子か」と言うと、「そうです。でもここは無茶したらあかんと聞いて来ました」と言ってくれたのです。つまりその前のグループが、しっかりと周りの人達にルールを守って使ってねということを言ってくれていたということです。そこを、だめだと言わない、そして禁止の張り紙をしない、まずはお互いコミュニケーションを取ってやってみようとしたこ

とによる良い方向に進んだ事例です。そのような職員さんが増えれば増えるほど、恐らく協働はますます進んでくるだろうということです。基本的姿勢の問題、これは先程委員さんおっしゃった話も含めて、どこかで上手く伝えられる方法があったらと思っています。他いかがでしょうか。

岡島副会長：最後に一つだけ。先程も申し上げたように、社会全体の動向と国の動向と市独自の動向について書かないといけないと、その市独自のことで一つ先程言い忘れていましたが、色んなご意見あるかもしれないですが、スーパーシティ構想について、市民協働との関係を書き込まなくてもいいかどうかと気になったとだけ指摘しておきます。以上です。

久　会　長：他いかがでしょうか。

委　　員：自治会のことも書いてありますが、これもやはり入れるのですか。自治会の活性化についても書いてあります。入れるなら入れて欲しいというのがあります。それは、自治会の活性化をするときに、まずその規模によって全然違うということです。５０人以下と１０００人近い自治会、全然違うので、そのような違いも考えないといけないというのが一つあります。それから、実際うちの自治会でもありましたが、毎年役員が１年毎にがらっと変わってしまうことがあります。そうすると、とにかく１年間我慢すればいいと役員になった人は考えますので、任期が終われば自分は知らない、次の人に引き継いで、もう自分は楽になったというニュアンスでした。やはりそのような組織の規約をもう少し工夫すればやりやすい部分もあるかもしれない、規約や仕組みの見直しが自治会のことを入れるのであれば、一つあればいいと思いました。

久　会　長：今の状況では、指針の割には書き込み過ぎているというところがありますので、どのあたりまで地域活動の話などを書き込むかも含めて検討につなげていけたらと思います。恐らく先程、委員さんがおっしゃったような話は、動かし方が今まで通りなので起こってしまう問題だと思います。そこをどういう形で変革できるかだと思います。

他いかがでしょうか。

少し細かい話で重要な話をもう一つ申し上げますと、会社法も改正になって合同会社ができました。今、地方創生で、地方で３０代４０代の人たちが作っている会社がことごとく合同会社です。市民活動団体が会社化するという方向の中で、合同会社という選択肢もあります、ということを書い

といて欲しいと思います。どうしても営利団体イコール株式会社みたいな書き振りになっているので、そうではない団体もあることを文章の中にも具体的に書いといて欲しいと思います。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私もこの指針を１５年前に一緒に作らせてもらいましたが、協働の必要性というのを昔は私もこのトーンで語っていましたが、今はかなり違っています。だから、そういうことで言うと、何のために協働が必要かということも１５年間で変わっていますし、社会も変わっていますから、そこも含めて書き換えて欲しいと思います。私が最近講演で呼んで頂いている時に使っている話が、元阪大総長の鷲田清一先生が「しんがりの思想」という本を書いているのですが、このしんがりの思想の中に、どうして市民が動けなくなったのかという章があります。それは近代化によってみんなが消費者になったからだということが書いてあります。税金払ったから市役所にやってくれ、民間企業でも色んな介護サービスも含めてサービスを買うということになって、お金で誰かにしてもらうという社会をこの１５０年つくってきた。ところが、今でも河内長野でも旧村から発達したコミュニティは、色んなことを自分たちでやっておられると思います。昔はそれが当たり前だったのです。ところがこの１５０年間、特に高度経済成長以降、お金で物事を動かせるようになってしまい、お金で誰かを動かすという社会になってしまっている、そこをもう一回改めて自分たちの問題は自分たちで解決できる力を持つということが必要ではないですかという話をしています。だから、財政難であろうとなかろうと、もう一度自分たちの問題は自分たちで解決できる力を持つ、そのためにコミュニティや活動団体をしっかりと動かしていくという社会にしていかないといけないという書き振りがあります。その辺りどこまで盛り込めるかわからないですが、どうもこの約数十年の間に私たちはお金で物事を解決してしまうところが一方であるからこそ、こういうコミュニティや自分たちの力が弱くなってきているのではないかと、それをもう一回改めて今後それでいいんですかということを問い直していくことも重要ではないかと思っています。

委　　員：もう一つ意見を言っていいですか。全く同感で、もう一つは何でも機械でやるようになって、人間の手作業でやることは少なくなりました。しかし、人間の手作業はエネルギーも一番少なくて済むと私は思っています。人間のエネルギーは食べ物ですけど、例えば機械だったらガソリン、油、電気など使うわけで、人間が行えば一番省エネになる、エネルギーを使わない、そしたらそれがＳＤＧｓにもつながっていいのではないかと思います。だ

から人間がより自分の手を使って、頭を使って動くようになった方がいいのではないかと、個人的な意見ですがそう思いました。だから先程言った消費者がお金で何とかしようとするというのも、自分はあまりないので、何でもできる事は自分でやるし、地域の中でもお金がかかるというから、では自分たちでやればいいと思います。

久　会　長：ありがとうございます。ではそろそろ１２時に近づきましたので、今日はこの辺りでいいでしょうか。事務局には非常に投げかける問題が大きかったかもしれませんが、私たちの意見を上手く使って頂ければより良い物になると期待していますのでよろしくお願いします。

第９期第４回河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会会議　次第

日　時：令和３年８月２７日（金）
　　１０時００分～１２時００分
会　場：河内長野市役所　３０１会議室

１．開会

２．案件
　１　　令和２年度の協働の取り組みについて（報告）

　２　　市民公益活動支援及び協働促進に関する指針について

　３　　その他

３．閉会

＜資料＞
　資料１　協働の取り組み～みんなで一緒に創るまちづくり～
　資料２　市民公益活動支援及び協働促進に関する指針
　資料３　市民公益活動支援及び協働促進に関する指針（改訂案）

資料１

協働の取り組み

～みんなで一緒に創るまちづくり～

河内長野市　自治安全部 自治協働課

令和２年度（令和３年８月作成）

－ 目　　次 －

１．はじめに　・・・　２

２．みんなで一緒につくるまち　・・・　３
～ひとづくりから始まるまちづくり～

＜４つの重点施策＞
３．市民公益活動の基盤づくり　・・・　４
①　市民公益活動支援センター（るーぷらざ）
②　市民公益活動支援補助金（一般型）
③　市民公益活動支援基金（ふれあいるーぷ基金）

４．市民と行政の協働促進　・・・　８
協働事業提案制度

５．市民相互の協働促進　・・・　９
地域まちづくり協議会

６．行政への市民参加の促進　・・・１４

＜特徴的な取り組み＞
７．協働のしくみづくり　・・・１５
①　地域サポーター
②　地域まちづくり協議会支援研修

８．その他の協働のとりくみ　・・・１６
①　ＮＰＯ法人の設立認証等事務の権限移譲
②　新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～
③　南花台スマートエイジング事業（担当課：政策企画課）

1. はじめに

本市は、平成１８年４月にスタートした「河内長野市第４次総合計画」において、「協働によるまちづくり」を理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、「自ら考え自ら実行する自律的なまちづくり」の実現に向け、取り組んでまいりました。平成 28 年 4 月からの第 5 次総合計画においても、基本政策の一つに「協働によるまちづくり」を掲げており、その理念を引き継いでいます。

平成１８年１２月には、第４次総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめた「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定しました。

現在は、この指針に基づきながら、市民公益活動をより活性化させていくための「市民公益活動の基盤づくり」、市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」、市民や自治会、市民公益活動団体などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」、市民と行政とが情報を共有し、協働によるまちづくりを進める「行政への市民参加の促進」の４つの取り組みを進めているところです。

本報告書は、これらの「協働によるまちづくり」の推進状況をまとめたものです。

自治協働課

みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～

地域力UP プロジェクト

市民（地域・事業者）

- 自治会・町会
- 地域まちづくり協議会・交流会
- 各種地域団体
- NPO法人
- 地域住民
- ボランティア団体など
- 事業者

市民公益活動支援基金
市民公益活動支援補助金
市民公益活動補償制度

支援・協働・参画

協働事業提案制度

市民公益活動支援センター るぷらざ

行政

地域サポーター

自治協働課
主に全体の調整など統括的な業務

課 課 課 課 課

連絡調整会議
複数の課の調整が必要な場合など、地域サポーターや自治協働課だけでは解決できない調整事項を協議

一部は研究会委員へ

庁内組織
（協働の委員会・研究会）

協働事業推進員
（各課１名）

例：南海電鉄や河内長野ガスなど、事業者と市の協定

民（産）　官　学

例：大阪府立大学と西條酒造の連携

例：関西大学等と市の協定

人づくり

市民大学くろまろ塾

教育機関

- 高等学校
- 大学・短大
- 専門学校
- 小・中学校
- その他専門機関

人づくり

地域力ＵＰサポート研修

2. みんなで一緒につくるまち ～ひとづくりから始まるまちづくり～

3. 市民公益活動の基盤づくり

3－① 市民公益活動支援センター（るーぷらざ）

市民公益活動に関する情報提供、人材の育成、相談及び助言などの様々な機能を通じて、市民公益活動の立ち上げなどを支援するとともに、市民公益活動団体や市民・自治会・企業・行政などをつなぎ、交流や協働を促進する施設として、平成 19 年 11 月 29 日に供用を開始しました。

第３期（平成 28 年４月１日～令和３年３月 31 日）の指定管理者に、第１期、第２期と同じく「NPO 法人はぴえる※（旧：特定非営利活動法人かわちながの市民公益活動推進委員会）」が公募により選定され、市民公益活動団体同士の協働促進、団体と施設や企業等とのマッチングなど、ソフト事業を中心に充実を図りました。

※平成 28 年３月８日付で名称変更

るーぷらざ外観

るーぷらざ ホームページ

マッチングのための
情報収集と提供

＜施設の概要＞

【名称】河内長野市立市民公益活動支援センター（愛称：るーぷらざ）
【場所】河内長野市昭栄町８－12
【開館時間】　9:00～21:00　土・日曜及び国民の祝日　9:00～17:30
【休 館 日】　毎週火曜日　年末年始（12/29～1/3）

名称	面積	機能等	有料施設（月）
情報スペース	12.48 ㎡	市民公益活動や協働に関する様々な情報を収集・提供するためのスペース	－
交流スペース	27.00 ㎡	利用者同士が自由に交流を行うスペース	－
ワークスペース	19.20 ㎡	団体のチラシや資料などを作成するためのスペース	－
ミーティングスペース	52.80 ㎡	急な打ち合わせや、簡単なミーティングなどに利用できるオープンスペース	－
相談スペース	8.40 ㎡	市民公益活動や協働に関して相談を行うスペース	－
事務局スペース	18.06 ㎡	管理運営団体が事務を行うスペース	－
貸事務ブース	59.68 ㎡	簡単な事務所として利用できるスペース ・全９ブース（平成３０年度使用実績＝６ブース）	3,500 円／月（３年以内） 5,000 円／月（４年目以降）
湯沸スペース	2.40 ㎡	誰もが譲り合って利用できる湯沸しスペース	－
貸しロッカー		各団体の書類や消耗品などを保管できる貸ロッカー ・Ａ４サイズ 18 個　・A3 サイズ８個 （平成３０年度使用実績＝12 個）	１個 100 円／月

＜施設の役割＞

（１）設置目的

市民活動を支援し活性化を図るとともに、協働を促進し、公益の増進に寄与するため

（２）基本的な役割

①市民活動の活性化

②ネットワークづくりの促進

③協働の促進（仲介機関としての役割）

（３）センターの利用対象

市民活動を行っている、またはこれから行おうとする個人や団体

（４）センターの機能

①情報の収集及び提供機能

市民活動を促進するための情報、活動支援のための情報、協働の促進に関する情報など様々な情報を収集・提供する機能。

②人材育成機能

個人に向けた市民活動への参加促進や、市民活動の活性化や協働促進につながる人材を育成する機能。

③相談・助言・コーディネート機能

⑴市民活動を実施するうえでの各種課題に対する相談・助言や、これから活動を始めたいという人に対する相談・助言を行う機能。

⑵場所の提供など市民公益活動団体の立ち上げを支援する機能。

⑶ボランティアをする人としてほしい人をつないだり、目的が同じ団体同士や様々な主体をつないだりして、より効果的に市民活動が展開されるよう支援や協働を促進するためコーディネートする機能。

④連携及び交流促進機能

より効果的に市民活動が展開されるよう、様々な組織間のネットワークの促進を支援する機能。

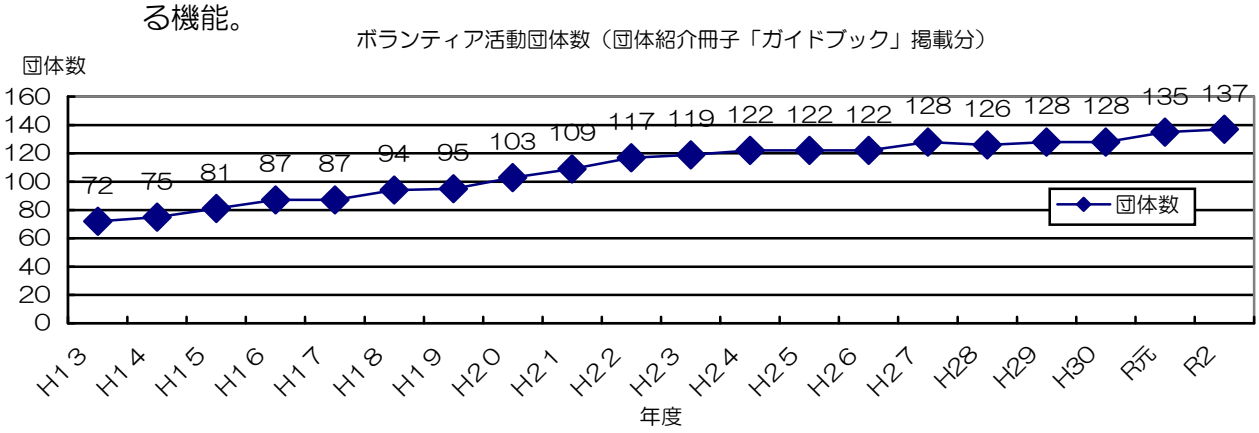

～成果と課題～

・令和２年度も地域課題への関心についての醸成や市民公益活動団体の質の向上のため、ＳＤＧｓとの関連性を意識しながら団体支援を実施しました。また、市民公益活動支援センターの機能移転に向けて社会福祉協議会等の関係団体と調整を行いました。

・機能移転後、円滑な運営及び地域支援も含め更なる機能充実を図るため、情報収集を実施しながら団体ニーズに沿った支援体制の確立を目指します。

３－② 市民公益活動支援補助金（一般型）

市内における地域や社会の課題解決や新たな公共サービスの充実を図るための市民公益活動に補助金を交付することにより、市民公益活動の活性化や協働の促進を図りながら、協働によるまちづくりを進めていくことを目的とする制度です。市民公益活動支援基金（ふれあいるーぷ基金）を財源として、平成 22 年度に導入されました。

＜補助の種類＞

募集コース		補助率	補助限度
初動支援コース	市民公益活動に取り組んで３年以内の団体が行う市民公益活動事業（同一事業で３回まで応募可）	３／４	１０万円
自主事業支援コース	市民公益活動に原則１年以上取り組んでいる団体が行う市民公益活動事業（同一事業で３回まで応募可）	１／２	３０万円

＜これまでの交付事業数＞

年度	交付事業数	（内訳）		補助金額
		初動支援	自主事業支援	
平成２２年度	3	2	1	290,000
平成２３年度	4	3	1	446,000
平成２４年度	7	4	3	857,000
平成２５年度	5	4	1	383,000
平成２６年度	4	1	3	499,000
平成２７年度	5	1	4	573,000
平成２８年度	2	0	2	162,000
平成２９年度	4	3	1	329,000
平成３０年度	1	0	1	226,000
令和元年度	1	1	0	100,000

＜令和２年度の交付決定事業＞

１件応募があったものの、新型コロナウイルスの影響により取り下げられた。

～成果と課題～

・これまで３６事業（同一事業含む）・２５団体に対し補助金を交付しており、団体の事業の充実が図られ、団体の自立が進むなど、市民公益活動の裾野に広がりが見えています。

・一方で、令和元年度は交付事業が１件（応募１件）、令和２年度は０件（応募１件）と、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、低調となっています。

・今後については、市民公益活動の更なる活性化を図るため、かわちながのボランティア・市民活動センター（旧市民公益活動支援センター）との連携のもと、講座の実施や自治会やＮＰＯ法人等の団体へより効果的な周知を行い、応募数の増加を目指します。

３－③　市民公益活動支援基金（ふれあいるーぷ基金）

市民公益活動に直接携わることができない人も寄附という形でまちづくりに参加できる制度として、市民、市民公益活動団体、事業者などからの寄附金を基金に積み立て、市民公益活動支援補助金の原資となって市民公益活動を社会全体で支えていくものです。

また、マッチング・ギフト型の方式を採用することで、寄せられた寄附金と同額を市も基金に上乗せして積み立てます。

＜制度の概要＞

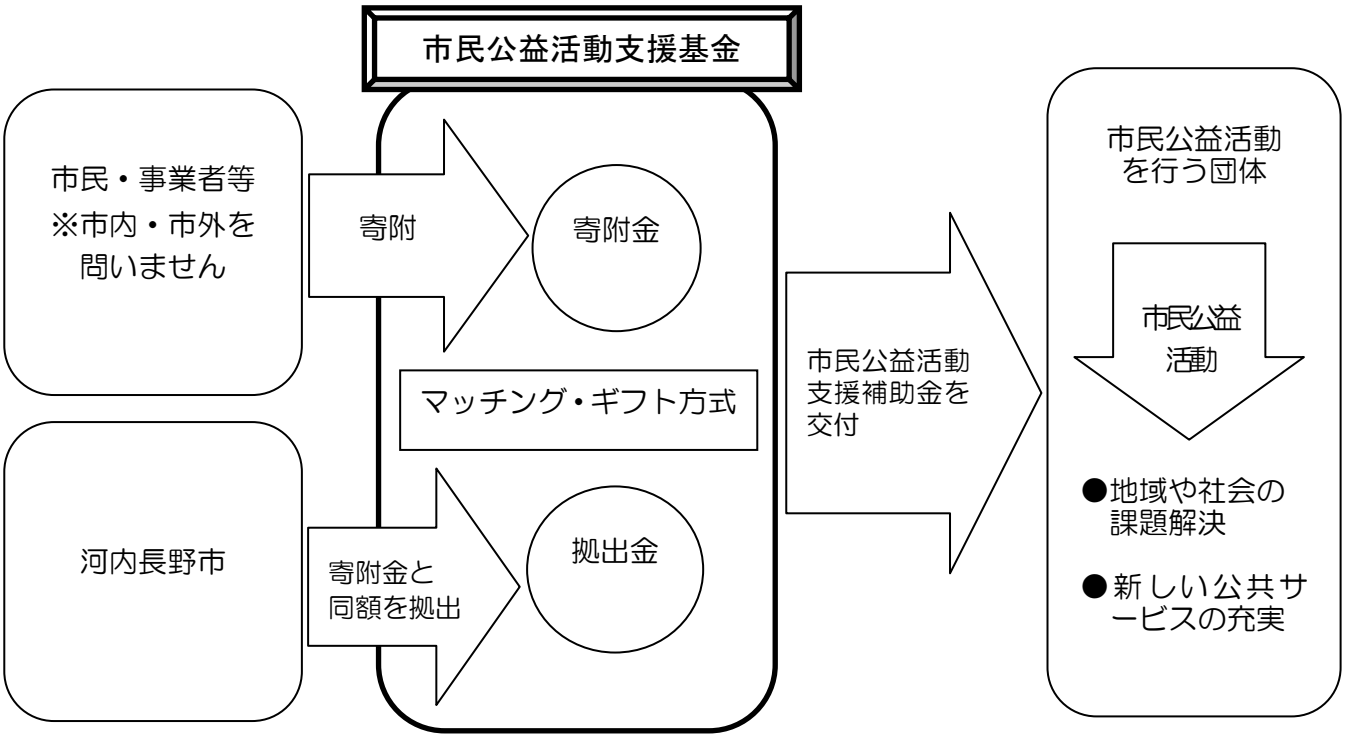

＜基金の状況＞　※令和３年３月３１日現在

内　　容	件数（件）	金額（円）	備　　考
基金残額	－	11,964,078	
（内訳）前年度繰越	－	12,760,904	
寄附金（積立額）	３１	552,469	※
マッチング額		443,048	
利息		7,657	
基金取り崩し金		△1,800,000	地域まちづくり支援拠点整備費

※寄付金額 829,000 円から返戻品等の経費分（276,531 円）を引いた金額。

4. 市民と行政の協働促進

協働事業提案制度

市民公益活動の専門性や柔軟性等を活かした事業の提案を公募し、市民と市が協働することで、地域や社会の課題の効果的・効率的な解決を図るとともに、市行政への市民参加の促進を図り、暮らしやすい地域社会を実現していくことを目的とする制度です。

＜制度の種類＞

市民自由提案部門	テーマ設定がなく、市民の自由な発想による事業を提案
市設定テーマ部門	市が提示した概要書に基づき、市民が具体的な事業を提案

※令和２年度市設定テーマ

テーマ名称	担当課
①木のある暮らしの魅力発信	農林課

＜令和２年度の結果＞

市民自由提案部門において１件応募があったが、他制度を利用して実施した。

～成果と課題～

・平成２２年度の制度開始以降、１１年間で１０事業が成案化、または他の制度により実現しており、協働により取り組むことで、各事業の充実が図られています。
・一方で、一定の事業が既に協働により実施されており、また、団体にとって成案化までのハードルが高いことなどから、近年は市設定テーマ及び応募数が減少傾向にあります。
・今後については、庁内各課と密に連携をし、市設定テーマの増加を図るとともに、自治会やＮＰＯ法人等の団体に対しても、本制度についてより効果的な周知を図ることで、応募数の増加を目指します。また、他市で実施している協働事業に係る同様の制度等を参考に、協働事業提案制度の見直しについても検討を進めることで、更なる協働事業の促進を図ります。

【参考：これまでの成案化事業】
・ひとで不足農家の支援活動（菜園クラブ・農林課）
・花いっぱい街づくりサポート（NPO 法人フルル花の福祉の地域応援ネット・財政課）
・美加の台第 10 緑地植樹事業（美加の台自治会連合会他・公園緑地課）
・ファーストステップトライアル事業（NPO 法人淡路プラッツ・青少年課）
・市民が活躍する岩湧の森の活用事業（NPO 法人トモロス・農林課）
・協働による向野緑道のリニューアル事業（アメニティ長野自治会・公園河川課）
・サポートブック「はーと」を拡げる活動（ピアはーと・障がい福祉課）

5. 市民相互の協働促進

地域まちづくり協議会

「地域まちづくり協議会」は、概ね小学校区を一つの単位とし、自治会・町会をはじめ、地域で活動する各種団体、NPO、事業者、住民など、多様な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域の課題解決やまちづくりに取組んでいく組織です。これまで、全１３小学校区のうち、１１小学校区で地域まちづくり協議会が設立され、地域の特性に応じた活動を進めており、残る２小学校区についても、地域ぐるみの取り組みに向けた話し合いが進んでいます。

新型コロナウイルスの影響により、活動に制限がかかる一方で、Zoom や SNS を利用した活動を行うなど新たな活動を創出した地域や、従来の事業を実施するために、やり方を工夫する地域が見られました。

市では、「地域まちづくり協議会」の組織化や地域まちづくり活動の支援など、地域の自主性を尊重した支援を行っています。

（１）財政支援　　地域まちづくり支援補助金　上限４０万円（１０／１０補助）
　　市民公益活動支援補助金制度（地域まちづくり型）　※P.１２参照
（２）人的支援　　地域の主体性を尊重した職員（地域サポーター）の関わり
（３）その他支援　相談・情報提供、講座の開催など

○地域別計画について

平成２８年からの河内長野市第５次総合計画において、地域まちづくり協議会のメンバーを中心に、市民参加のもと検討会議を開催し、地域の将来像や市民が主体的に行う取り組みなどをまとめた地域別計画を策定しました。現在は、地域が主体的に地域別計画に取り組み、地域の特性に応じた個性あるまちづくりを進めています。令和２年度は地域別計画の見直しを政策企画課主導で行いました。

○地域まちづくり協議会の状況

・長野小学校区まちづくり会議　～ゆめ・街・ながの～

平成２３年７月に設立。情報誌の発行や SNS による情報発信、子育て世代が参加しやすいイベントの開催、zoom 講座などのコロナ禍における SNS を利用した地域活動支援などを実施。

・小山田小学校区まちづくり会　～集い・ふれあい・感動～

平成２４年４月に設立。寺ヶ池公園を拠点に、夏休みのラジオ体操、ウォーキング、ふれあいカフェ、地域情報誌の発行、廃油回収、地域防災マップの作成及び戸別配布などを実施。

・川上小学校区地域まちづくり協議会

平成２４年６月に設立。ウォーキングイベント、休耕地の活用、防災視察研修、学校行事への協力、交流サロン「くつろぎ」などを実施。

・高向小学校区“ひと・まち・ゆめ”づくり会

平成２４年９月に設立。フラワープランター設置、地域資源マップの発行、校区防災連合会の設置、地域の営みＤＶＤの活用などを実施。

・南花台まちづくり会　～未来に向けて！咲くや心に南花台～

平成２５年１０月に設立。夏休みラジオ体操、産官学民で進めるスマートエイジング事業への協力、フラワーロード造り、未就学児と保護者のための「キッズステーション」などを実施。

・楠小学校区つながろ会

平成２５年１１月に設立。校区防災訓練や防災視察研修の検討、ホームページやフェイスブックを活用した広報活動を実施。自主防災組織・関係機関との連携強化など安全・安心への取り組みを主要なテーマとして活動中。

・石仏小学校区まちづくり会

平成２５年１２月に設立。地域広報紙「ほっこり」の発行、地域住民が交流できるコニュニティサロンを開催、ふれあい花壇の整備、見守り活動の体制強化、天見川一斉清掃への協力、学校支援ボランティア増員の取り組みなどを実施。

・三日市小学校区まちづくり協議会

平成２６年９月に設立。高野街道名所への案内看板設置、あいさつ運動、防災行政無線を活用した放課後放送の実施、地域情報誌の発行、将棋大会、歴史学習会、クリーンウォーク、多聞丸（楠木正成）の PR 活動などを実施。

・美加の台まちづくり協議会

平成２６年１１月に設立。コミュニティルーム「さくら」の管理運営や桜の鑑賞会、キロポストの設置、キッズスクール、さくらウォークなどを実施。

・千代田小学校区みんなのまちづくり会

　平成２６年１１月に設立。買い物代行サービス、校区防災避難訓練、校区防災マップの作成、小学生等への学習支援「ちよだ寺子屋」、地域清掃活動、女性部会の立ち上げ、まちづくりカフェなどを実施。

・天見地域まちづくり協議会

　平成２７年２月に設立。観光マップの作成、マップやアスマイルを活用したウォーキングイベント、天見の未来を考える検討会議の開催、放課後児童教室などを実施。

○市民公益活動支援補助金（地域まちづくり型）

平成２８年度より、地域まちづくり協議会が地域別計画等に基づき実施する施設の整備等のハード事業に対し、公開プレゼンテーション及び第三者による審査の上、補助金を交付しています。

平成２９年度からは従来のハード事業に加え、新たにソフト面でのまちづくり活動に補助金を交付するコースを設け、地域課題の解決に向けた事業等の支援を行いました。令和２年度については、新型コロナウイルスの影響もあり、応募はありませんでした。

＜補助の内容＞

募集コース		補助率	限度額
ソフト事業コース	主にソフト面でのまちづくり活動を中心とした事業	１０/１０	３０万円
ハード事業コース	施設等の新設、改修、保全等のハード事業		５０万円※特別に認められる場合は２００万円

＜交付事業数及び交付額＞

年度	交付事業数	（内訳）		補助金額
		ソフト事業	ハード事業	
平成２８年度	4		4	1,941,108 円
平成２９年度	5	2	3	2,710,981 円
平成３０年度	1	1	0	300,000 円
令和元年度	2	2	0	384,954 円

＜令和２年度の交付決定事業＞

◎ソフト事業コース

なし

◎ハード事業コース

なし

○地域まちづくり協議会連絡会

地域まちづくり協議会同士の情報交換の場として、学識経験者を招き年１～3 回連絡会を実施しておりますが、令和２年度は新型コロナウイルスの影響により実施できませんでした。

○今後の取組の方向性

地域まちづくり協議会は、自治会・町会をはじめ、各種団体などによるネットワークを活かし、活動を進めていますが、一部の校区では自治会・町会から活動への理解・参加が十分に得られていない場合があります。また、今後は地域別計画等に基づき活動の充実を図られるよう、地域の実状に応じた財政支援の構築が求められています。

＜体制の充実＞

・「自治会・町会及び連合自治会を基盤とした地域まちづくり協議会」が地域の核として主体的に地域のまちづくりを展開できるよう、将来の条例化も見据えながら、まずは自治会・町会をはじめ、市民への理解促進に努める

～成果と課題～

・最初の地域まちづくり協議会の設立から９年が経過し、「交流」を中心とした事業から一部で「課題解決」に対する取り組みが見られるなど、徐々に活動の内容が充実してきています。
・地域別計画の策定や新たな補助金制度の実施などを一つの契機とし、地域における必要な取組の検討など地域の主体的な議論が進んでおり、団体の成熟がみられます。
・役員らの世代交代が行われ、現役世代が中心となった地域も出てくるなど、新たな団体の運営方法等を模索しながら進めています。
・一方で、大半の地域については、設立から一定の期間が経過したなかで、中心となる役員の担い手の固定化などが課題となっており、新たな担い手の発掘やさらなる体制の充実が課題となっています。
・今後、社会福祉協議会と共に地域支援を実施していくなかで、課題解決型のまちづくり協議会の推進に向け、地域支援のあり方を検討する必要があります。

6. 行政への市民参加の促進

市の施策に、市民の意見を反映するため、その企画立案から決定までの過程において、市民の意見を聴く手続き等を行った取り組みについて全庁的に調査を行い、行政への市民参加の状況を把握し、令和元年度の「市民参加の実績」として、市ホームページで公開しました。

＜市民参加の実績＞

項　目	内　容	平成３０年度実績	令和元年度実績
(1)市民ニーズの把握	①市民アンケート ②ヒアリング	６件 ０件	４件 ０件
(2)市民意識の反映	①パブリックコメント ②アイデア・提案募集	６案件 （意見２７件） ０案件	４案件 （意見３５件） ２案件
(3)情報の共有・相互理解	①意見交換会 ②ワークショップ	１８回 １８回	１２回 １９回
(4)合意形成	①公募のある審議会等 ②のべ公募委員数	１６審議会等 ２１人	１７審議会等 ２４人
(5)公開	①公開制度対象の会議開催数 ②のべ傍聴者数	５４回 ３２人	４９回 ７人

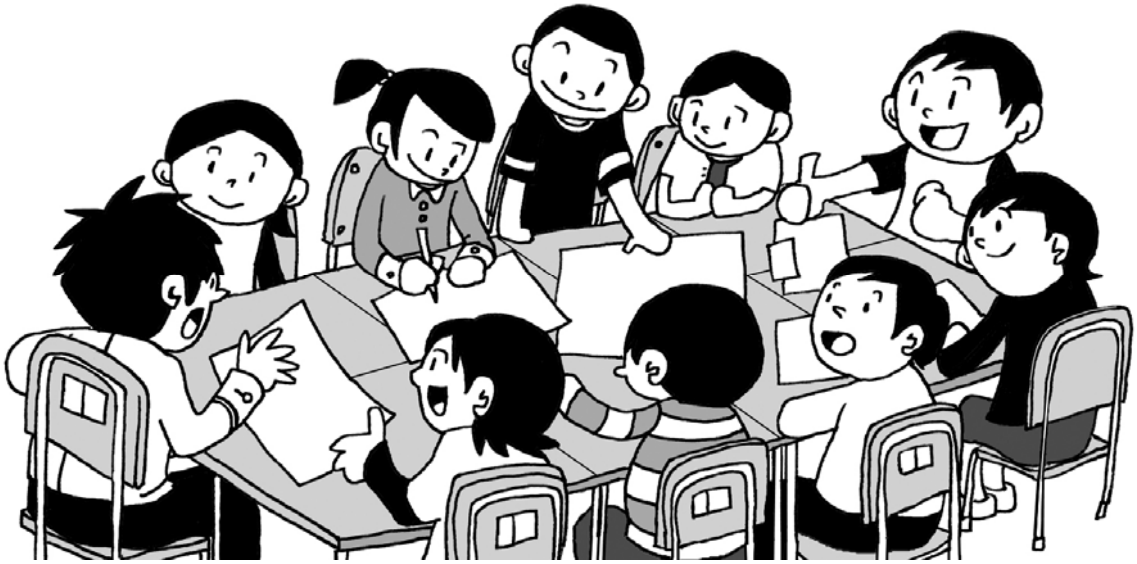

7. 協働のしくみづくり

7－① 地域サポーター

市民相互の協働による自律性の高いまちづくりを進めるため、職員による効果的な人的支援を行う「地域サポーター制度」を平成 23 年度より運用しています。令和２年度は、公募により任命された９名の地域サポーターが各小学校区に配置されました。

7－② 地域まちづくり協議会支援研修

平成２３年度より各小学校区に地域まちづくり協議会が設立され、９年が経過し、協議会活動において収入を得る協議会も出てきている中、今後の協議会活動を発展的に推進するため、地域サポーター等を対象として、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスについての知識や法人格取得の手続き等についての研修を実施しました。

～成果と課題～

・多様化・高度化する地域課題を解決するため、地域まちづくり協議会では様々な取り組みが進められており、それらの活動を支援する地域サポーターの更なるスキルアップが必須となっています。
・今後も定期的に地域サポーターを対象とした研修を実施し、地域まちづくり協議会の支援の充実を図ります。

8. その他の協働のとりくみ

8－① 特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証等事務の権限移譲

平成 22 年 10 月より、大阪府から権限移譲を受け、特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立認証等事務を行っています（所管法人数：３８法人（令和３年８月現在））。

8－② 新たな協働のしくみづくり～産官学民の連携～

人口減少や少子・高齢化、ライフスタイルの変化などにより、市民ニーズが多様化するなか、効果的な地域課題の解決を図り、魅力ある地域づくりを進めるためには、市民や行政だけでなく、事業者や教育機関など、多様な担い手がそれぞれ役割を果たしながら、連携・協力し、まちづくりを進めていく必要があります。そこで、地域の事業者や、先端的・創造的な教育・研究活動に取り組む大学などとの連携の強化を図り、住民福祉の向上や、産業活動の活性化等、まちの活性化を目指しています。

これまで関西大学や大阪大谷大学と連携協力に関する協定を締結し、幅広い分野での連携を進めています。また、災害時の相互協力や一人暮らし等の見守り活動に関する協定など、市内の事業者等と協定の締結を進め、多様な担い手によりまちづくりを支える仕組みづくりを進めています。

関西大学・コノミヤとの「丘の生活拠点」形成に向けたまちづくり連携についての協定
（平成３０年１２月）

～成果と課題～

・NPO については、解散や事務所移転により所管法人数は減少しています。

・新たな協働の仕組み作り　・産官学民の連携については、ここ数年政策企画課で公民連携デスクというものを新たに設け、そこで様々な展開をしています。

８－③　南花台スマートエイジングシティ事業（担当課：政策企画課）

南花台は、大阪府が進める「スマートエイジング・シティ」のモデル地域に位置付けられ、今、住んでいる人が住みなれた場所で、安心して快適に住み続けられるまちを目指しながら、まちの活力を維持し、新たな住民も、民間投資も呼び寄せる多世代循環型のまちづくりをモデル的に展開しています。今後、急激に高齢化が進む開発団地のこれからを考え、まちづくりに必要な仕組みの研究を、地域住民をはじめ、公・民・学の連携により進めており、地域住民が主体となり、様々な事業が動き出しています。

○買い物応援・生活応援プロジェクト

高齢の方や子育て世代など買物に不便を感じている方を対象に、住民の有志が多少の謝礼により、買物した商品を自宅までお届けする支え合いの取り組みを社会実験として実施しています。また、平成３０年５月から、庭の草引き等の生活支援に範囲を広げてサービスを提供しています。

さらに、令和２年度には買い物代行（買い物応援＝買い物に同行、買い物代行＝買い物リストに基づき買い物を代行し、家までお届け）にも取り組み始めました。

＜取り組み実績（令和３年３月末時点）＞

① 買い物応援　118件（H29/14、H30/56、R1/44、R2/4）

② 生活応援　　129件（R1/33、R2/96）

＜利用料金＞

① 300円／回　※買物かご２ケースまで

② ２名１組で１時間1,600円

＜利用の流れ＞

① コノミヤ南花台店で買物⇒利用券を購入し、待機しているスタッフに渡す⇒スタッフが台車などに荷物を乗せ、玄関先までお届け（原則として一緒に歩いて帰る）

② 利用の申し出（事務局の携帯に電話）⇒コーディネーター訪問（依頼内容の確認）⇒作業内容の打ち合わせ（作業時間と費用の見積もり）⇒生活応援スタッフによる作業

○子育て家族の憩いの場　「ふれあいテラス」がオープン

コノミヤ南花台２階に関西大学の学生らが中心となり、地域の方と一緒にコノミヤテラス黄色の部屋を整備。黄色の部屋を借り、子育て家族のための憩いと遊びの場を令和元年11月にオープンしました。南花台まちづくり会の子育て部会と連携し、株式会社コノミヤの協力やあいっくの保育士、関西大学の学生らのサポートを受けながら、子育て世代の情報交換やシニア世代との交流の場所として運営しています。

開催日時　月・木曜日10時～16時
対　　象　未就学児とその保護者
参 加 費　無料

※月・木曜日以外は部屋を有料（１時間１人あたり100円）で貸し出している。子育て家族同士の集まりの場やファミリーサポートで利用されたりしている。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、開催日時等が一部変動している。

資料２

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

河内長野市

平成１８年１２月

指針の策定にあたって

昨今、市民の意識が、「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」に変化するとともに、市民からのニーズも、かつてないほどに複雑化・多様化しています。

このような状況に対応するには、行政として充分な体制づくりが必要となりますが、現在の都市経営の状況を考えますとき、求められる全ての市民ニーズに、きめ細やかに対応していくことは、非常に難しくなっています。

一方、ボランティア活動などに生きがいを見いだしたり、大規模災害発生時に市民同士が助け合うなど、まちづくりに対する市民の意識は高まっています。

そのような時代潮流を背景に様々な考察を行いますと、行政のみならず、市民、事業者をはじめとする皆さんが、自らが持つ「知恵」を出し合い、「資源」を補い合うという「協働のまちづくり」がクローズアップされ、この考えを実行することが、市民の満足度を高めることにつながると考えています。

このような観点から、平成１８年４月にスタートした「河内長野市第４次総合計画」には、「協働のまちづくり」をまちづくりの理念の一つとして掲げ、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律的なまちづくり」の実現を目指しています。

また、この総合計画の策定と時を同じくして、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会を設立し、貴重なご意見や真摯（しんし）なご議論のもと、本年７月には、「市民公益活動の支援及び協働促進に関する提言」を頂だいすることができました。

この提言には、今後とも行政が担うべき責任は担いつつも、これまでの「行政主導型」から、多様な担い手が信頼関係を構築し、それぞれが自らの知恵や資源を重ね合わせ、地域の課題などに取り組む「協働型」のまちづくりへと、行政運営の仕組みを転換する必要性が盛り込まれています。

このたび策定いたしました指針は、総合計画の理念と、その理念に沿った提言を最大限尊重し、本市が進める市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方や方策をまとめたものです。

今後は、この指針にもとづき、市民一人ひとりのお力添えのもと、「協働のまちづくり」が進展し、「自律的なまちづくり」の基礎が築かれることで、都市の将来像である「みんなで創る　潤いめぐる　緑と文化の輝くまち　河内長野」が実現するものと確信しています。

平成１８年１２月

目　　次

はじめに

1．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1．本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．本指針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3．これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4．用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１章　協働によるまちづくり

1．今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1．協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2．今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2．協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1．協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3．行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1．自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2．行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3．「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第２章　支援・協働のあり方

1．市民公益活動の意義と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
1．市民公益活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2．市民公益活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2．支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1．支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3．推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
1．推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第３章　推進の具体的な方策
●１．市民公益活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
１．普及啓発・参加促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
２．情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
３．人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
４．資金確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
５．活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
６．ネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
●２．市民と行政の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１．協働促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
２．協働事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
●３．市民相互の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
１．特定のテーマによる協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２．特定の地域による協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第４章　推進の仕組み
●１．ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
１．ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
●２．体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
１．推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
２．中間支援組織の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

１．はじめに

１．本指針の目的

本指針は、「河内長野市第４次総合計画」の都市の将来像である「みんなで創ろう　潤いめぐる緑と文化の輝くまち　河内長野」をふまえ、その理念の一つである「協働のまちづくり」を進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

２．本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに

考　え　方

第１章：協働によるまちづくり 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割

第２章：支援・協働のあり方 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割

方　　策

第３章：推進の具体的な方策 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について

第４章：推進の仕組み 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり

３．これまでの経過

本指針の作成に至る経過は、以下のとおりです。

平成１０年　８月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成１１年１０月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成１２年　６月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成１２年～現在	市委託事業である「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託を行っており、現在、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ、これまでの事業で積み重ねたノウハウやネットワークを活かしながら事業を展開。
前回の提言策定以降、社会状況の急速な変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しており、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなってきています。また、地方分権の進展によって、行政は市民と一緒にまちづくりを行っていくことが求められているとともに、ボランティア活動などに生きがいを見いだす市民も増えてきています。 これらの状況を見据え、自治会など地域型組織をも含めたさらなる市民公益活動の活性化を図りながら、様々な課題に行政だけでなく市民も含め、みんなで解決を図っていく「協働によるまちづくり」を積極的に進めていく必要があります。	
平成１６年　６月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくために、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成１６年　６月～	上記懇談会を中心に、庁内組織である「河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会及び研究会」や、庁外組織であり、これまで支援策を展開してきた「かわちながのボランティア活動推進委員会」をはじめ、フォーラムや意見交換会などを通して、広く市民の参加を求めながら、市民公益活動の支援及び協働促進についての考え方や方策などについて討議を重ねる。また、平成１８年５月に提言の中間案について、広く市民の意見を募集し、懇談会で検討のうえ、必要な部分について提言に反映。
平成１８年　７月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成１８年１２月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。

４．用語の定義

（１）市民公益活動とは

・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公　益とは：不特定多数の第三者の利益。（特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含みます。）

共　益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営　利とは：利益追求を目的として活動すること。
（活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。）

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。
（活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。）

・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。

・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。

・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手（次ページ参照）の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

（２）市民公益活動の担い手について

①市民とは

ａ．市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※１参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

ＮＰＯ法人（注１）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

ｂ．その他の団体

ＮＰＯ法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（中間法人や労働組合など）、趣味の団体など

ｃ．市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人

なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人

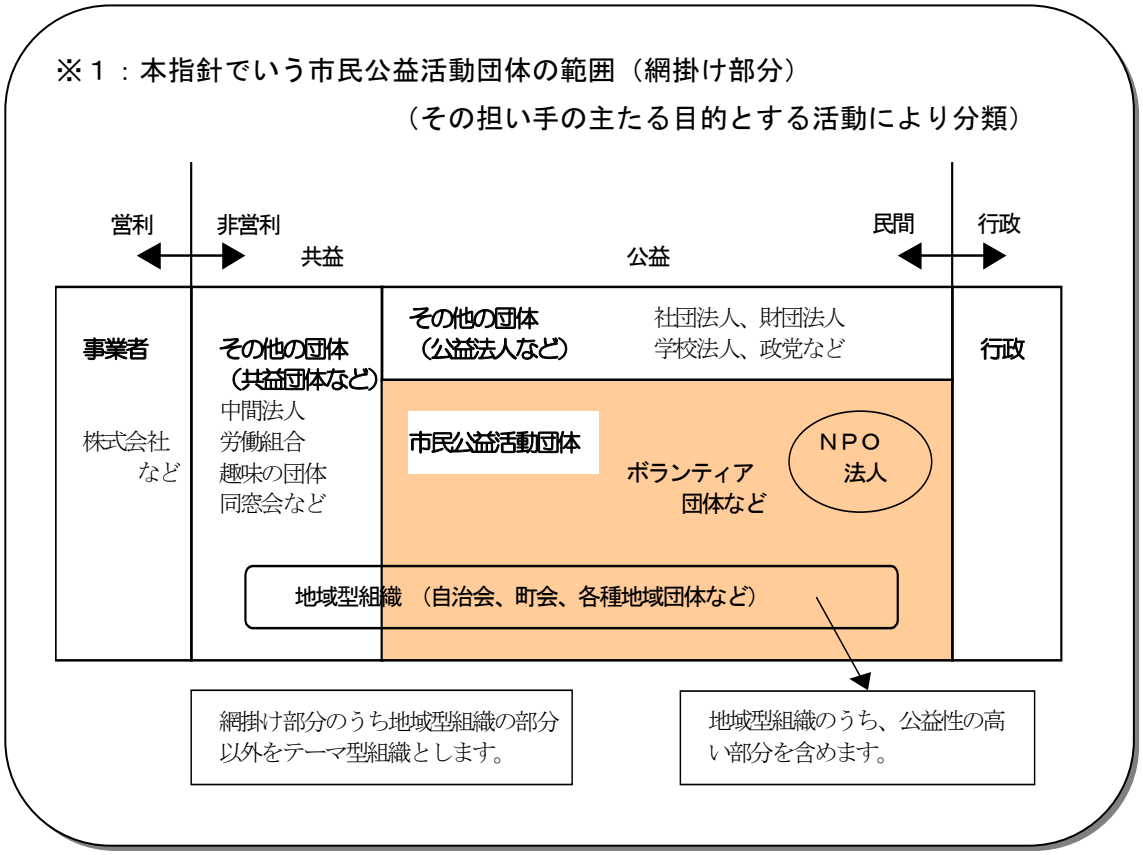

・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※２参照）により整理します。

※２：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主な活動の担い手		
		市民公益活動団体	その他の団体 （例：共益団体）	事業者
		NPO 法人、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

（注１）ＮＰＯ法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。

第１章　協働によるまちづくり

１．今、なぜ協働が必要か

１．協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

２．今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなってきています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※３参照）

（１）まちづくりへの市民意識の高まり

・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっています。

・また、阪神・淡路大震災などに見られた災害時のボランティア（注１）やＮＰＯ（注２）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいこうとする動きが出てきています。

・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

（２）地方分権への流れ

・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。

・行政は市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

（３）多様化・高度化する市民ニーズへの対応

・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴い、市民ニーズが多様化・高度化しています。

・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、市民個人の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなってきており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

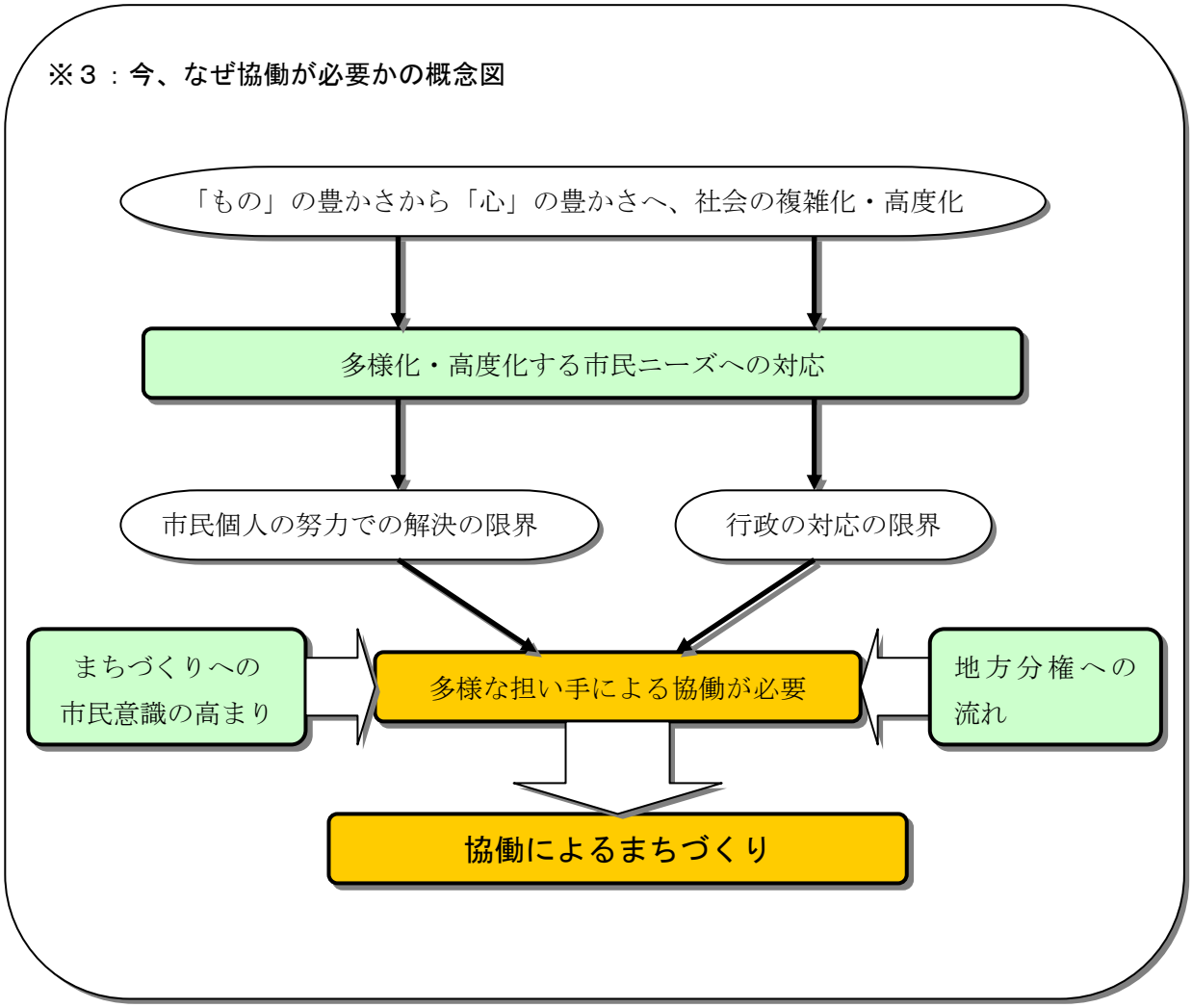

（注１）ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

（注２）ＮＰＯ：NPO とは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。なお、ボランティア団体も NPO となる。

２．協働によるまちづくり

１．協働によるまちづくり

今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」（※４参照）という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」（※５参照）を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※４：「これまでの公共」

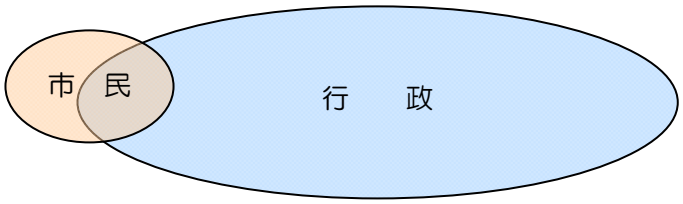

※５：「新たな公共」

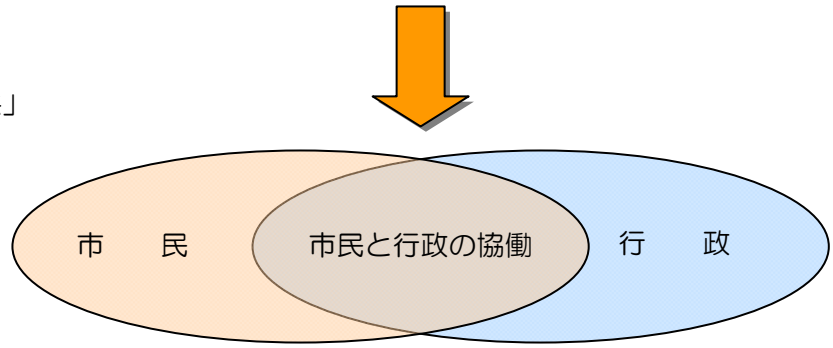

この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」（※６参照）と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」（※７参照）が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※６：「市民と行政の協働」

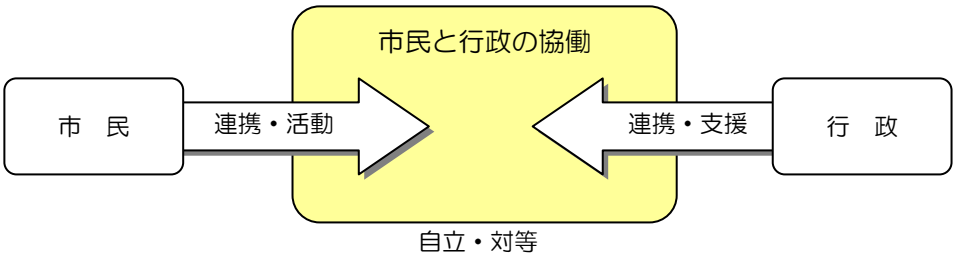

※７：「市民相互の協働」

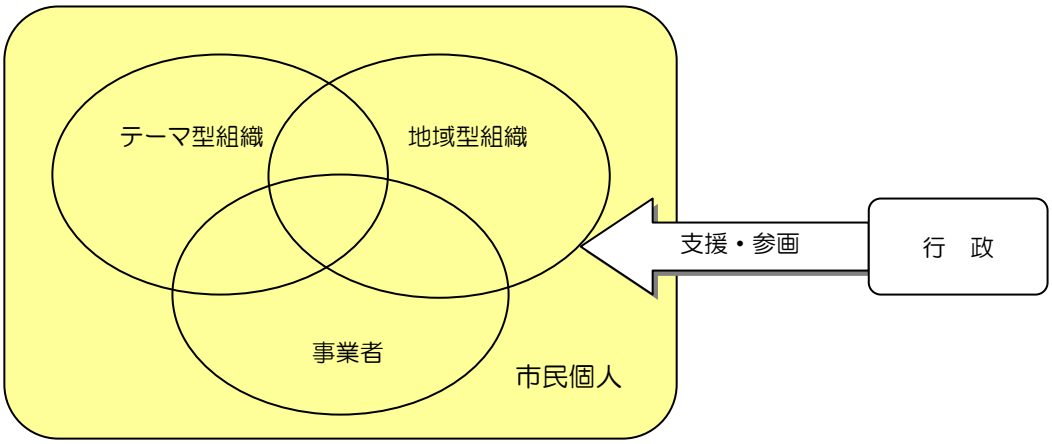

それぞれの組織（テーマ型、地域型、事業者）同士など、様々な形の連携も必要となります。

このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※８参照）

※８：自律性の高いまちづくりへのイメージ図

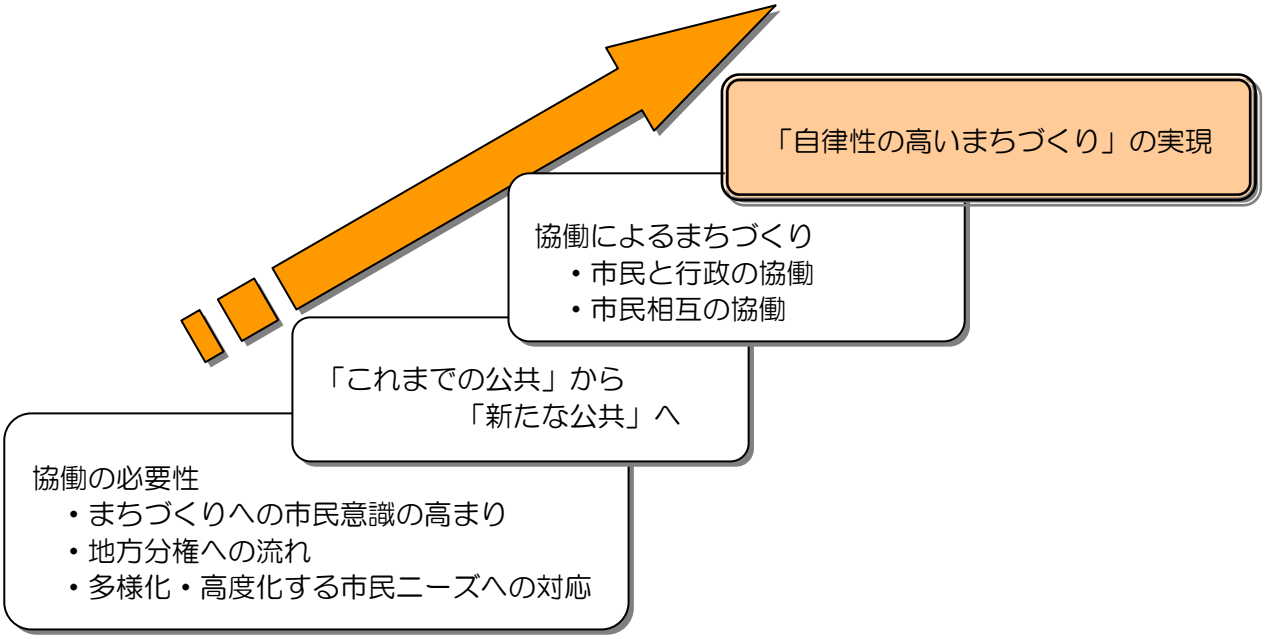

３．行政の担うべき役割

１．自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

（１）市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

（２）補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行うと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。

・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活かしていく必要があります。

（３）持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

・「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを行っていく必要があります。

２．行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※９参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※９：市民と行政の領域の種類

領　域	領　域　名	領　域　の　説　明	事　業　例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理　など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など

・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の２つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※１０参照）
・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※１０：行政の関与度合いの判断例

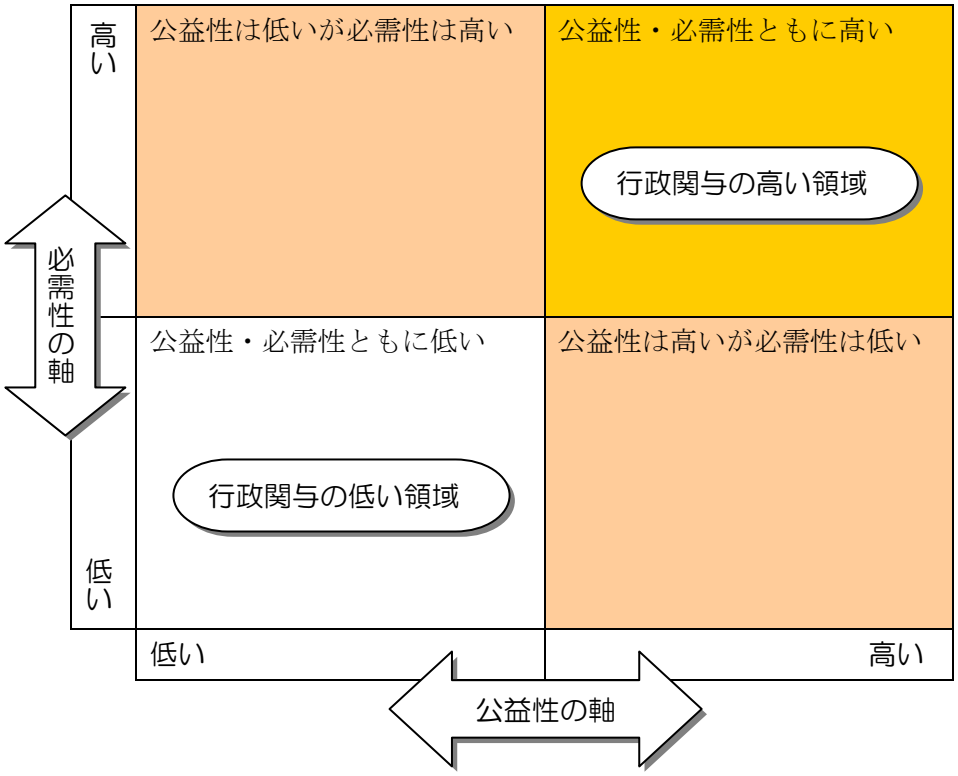

○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。
○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

３．「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。

・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があり、市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

第２章　支援・協働のあり方

１．市民公益活動の意義と課題

１．市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※１１参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

（１）多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応

・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。

（２）市民の自治意識の向上

・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。

（３）地域コミュニティの活性化

・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。

（４）地域経済活動の活性化

・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。

・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。

（５）社会参加への場の拡充

・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。

・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

※１１：市民公益活動の特性

ａ．自発性	活動が自発的に行われていること。
ｂ．自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
ｃ．非営利性	利益追求を目的としないこと。（利益をあげても、配分を行わないこと。）
ｄ．公益性	不特定多数の利益を増進すること。
ｅ．多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
ｆ．柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
ｇ．先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
ｈ．機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
ｉ．専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

２．市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

（１）啓発や参加の促進に関する課題

・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。

（２）情報の収集・提供に関する課題

・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
・必要とされる情報が多様化・高度化している。

（３）人材に関する課題

・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
・地域づくりを推進する人材が不足している。

（４）組織運営に関する課題

・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

（５）活動資金に関する課題

・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
・補助金など、行政からの支援が得にくい。
・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

（６）活動拠点に関する課題

・気軽に活動できる場所や機材が不足している。
・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

（７）ネットワークに関する課題

・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。

・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。

・各団体が交流、連携できる機会が少ない。

・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。

・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

２．支援・協働の基本的な考え方

１．支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

（１）「支援・協働の原則」に基づく推進

・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」（※１２参照）に基づいて行っていく必要があります。

※１２：「支援・協働の原則」

ａ．対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

ｂ．自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

ｃ．目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

ｄ．相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

ｅ．透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

ｆ．評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

（２）積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

（３）総合的かつ具体的な推進

・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第４次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。

・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

（４）活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

ａ．初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

ｂ．成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

ｃ．発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

３．推進のための役割

１．推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

（１）行政の役割

・自治体運営の基本原則（第１章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第３章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第４章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

（２）市民の役割

・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。

・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

（３）事業者の役割

・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。

・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

第３章　推進の具体的な方策

１．市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

１．普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

（１）普及啓発

①市民意識の醸成

・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人が共有できるよう努めていく必要があります。

・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

（２）参加促進

①参加しやすい環境づくり

・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

２．情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

（１）市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

（２）多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メールといったＩＴの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

３．人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

（１）人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。

・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。

・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

（２）人材の確保

①人材の発掘と確保

・組織の活性化を図るためには、団塊の世代など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを行っていく必要があります。

・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

４．資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討していく必要があります。

（１）社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動に関する基金制度の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。

・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。

（２）市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、補助金制度や融資制度などについて検討していく必要があります。

・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税、固定資産税、軽自動車税の市税について減免措置を検討していく必要があります。

５．活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があります。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

また、施設情報の一元化など、市民公益活動を行いやすい環境を整える必要があります。

（１）拠点施設の整備

①中央の拠点施設の整備

・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の整備が必要となっています。

○拠点施設の整備の検討について

・拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。

ａ．事業内容（ソフト面）

・情報の収集･提供事業、相談･助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業など、ソフト面についての検討を行っていく必要があります。

ｂ．施設（ハード面）

・交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります。

ｃ．運営方法

・運営については､ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第４章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。

・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルールのあり方について検討していく必要があります。

・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていくような仕組みについても検討していく必要があります。

②地域の拠点施設の整備

・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。

・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。

・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

（２）活動しやすい環境づくり

①施設情報の一元化と手続きの簡素化

・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの統一化

・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていく必要があります。

６．ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

（１）テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。

・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。

・さらに、連合自治会などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

（２）テーマ型組織と地域型組織の交流促進

・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

（３）多様な担い手の交流促進

・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

２．市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

１．協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

（１）行政の領域の開放

・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関われるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第１章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

（２）相互理解の促進

・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。

・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

（３）協働の各段階における参画の仕組みづくり

・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

２．協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（１）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

①事業化にむけて

・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。

・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※１３参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※１４参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※１３：市民公益活動の特性を活かした事業例

○市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
○市民が主体となって地域の課題を解決する事業
○地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
○行政が取り組んでいない先駆的な事業
○市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
○市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※１４：市民公益活動と行政の関わりについての概念図

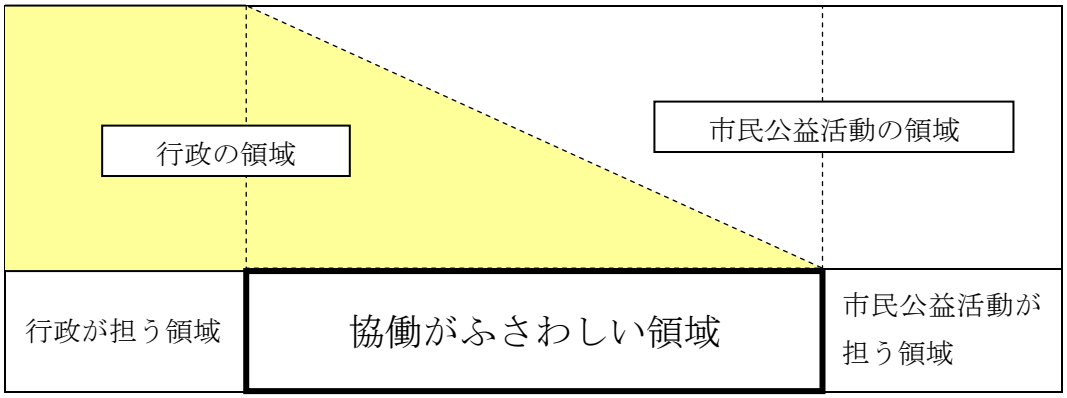

②協働の手法の選択

・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第１章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。

・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

ａ．事業委託

・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。

・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。

・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

＜今後の方策＞

・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。

・提案公募型事業委託事業の導入の検討

行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。

ｂ．補助・助成

・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。

・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。

・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

＜今後の方策＞

・公募型補助金制度の創設の検討

広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※１５参照）を参考として掲載します。

※１５：委託と補助の比較表

	委　　託	補　　助
根　　拠	地方自治法第２３４条	地方自治法第２３２条の２
主　　体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領　　域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団体の条件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

ｃ．その他

●共催

・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

＜今後の方策＞

・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

＜今後の方策＞

・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

＜今後の方策＞

・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

ａ．参入機会の拡充

・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

ｂ．透明性・公平性の確保

・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

（２）協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。

・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

（３）協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第２章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

〇協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか

〇協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか

〇お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。

・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

３．市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

１．特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

（１）連携の「機会」づくり

・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくることが必要となります。（※１６参照）

・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。

・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。

・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」（第４章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。

※１６：特定のテーマによる協働促進のイメージ図

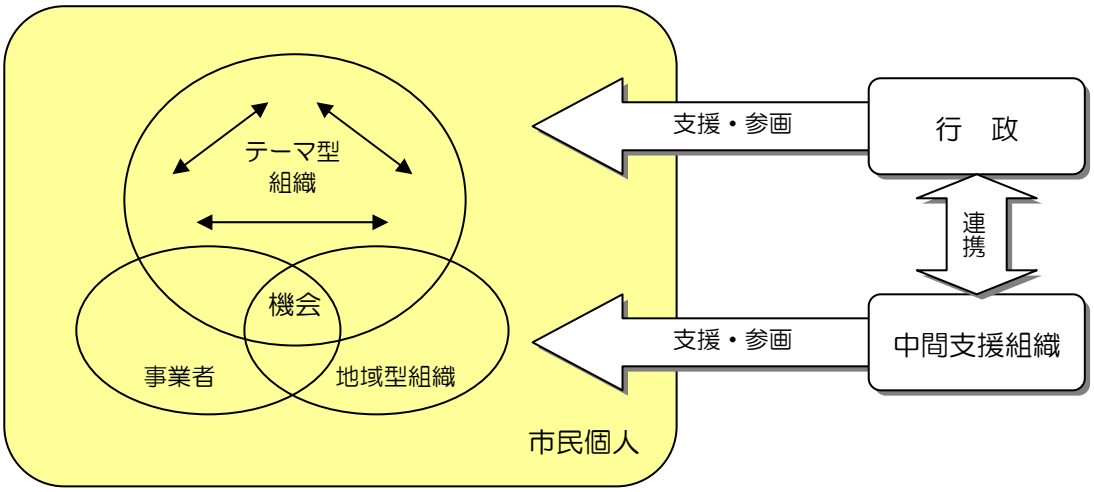

２．特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

（１）地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

・少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。

・一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。

・今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

（２）地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。
・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

（地域において、個人や様々な団体で活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置）

・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくることが必要となってきます。（※１７参照）
・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。
・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていくとともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく必要があります。

※１７：特定の地域による協働促進のイメージ図

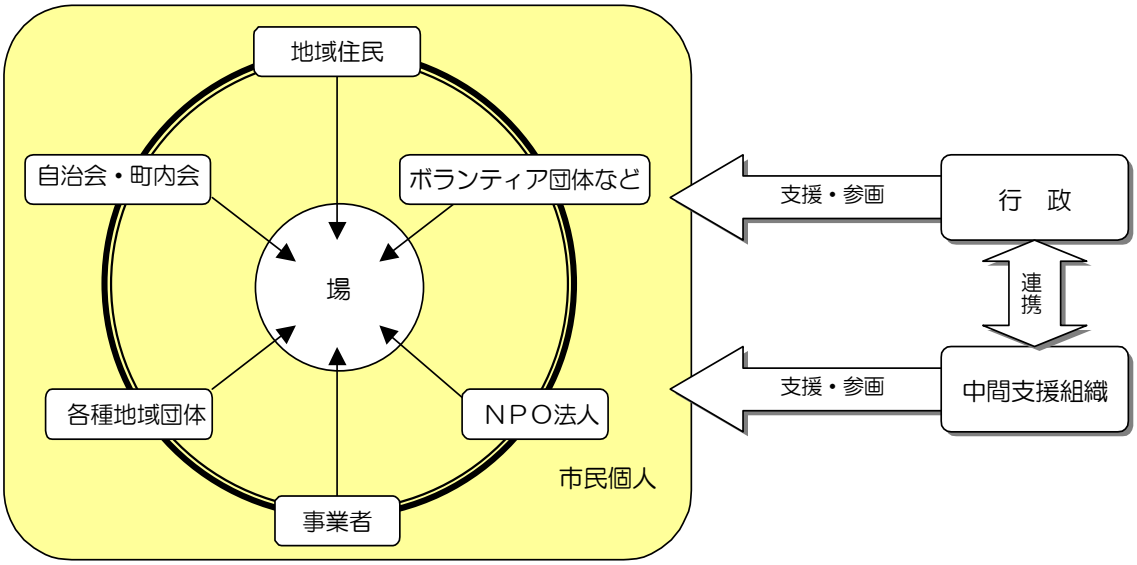

③地域づくり活動の推進

（市民相互の協働による地域課題への取り組み）

・地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。

・こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。

・そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。

・また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※１８参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。

・このようなまちづくりの推進を側面支援する組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、「中間支援組織」（第４章「推進の仕組み」参照）の役割が期待されます。

・さらに、地域通貨（注１）やコミュニティビジネス（注２）などを通じて、地域の助け合いや世代を超えた交流など、新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注１）**地域通貨**：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注２）**コミュニティビジネス**：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

※１８：地域づくり活動（例）

現状

地域の特色・課題などの抽出

地域によるまちづくりを考えていくために、その地域を知り、特色や課題などについて把握する。

協議

地域課題解決の整理、方策などの協議

多様な人々からの地域に対する意見を集約・整理し、どのように解決していくか協議を行っていく。

○行政の領域	○市民と行政との協働	○市民相互の協働
「行政が責任を持って実施」	「行政との協働により解決すべき課題」	「地域自ら主体的に解決すべき課題」

上記の項目に分けることで、効果的・効率的な計画・実施が可能

計画

地域の計画づくり

地域の特色や課題などから、それぞれの地域「らしさ」を活かした将来像を考え、地域課題に取り組む計画づくりを進める。

実施

地域課題への対応（活動の実施）

計画にもとづき、地域課題に実際に取り組む。

評価

活動の評価

活動に対する評価を行い、次の活動に活かす。

（３）自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。

・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、連合自治組織の組織化の推進や活動の活性化を図っていく必要があります。

・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や講演会を実施していますが、さらに地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成など、積極的な支援策を展開する必要があります。

・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

第４章　推進の仕組み

１．ルールづくり

１．ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

（１）マニュアルづくり

・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。

・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。

・そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民公益活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

（２）条例化に向けた検討

・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

２．体制づくり

１．推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※１９参照）

（１）庁内の推進体制の強化

①庁内組織の充実

・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。

・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

②職員の意識改革

・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通した職員の意識改革を行っていく必要があります。

・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（２）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※１９：推進体制イメージ図

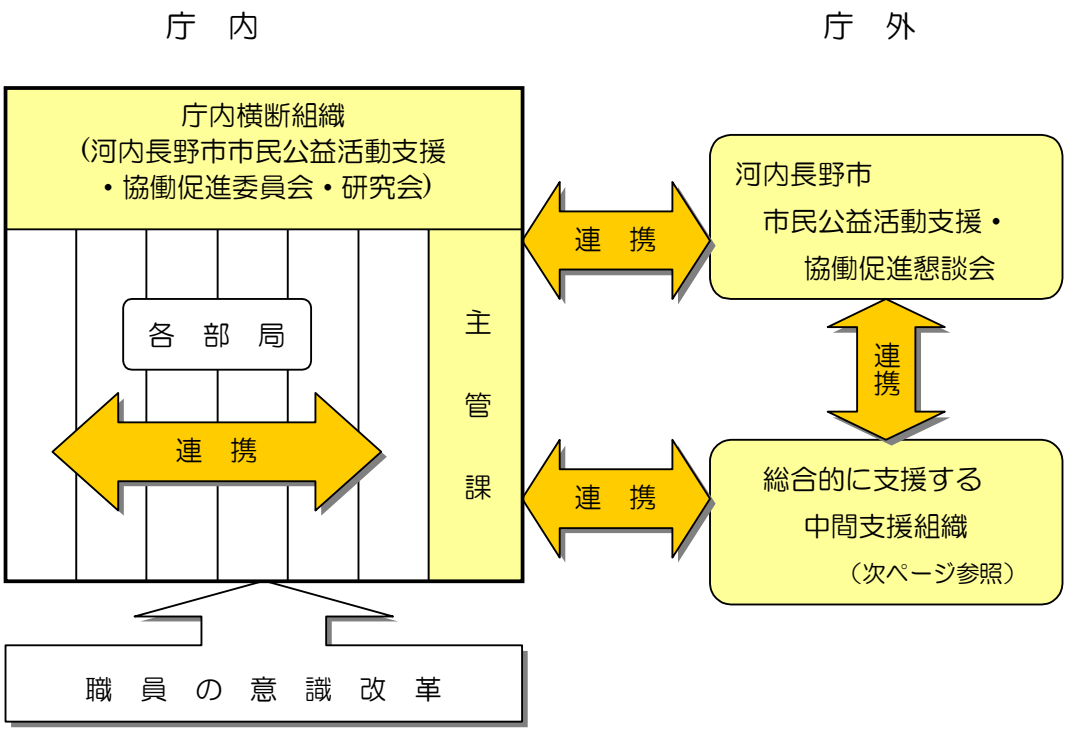

２．中間支援組織の整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

（１）中間支援組織とは

・中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

●中間支援組織の主な機能

・情報の収集・提供機能
・人材育成機能
・相談・助言機能
・立ち上げ支援機能
・コーディネート機能
・ネットワーク支援機能
・調査・研究機能
・評価機能

（２）総合的に支援する中間支援組織

・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。

・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。（※２０参照）。

※２０：総合的に支援する中間支援組織のイメージ図

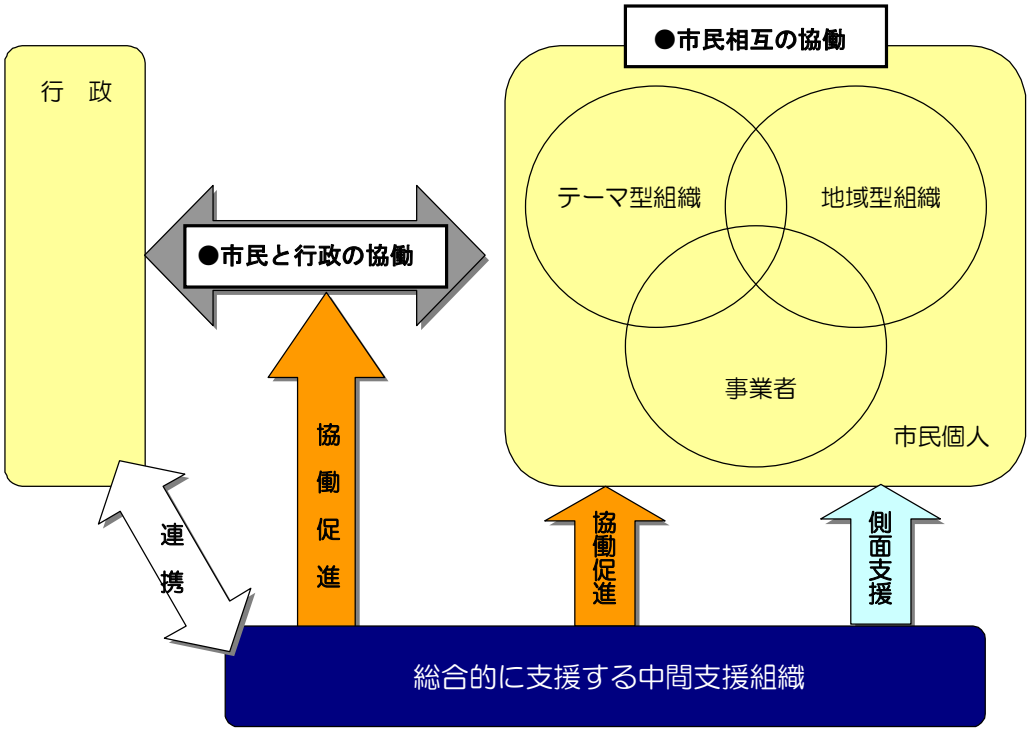

資料２

資料

資料１：策定の手順について

資料２：策定の経過について

資料３：提言の策定体制

資料４：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

資料５：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

資料６：河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程

資料２

資料１：策定の手順について

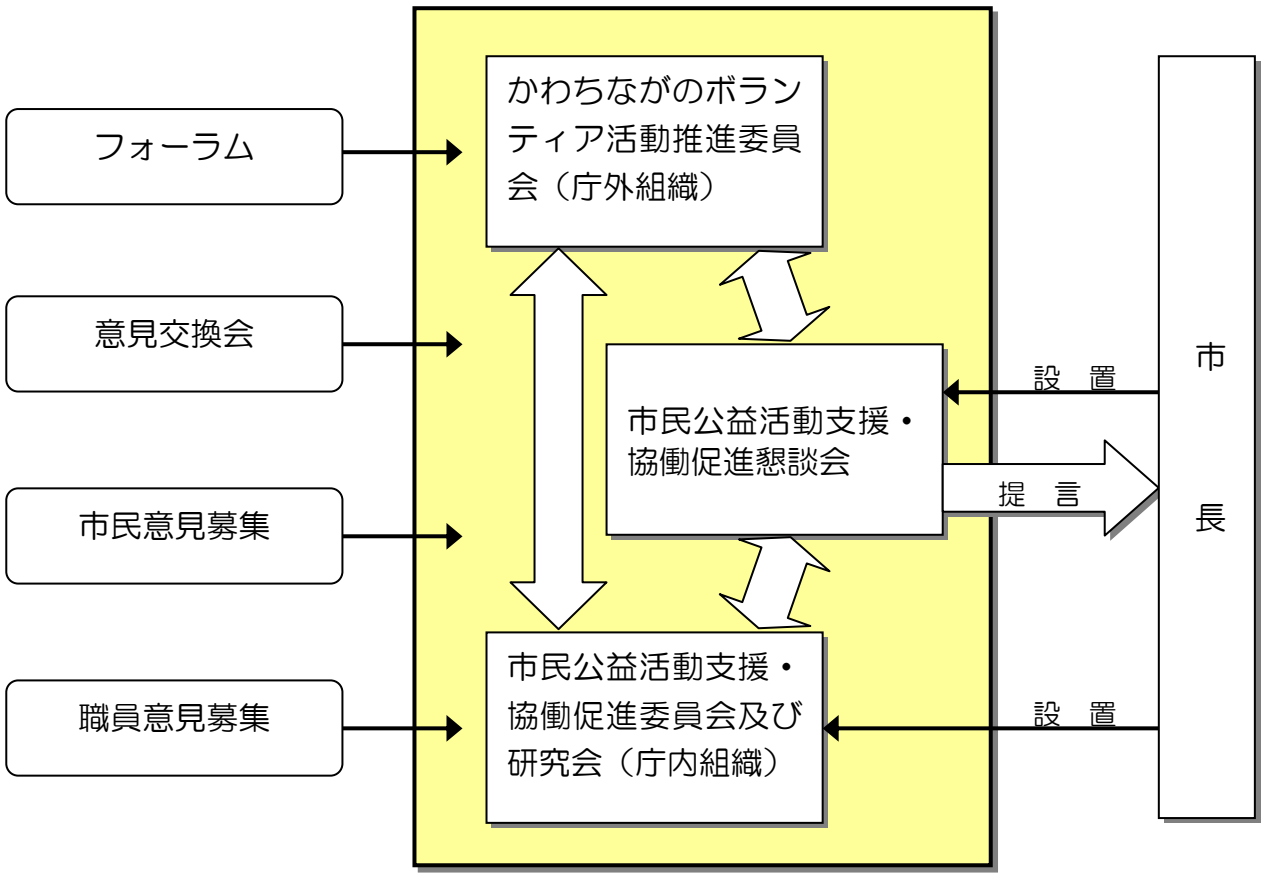

資料２：策定の経過について

●河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

第１回会議	H16.　6. 10	「委員委嘱、懇談会の位置付け、自己紹介、これまでの施策について」
第２回会議	H16.　7. 30	「河内長野市の市民公益活動の現状について①：ＮＰＯ法人、ボランティア団体」
第３回会議	H16.　9.　2	「河内長野市の市民公益活動の現状について②：福祉、青少年関係」
第４回会議	H16. 10. 29	「河内長野市の市民公益活動の現状について③：社会福祉協議会、自治会関係」
第５回会議	H17.　1. 6	「河内長野市の市民公益活動の現状について④：自治会関係」 「これまでのボランティア活動支援の評価について」 （かわちながのボランティア活動推進委員会から）
第６回会議	H17.　3. 8	「市民公益活動とは、市民公益活動の意義、支援・協働の原則など」
第７回会議	H17.　4. 20	「前回のまとめ、市民公益活動の支援策①の検討など」
第８回会議	H17.　6.　8	「市民公益活動の支援策②の検討、推進のしくみなど」
第９回会議	H17.　7. 20	「協働事業の課題と方向性について」（庁内検討組織から） 「地域型組織について、これまでの修正部分の確認」
第10回会議	H17. 10. 12	「協働によるまちづくり、市民と行政の協働、市民相互の協働など」
第11回会議	H17. 11. 29	「意見交換会～協働によるまちづくりをめざして～」
第12回会議	H18.　1. 11	「簡素化案について、協働によるまちづくり、市民相互の協働など」
第13回会議	H18.　2. 20	「はじめに、前回の修正項目について」
第14回会議	H18.　3. 28	「中間案について」
第15回会議	H18.　7.　4	「市民意見に対する回答について、提言の策定について」
第16回会議	H18.　7. 11	「提言の提出」

●その他

河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会　計６回開催

河内長野市市民公益活動支援・協働促進研究会　計１１回開催

かわちながのボランティア活動推進委員会　計１１回開催

●市民参加

・市民公益活動支援・協働促進フォーラム

開催日：平成１７年１１月１９日（土）

場所：三日市市民ホール　　参加者：６５名

・市民公益活動支援・協働促進意見交換会

開催日：平成１７年１１月２９日（火）

場所：市役所８０２会議室　　参加者：４８名　（市民２７名、市職員２１名）

・市民意見募集（平成１８年５月１日～５月３１日）

提出意見：１０件（４名）　　（併せて庁内での職員意見募集も実施）

資料３：提言の策定体制

河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会

本市の市民公益活動の支援及び協働促進施策について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるために、「市民公益活動支援・協働促進懇談会」を新設し、現状及び課題をはじめ、支援・協働のあり方、推進の具体的方策などについて検討いただき、「市民公益活動の支援及び協働促進に関する考え方について」の提言書をいただく。また、提言書が策定された後も、引き続き、本市の市民公益活動の支援及び協働促進施策についてのご意見をいただく。

＜構成＞
公募市民３名　市民公益活動団体の関係者７名　（うち自治会関係２名）
市内事業者２名　学識経験者２名　（合計１４名）

かわちながのボランティア活動推進委員会

本市のボランティア活動の推進施策を実施している「かわちながのボランティア活動推進委員会」において、現状及び課題をはじめ、支援・協働のあり方、推進の具体的な方策などについて検討。
○懇談会の為の資料の作成及び考え方の整理
（データ及び意見集約等の検討材料を作成）
○懇談会での方向性を実現させるための調整
（実施可能なのかなど）

平成 11 年に策定された提言を受け、様々な支援策を実施してきた経過をふまえ、これまでの支援についての評価や、今後の支援のあり方について検討を行う。

市民と行政の協働の考え方や推進策などについて、活動経験、実績を踏まえて、市民の立場において検討を行う。

市民公益活動支援・協働促進委員会

＜関係室･課長＞

市民公益活動支援・協働促進研究会

＜関係室･課の係長級、一般職員及び公募職員＞

○懇談会の為の資料の作成及び考え方の整理
（データ及び意見集約などの検討材料を作成）
○懇談会での方向性を実現させるための調整
（各部局間の意見のすり合わせなど）

ボランティア活動推進委員会で検討した支援のあり方をもとに、各担当としての経験、実績を踏まえて、更なる検討を行う。

市民との協働の考え方や推進策などについて、各担当としての経験、実績を踏まえて検討を行う。

指針策定後の役割

・指針に基づいた事業の実施
・外部組織としての、懇談会への提言

・指針に基づいた事業の推進
・情報交換や事業の調整

（第１回懇談会資料から）

資料４：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会設置規程

平成 16 年 3 月 8 日
規程第 6 号

（設置）

第１条　市民との協働によるまちづくりをめざし､市民公益活動の支援及び協働促進のあり方について、それぞれの立場から幅広く意見を求めるため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　懇談会は、河内長野市が行う市民公益活動の支援及び協働促進施策に関する基本的事項について検討し、提言するものとする。

（組織）

第３条　懇談会は、１４名以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民
(2) 市民公益活動団体の関係者
(3) 市内事業者
(4) 学識経験者

２　委員の任期は２年とし、再選を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　懇談会に会長及び副会長各１名を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　懇談会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

２　会長は、必要と認めるときは、懇談会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

３　懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、議事運営その他会議の目的が達成できなくなると認められるときは、懇談会の会議を非公開とすることができる。

（庶務）

第６条　懇談会の庶務は、別に定める部署において行う。

（委任）

第７条　この規程に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

２　この規程の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、第３条の規定にかかわらず、平成１８年４月３０日までとする。

資料５：河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会名簿

（提言策定に関わった委員）

	氏　名	所　　属
会長	久　隆浩	近畿大学　理工学部　社会環境工学科
副会長	飯田　真友美	社会福祉法人　大阪ボランティア協会
委員	上奥　雅勇	三日市小学校区連合町会
委員	浦田　真樹	社会福祉法人　河内長野市社会福祉協議会
委員	大畑　幸子	河内長野市老人クラブ連合会（第１１回から第１４回まで）
委員	奥谷　昭子	河内長野市老人クラブ連合会（第１０回まで）
委員	川口　純子	公募市民
委員	芝田　昭典	野作区自治会
委員	芝本　清一	河内長野市青少年健全育成協議会（第１５回から）
委員	常石　宜子	かわちながのボランティア活動推進委員会
委員	塔本　勝	河内長野市商工会
委員	中田　壽子	特定非営利活動法人　　たすけあい
委員	中林　孝子	河内長野市青少年健全育成協議会（第１４回まで）
委員	長尾　常雄	河内長野市老人クラブ連合会（第１５回から）
委員	松本　幸久	公募市民
委員	吉野　美津子	公募市民
委員	南　直樹	河内長野市青年会議所

資料６：河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会設置規程＜指針策定時＞

平成１６年７月７日
河内長野市規程第２４号

（設置）

第１条　市民による主体的なまちづくりを図り、市民が主体となって行う公益活動（以下「市民公益活動」という。）を支援するとともに、市民公益活動との協働を促進するため、河内長野市市民公益活動支援・協働促進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 市民公益活動への支援に関すること。

(2) 市民公益活動との協働に関すること。

(3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

２　委員長には企画総務部市民協働室長をもって充て、副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員には、別表に掲げる職にある者及び委員長が特に指名する者で組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員長は、委員会を総理し、これを代表する。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

２　委員長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（研究会）

第６条　委員会の事務を円滑にするため、委員会に市民公益活動支援・協働促進研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

２　研究会は、次に掲げる業務を行う。

(1) 委員会の会議において議論すべき事項の調査、研究及び調整に関すること。

(2) その他第１条の目的を達成するために必要な具体的事項に関すること。

３　研究会は、別表に掲げる者が推薦する実務を担当する職員及び公募職員をもって構成する。

４　研究会には座長及び副座長それぞれ１名を置き、構成員の互選によりこれを定める。

５　座長は、必要に応じて研究会を招集し、座長がその議長となる。

６　座長は、必要と認めるときは関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

７　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。
８　研究会の運営に関する事項は、座長が別に定める。

（庶務）
第７条　委員会の庶務は、別に定める部署において処理する。

（委任）
第８条　この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附　則
この規程は、公布の日から施行する。
附　則（平成 17 年 3 月 31 日規程第 10 号）
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
附　則（平成 18 年 3 月 31 日規程第 14 号抄）
（施行期日）
1　この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第３条及び第６条関係）

市民文化部	生涯学習推進室長 人権推進室長
保健福祉部	福祉政策室長 保健政策室長
環境経済部	環境政策室長 産業政策室長
都市建設部	都市計画室長 道路交通室長
企画総務部	企画経営室長 総務室長
市長直轄	危機管理室長
教育委員会事務局教育部	学校教育室長 社会教育室長

河内長野市　総務部　市民協働課
住所：〒５８６－８５０１
河内長野市原町１丁目１－１
電話：０７２１－５３－１１１１
FAX：０７２１－５６－１７６１
E-mail：shiminsanka@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp

資料３

市民公益活動支援及び協働促進に関する指針

改訂版（案）

河内長野市

令和●年●月

改訂版の策定にあたって

本市では、平成１８年４月にスタートした「第４次総合計画」において、まちづくりの理念の一つに「協働によるまちづくり」を掲げるとともに、同年１２月には、「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を制定し、市民、事業者、行政が「協働」しつつ、自ら考え自ら実行する「自律性の高いまちづくり」の実現をめざして取組みを進めてきました。

その後、平成２８年４月にスタートした「第５次総合計画」において、まちづくりを支える基本政策として「協働によるまちづくり」を掲げ、基本的な考え方については引き継いできました。

一方、指針策定後において、時代潮流の変化に合わせた対応や、指針に基づく施策への更なる段階への対応など、指針の内容についての見直しが必要となってきました。

そこで、市民公益活動支援・協働促進懇談会を中心に、様々な意見を聞きながら、改訂版の作成を行うものです。

令和●年●月

目　　次

はじめに

1．はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1．本指針の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2．本指針の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
3．これまでの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
4．用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１章　協働によるまちづくり

1．今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
1．協働とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
2．今、なぜ協働が必要か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
2．協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
1．協働によるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
3．行政の担うべき役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
1．自治体運営の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
2．行政が担うべき領域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
3．「行政主導型」から「協働型」へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第２章　支援・協働のあり方

1．市民公益活動の意義と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
1．市民公益活動の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
2．市民公益活動の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2．支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1．支援・協働の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3．推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
1．推進のための役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

第３章　推進の具体的な方策

●１．市民公益活動の基盤づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　１．普及啓発・参加促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　２．情報の収集・提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
　３．人材の育成・確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　４．資金確保への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８
　５．活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９
　６．ネットワークの促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
●２．市民と行政の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　１．協働促進のための環境整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
　２．協働事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
●３．市民相互の協働促進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
　１．特定のテーマによる協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
　２．特定の地域による協働促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第４章　推進の仕組み

●１．ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
　１．ルールづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７
●２．体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
　１．推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４８
　２．中間支援組織の活用整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５０

１．はじめに

１．本指針の目的

本指針は、策定当初の「河内長野市第４次総合計画」~~の都市の将来像である「みんなで創ろう潤いめぐる　緑と文化の輝くまち　河内長野」をふまえ、そ~~の理念の一つである~~る~~り、現在の「河内長野市第５次総合計画」のまちづくりを支える政策にも引き継がれた「協働~~の~~によるまちづくり」を~~受け~~進めていくことを目指して、市民公益活動のさらなる活性化を図るとともに、様々な協働を促進するための、現時点での本市の考え方や方策などを明らかにしています。

なお、協働を進める上で、広報・広聴活動の充実や市政への市民参加の仕組みの構築などは欠かすことの出来ない要件ですが、本指針の対象は、市民公益活動の支援及び協働の促進に関することとします。

２．本指針の構成

本指針は、以下のような構成となっています。

はじめに	○はじめに

考　え　方

第１章：協働によるまちづくり 指針の目指すべきものを明らかにしています	○今、なぜ協働が必要か ○協働によるまちづくり ○行政の担うべき役割

第２章：支援・協働のあり方 支援・協働の考え方を明らかにしています	○市民公益活動の意義と課題 ○支援・協働の基本的な考え方 ○推進のための役割

方　　策

第３章：推進の具体的な方策 具体的な推進の方策の方向性について明らかにしています	○市民公益活動の基盤づくり ○市民と行政の協働促進について ○市民相互の協働促進について

第４章：推進の仕組み 推進するための仕組みについて明らかにしています	○ルールづくり ○体制づくり

３．これまでの経過

本指針の作成及び改訂の経過は、以下のとおりです。

平成１０年　８月	「河内長野ボランティア活動推進懇談会」が発足。
平成１１年１０月	ボランティア活動支援の考え方や具体的な方策をまとめた「市民のボランティア活動支援のための提言」を策定。
平成１２年　６月	この提言の方策を実践していくために、同懇談会の一部メンバーを中心に、市内ボランティア団体や公募市民によって、「かわちながのボランティア活動推進委員会」を行政との協働により設立。
平成１２年～１９年	「ボランティア活動啓発交流促進事業」を同委員会に委託し、「情報提供」「学習機会提供」「交流促進」「相談・コーディネート」の各部会に分かれ事業を展開。
平成１６年　６月	前回の提言をもとに、地域の活動なども含めた市民公益活動の支援及び協働の促進について、その考え方や方策などを検討していくため、「河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会」を設置。
平成１８年　４月	第４次総合計画スタート。まちづくりの理念の一つを「協働のまちづくり」とする。
平成１８年　７月	河内長野市市民公益活動支援・協働促進懇談会が「市民公益活動支援及び協働促進に関する提言」を策定。
平成１８年１２月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を策定。
平成１９年１１月	市民主体による検討委員会の議論を経て、市民公益活動支援センター「るーぷらざ」オープン 指定管理者：かわちながの市民公益活動推進委員会（かわちながのボランティア活動推進委員会から名称変更。現：ＮＰＯ法人はぴえる）。以降、３期に渡り同団体が受託。
平成２０年１０月	各地でまちづくり交流会スタート（最大１０地域。現在、地域まちづくり協議会の取組みの中で継続している地域有り）
平成２０年１２月	市民と行政との協働で「協働マニュアル」を作成。
平成２２年　５月	市民公益活動支援補助金制度とその原資となる基金（ふれあいるーぷ基金）を創設。 協働事業提案制度を創設
平成２２年１０月	大阪府より、ＮＰＯ法人設立認証等の事務移譲
平成２３年　７月	地域まちづくり協議会スタート（現在１３小学校区中１１校区で設置）
平成２８年　４月	第５次総合計画スタート。まちづくりを支える政策として「協働によるまちづくり」を定める。また、小学校区ごとに地域ワークショップを実施し、地域別計画を策定。
令和　４年　●月	市が「市民公益活動支援及び協働促進に関する指針」を改訂

４．用語の定義

（１）市民公益活動とは

・市民の自発性・自主性に基づいた、公益性のある営利を目的としない社会貢献活動のこと。

○公益について

公　益とは：不特定多数の第三者の利益。（特定少数の利益であっても間接的に社会全体の利益につながる活動も含みます。）

共　益とは：特定の組織に所属するもの同士や、共通の利害関係者のための利益。

○営利について

営　利とは：利益追求を目的として活動すること。
（活動で生じた利益を、出資者や構成員に配分します。）

非営利とは：利益追求を目的としないで活動すること。
（活動で生じた利益は、構成員などに分配せず、次の活動のために使います。）

・事業者が「営利を目的としない社会貢献活動」を行う場合もあることから、ここでいう市民とは事業者も含めることとし、担い手としては営利活動が主たる目的なので「事業者」に変わりありませんが、活動そのものは「市民公益活動」と捉えます。

・また、自治会などの地域型組織が行う活動のうち、地域課題の解決という側面では市民公益活動にあたりますが、親睦活動など公益性の低い部分は共益活動として除きます。

・なお、宗教や政治、特定の公職の候補者や政党などを推薦、支持、反対することを目的とした活動は除きます。

・市民公益活動についての判断は、その活動の担い手（次ページ参照）の性質よりも、活動の目的や内容について、公益性などの観点から総合的に行うことが望まれることから、それぞれの活動に応じた個別の判断が必要となります。

（２）市民公益活動の担い手について

①市民とは

ａ．市民公益活動団体

市民公益活動を主たる活動とする団体（※１参照）

●テーマ型組織：特定のテーマを目的に活動する団体

ＮＰＯ法人（注１）、ボランティア団体など

●地域型組織：特定の地域の必要性から生じている団体

自治会・町会、各種地域団体（老人会、子ども会、防犯組織など）など

ｂ．その他の団体

ＮＰＯ法人以外の公益法人（社団法人や学校法人など）、中間的な団体（~~中間法人や~~労働組合など）、趣味の団体など

ｃ．市民個人

本市で在住、在勤、在学、または市内で活動しているすべての個人

なお、地域で在住する個人を特に「地域住民」とします。

②事業者とは

企業など、営利を目的とした活動を行う組織や個人

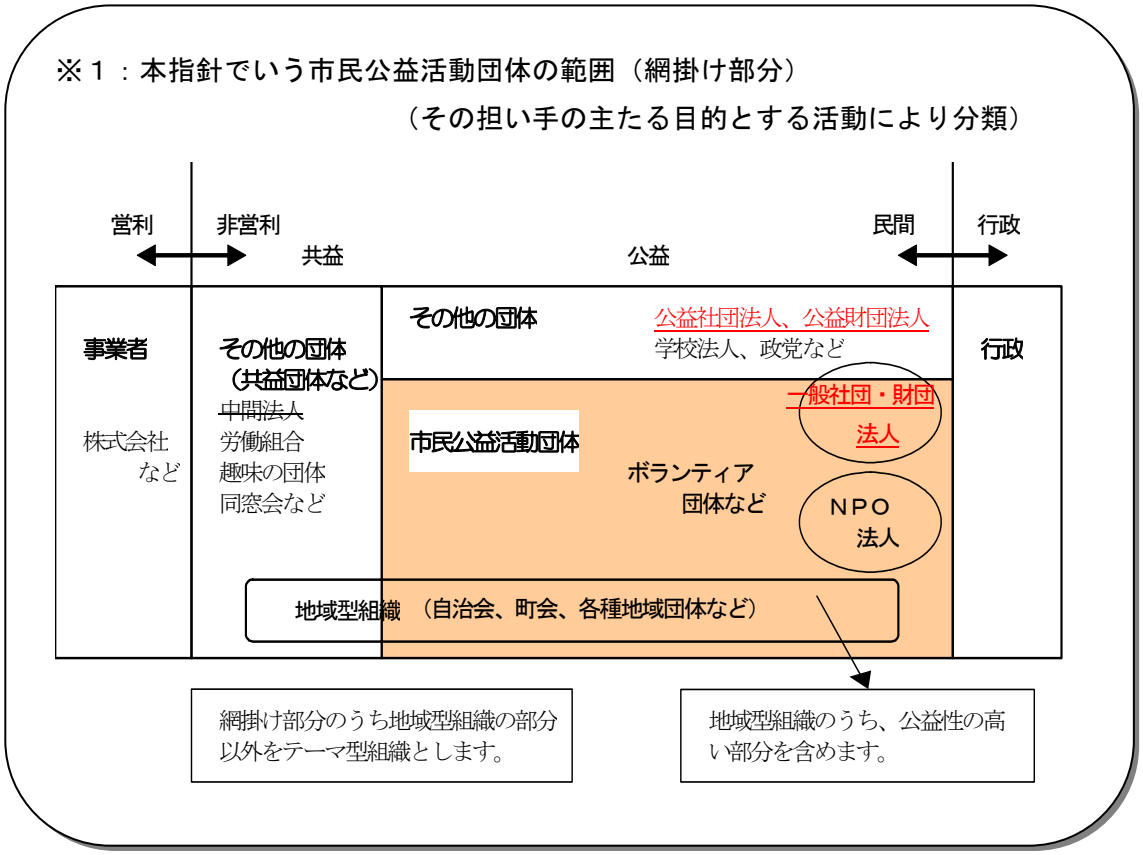

・なお、活動そのものと、活動の担い手との関係性を下表（※２参照）により整理します。

※２：市民公益活動と活動の担い手の関係性

		主な活動の担い手		
		市民公益活動団体	その他の団体 （例：共益団体）	事業者
		NPO 法人、ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体など	趣味の団体、同窓会など	株式会社など
活動	収益活動	非営利の収益活動	営利活動	営利活動
	共益活動	共益活動	共益活動	共益活動
	市民公益活動	市民公益活動	共益団体が行う 市民公益活動	事業者が行う 市民公益活動

太枠：その担い手の主たる目的とする活動

・市民公益活動を行う法人としては、これまではＮＰＯ法人が一般的でしたが、法人制度改革などにより、一般社団法人や一般財団法人などの公益法人をはじめ、多様な法人形態での市民公益活動が行われるようになっていることから、活動内容等に適した法人を選択できるよう支援していくことが求められます。

・また、事業者が行う市民公益活動について、これまでは本来事業とは一線を画して行うＣＳＲ（注２）活動がメインでしたが、近年は本来事業を通して地域や社会の課題解決を目指すＣＳＶ（注３）活動が注目を浴びています。このような活動においても、市民公益活動との連携・協働が進んでおり、情報の収集・提供に努めるとともに、必要なコーディネート等を行っていくことが求められています。

コラム？
CSR と CSV
⇒それぞれの事例

（注１）ＮＰＯ法人：NPO（nonprofit organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称）のうち特定非営利活動促進法に基づいて法人格を付与された組織のこと。
（注２）ＣＳＲ：corporate social responsibility（企業の社会的責任）の略。企業が倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する責任のこと。
（注３）ＣＳＶ：creating shared value（共有価値の創造）の略。企業による経済利益活動と社会価値の創出（社会課題の解決）を両立させること。

第１章　協働によるまちづくり

１．今、なぜ協働が必要か

１．協働とは

「協働」とは、「それぞれの主体性・自発性のもとに、お互いの存在意義を認め尊重し合い、対等の立場でそれぞれが持ちうる資源を出し合い、補い合うことで、共通の目的を達成するために、協力、協調すること」です。

２．今、なぜ協働が必要か

市民社会の成熟化に伴い、自分たちのまちは自分たちでつくっていこうとする動きが出てきているように、まちづくりに対する市民意識が高まってきています。

また、地方分権の流れにより、行政には地域特性を活かした施策を展開し、市民と一緒にまちづくりに取り組んでいく、新しい形の行政運営が求められています。

このような中、めまぐるしい社会状況の変化などから、市民ニーズが多様化・高度化していますが、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しくなってきています。

そのためには、市民個人や行政だけでなく、多様な担い手が協働しながら、みんなでまちづくりを行っていく必要があります。（※３参照）

（１）まちづくりへの市民意識の高まり

・市民社会の成熟化に伴って、自らの「願い」や「思い」を実現しようとする市民や、学習の成果を発揮しようとする市民が、ボランティア活動や地域活動の中に、これまで以上に心の豊かさや生きがいを見いだすようになっています。

・また、阪神・淡路大震災や東日本大震災などに見られた災害時のボランティア（注１）やＮＰＯ（注２）、自治会など地域住民の活動が、社会的に大きな力になることを多くの人に実感されるなど、自主的な活動に対する市民の意識が変化してきていることにより、市民自らが課題に取り組んでいこうとする動きが出てきています。

・このように、自分たちのまちは自分たちでつくっていこうとする動きが出てきていることにより、まちづくりへの市民意識が高まってきています。

（２）地方分権・地方創生への流れ

・地方分権の推進により、行政は、市民と一緒に魅力あるまちづくりを行っていくことが求められていることから、今後、さらに自主性や自立性を高め、より地域特性を活かした施策を行っていく必要があります。

・そのような中、人口減少・超高齢化という大きな課題に対し、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続可能な社会を創生できるよう、平成２６年１２月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が国において策定され、各自治体としても推進していくこととなりました。そこでは、地域課題の解決のための持続的な取組体制の確立として「地域運営組織」が必要とされ、全国的に自立的なまちづくりが求められています。また、地域の担い手不足への対応として、地域外の人材が地域の担い手となる「関係人口」の増加への取組みを推進しています。

・行政は、社会潮流や市民ニーズを的確に把握するとともに、市民と一緒に知恵を出し合いながら、独自性や創造性を発揮し、新しい形の行政運営を行っていく必要があります。

（３）多様化・高度化する市民ニーズへの対応

・市民が「もの」の豊かさから「心」の豊かさを求めるようになり、また、めまぐるしい社会状況の変化に伴う生活スタイルが変化により、市民ニーズが多様化・高度化しています。

・これら多様化・高度化する市民ニーズについて、~~市民~~個人や家庭の努力だけでは解決が難しくなっている一方、行政においても、そのサービスが誰にでも公平に提供される特性があることから、きめ細やかに対応していくことが難しくなってきており、多様な担い手による協働によって解決を図っていく必要が生じてきています。

（４）地域活動の担い手不足

・人口減少や少子・高齢化、生活スタイルの変化により、地域活動の担い手不足がさらなる不足を招く悪循環に陥っており、地域による対応にも限界が生じてきています。

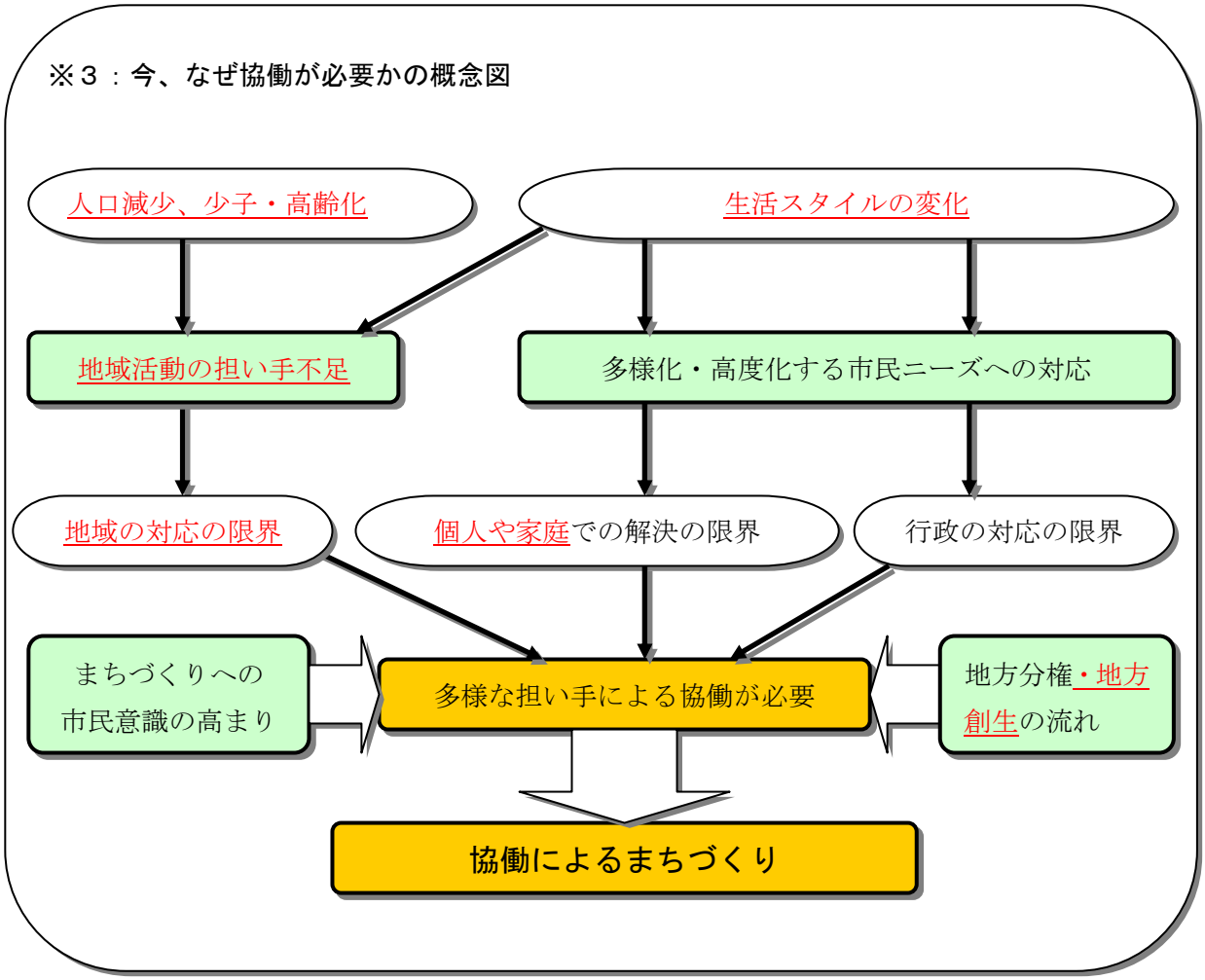

（注１）ボランティア：無償（実費支給含む）で市民公益活動を行う個人。これらの活動をボランティア活動と呼び、ボランティアだけで構成されている団体をボランティア団体という。なお、労働の対価を得て活動する人を有償スタッフという。

（注２）ＮＰＯ：NPO とは：nonprofit organization（非営利組織）の略であり、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織を NPO 法人という。なお、ボランティア団体も NPO となる。

２．協働によるまちづくり

１．協働によるまちづくり

今日、市民のまちづくり意識が高まる中で、多様化・高度化した市民ニーズに対応していくためには、行政にゆだねられてきた「これまでの公共」（※４参照）という考え方を見直し、市民みんなに関わることとして、行政だけではなく、市民と行政が、あるいは市民相互で担っていく「新たな公共」（※５参照）を築いていくことが必要となります。

特に、様々な市民ニーズに柔軟に対応するという点において、様々な担い手が公共を担っていくことは重要な意味を持ちます。

※４：「これまでの公共」

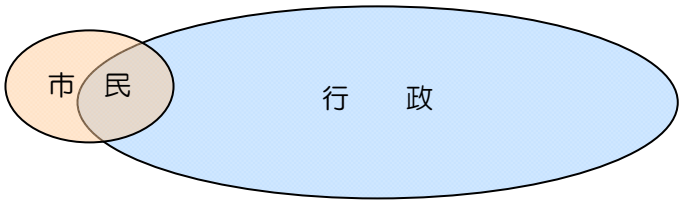

※５：「新たな公共」

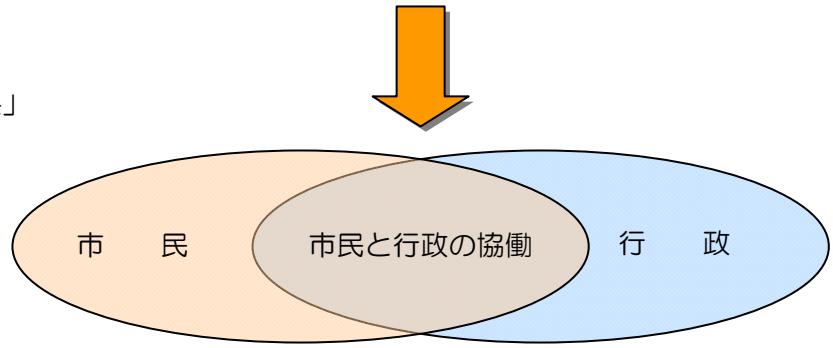

この、「新たな公共」の考え方を基本に、「協働」という手法を用いて、市民と行政が、そして市民同士が、お互いにそれぞれの特性を活かしながら協力し、地域や社会の課題に取り組み、より良いまちづくりを行っていくことが「協働によるまちづくり」と言えます。

「協働によるまちづくり」という観点においては、市民公益活動団体や事業者などの市民と行政がともに協力してまちづくりを進める「市民と行政の協働」（※６参照）と、市民公益活動団体や事業者などがお互いの理解のもとに支え合い、協力し合う「市民相互の協働」（※７参照）が大きな柱になると考えられます。

今後、行政が対応すべき部分を踏まえながら、これら二つの協働が活発に展開される社会を目指していくことが重要となります。

※６：「市民と行政の協働」

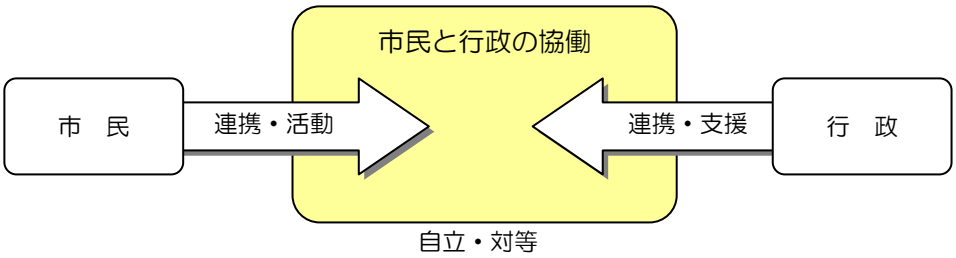

※７：「市民相互の協働」

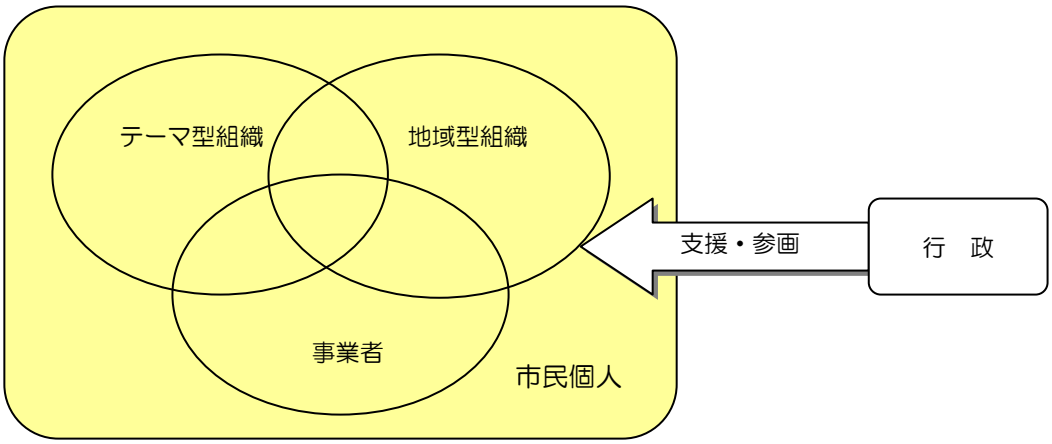

それぞれの組織（テーマ型、地域型、事業者）同士など、様々な形の連携も必要となります。

このような社会を目指していく中で、本市の特性を活かしながら、自ら考え、自ら行動し、個性豊かな活力のある地域社会の創造を可能とする、「自律性の高いまちづくり」の実現につながっていくものと考えられます。（※８参照）

※８：自律性の高いまちづくりへのイメージ図

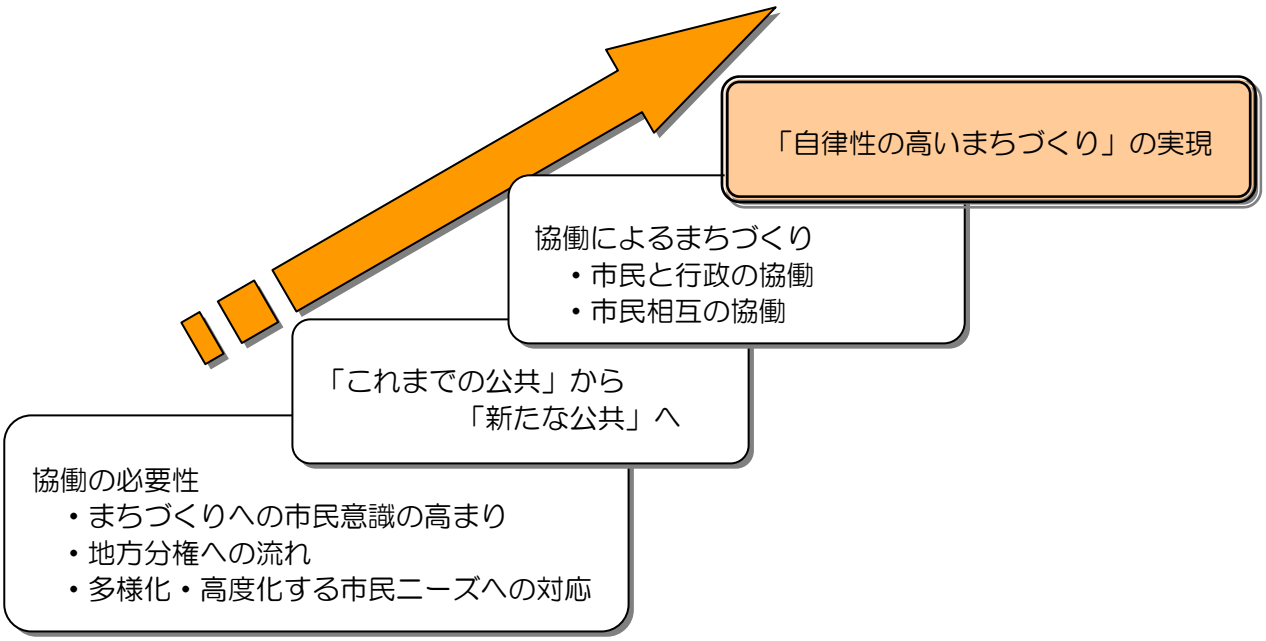

３．行政の担うべき役割

１．自治体運営の基本原則

市民と行政がともに協力してまちづくりを進めるうえにおいて、お互いの担うべき領域をあらかじめ固定的に決めるのではなく、その都度、社会的な状況や意義を双方で確認しながら進めることが必要となります。

これらお互いが担うべき領域を明確にしていく中で、以下の自治体運営の基本原則に基づき、行政が担うべき役割を考えていく必要があります。

（１）市民自治の原則

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心をもち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

（２）補完性の原則

「一人ひとりの市民を出発点として、身近なところでできることは身近な場で行い、それが困難な場合は、より大きな単位にゆだねていくこと。」

・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行うと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。

・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完し、行政の負担が減った部分はより高い次元のまちづくりに活かしていく必要があります。

（３）持続性の原則

「将来にわたり、持続可能な社会を形成していくこと。」

・「持続性の原則」は、もともと環境の分野において「持続可能な発展」という概念から広まったものですが、将来にわたり安定した行動を持続していくためには、「循環型社会の形成」「地域経済の活性化」「活力ある地域社会づくり」の各側面から、将来を見据えた対応を行っていくことで、持続可能な社会を形成し、自律性の高いまちづくりを行っていく必要があります。

２．行政が担うべき領域

「新たな公共」の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、自治体運営の基本原則をふまえながら、行政が担うべき領域を明確にしていくことも求めています。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程において、行政の担うべき領域が導かれてくると考えられます。

・まずは、市民と行政の関係を考える際に、両者の間には多くの領域が存在する（※９参照）ことを確認しておく必要があります。しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっているのが現状です。

※９：市民と行政の領域の種類

領　域	領　域　名	領　域　の　説　明	事　業　例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が独占的に実施することが原則であるとされる領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理　など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域 行政の介入はない	特定の価値観の普及など

・次に、様々な領域が存在する中で実際に事業を行っていくためには、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきますが、例えば、「公益性の軸」と「必需性の軸」の２つの要素を重ね合わせて判断していく方法が考えられます。（※１０参照）
・これらの要素の組み合わせから、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。
・市民と行政との協働を進めるうえで、このような判断材料をもとに、さまざまな視点から総合的に、市民と行政とがともにそれぞれの領域を検討・判断していく必要があります。

※１０：行政の関与度合いの判断例

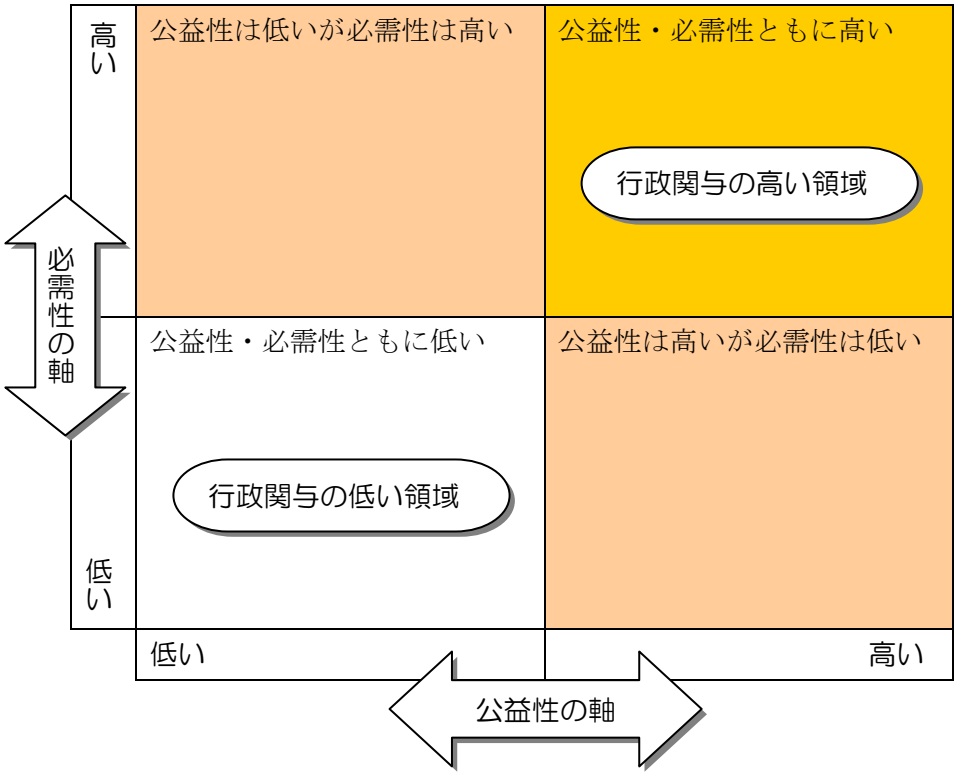

○公益性の軸：公益的なものか私益を目的とするものか。
○必需性の軸：必要不可欠なものか、なくても差し支えないものか。

３．「行政主導型」から「協働型」へ

これまでは、多くの市民の協力を得ながら、行政が自ら事業を実施することで行政の目的を達成させる「行政主導型」で取り組んできましたが、今後は、行政が担うべき領域の責任を果しつつ、市民自身が自らの課題を解決していけるように支援し、さらに、協働を行っていくことによって課題を解決していく「協働型」による取り組みを進めていくことが行政の役割として求められています。

・このような流れに対応していくためには、市民公益活動が活性化していくための社会的な基盤づくりが必要であり、行政をはじめとした様々な担い手が市民公益活動の基盤を整備し、市民公益活動の自立性を尊重しながら側面的な支援を図っていくことが必要となります。

・さらに、今後、様々な課題の解決に向けて、「市民と行政」が、もしくは「市民同士」が、それぞれ持ちうる知恵や資源を重ね合わせ「協働によるまちづくり」を推進していく必要があり、市民と行政の協働を推進するための方策や、特定のテーマや地域において市民が主体的に取り組んでいけるような仕組みづくりを行っていくことが求められています。

第２章　支援・協働のあり方

１．市民公益活動の意義と課題

１．市民公益活動の意義

市民公益活動は、多様化・高度化する市民ニーズへの対応の必要性や、市民意識の高まりなどから、これまで以上に、公共の担い手としての役割が求められています。

それは、市民公益活動がそれぞれの特性（※１１参照）を活かすことで、次のような可能性を有しているからです。

（１）多様化・高度化する市民ニーズにきめ細やかに対応

・多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民個人の努力や行政だけでは対応が難しい部分についても、きめ細やかに対応することができます。

（２）市民の自治意識の向上

・市民公益活動は、社会的に必要とされるサービスの提供を担うことを通して、市民のまちづくりへの参加意識、自治意識を高めるきっかけとなります。

（３）地域コミュニティの活性化

・市民公益活動を通して、まちづくりの担い手としての意識が向上し、地域課題の解決に向けた連携が進むとともに、地域住民の相互理解や信頼関係が構築されていくことにより、地域コミュニティの活性化につながります。

（４）地域経済活動の活性化

・市民公益活動の多様な事業展開が、新たな雇用機会やマーケットの創出を生み出すきっかけとなり、地域の経済活動の活性化につながっていく可能性を有しています。

・さらに、地域通貨など、地域の中で金銭をはじめとする様々な資源を循環させる取り組みが進んできており、それらの活動も地域の経済活動の活性化につながっていくと考えられます。

（５）社会参加への場の拡充

・市民公益活動は、活動者が自らを高め、生きがいを見いだすなど、心豊かな自己実現の場となっています。

・しかし、それだけにとどまらず、その過程を通して学んだことを地域や社会に活かし、自らの内なる力を発揮していく社会参加への場を拡充していくことができます。

※１１：市民公益活動の特性

ａ．自発性	活動が自発的に行われていること。
ｂ．自立性	他の主体と、もたれ合う関係ではなく、支え合う関係であること。
ｃ．非営利性	利益追求を目的としないこと。（利益をあげても、配分を行わないこと。）
ｄ．公益性	不特定多数の利益を増進すること。
ｅ．多様性	多様な分野に多様な団体が存在し、選択肢が多いこと。
ｆ．柔軟性	公平性に束縛されないため、柔軟な対応が可能。
ｇ．先駆性	自己責任の原則において、次々と創造的な活動を行うことが可能。
ｈ．機動性	意思決定に時間を要さず、課題に対して速やかな活動が可能。
ｉ．専門性	特定のテーマについての深い知識や経験を活かした活動が可能。

２．市民公益活動の課題

市民公益活動に関しては、以下のような多くの課題があげられていることから、今後、市民公益活動をより活性化させていくためには、これら課題の解決に向けた取り組みが必要となります。

（１）啓発や参加の促進に関する課題

・多くの人に市民公益活動への関心を持ってもらうことが難しい。
・市民公益活動に対する理解が共有されていない。
・活動への参加を促進する仕組みが整っていない。
・参加者の性別や年齢に偏りがある。

（２）情報の収集・提供に関する課題

・総合的な情報の収集・提供の仕組みが構築されておらず本当に欲しい情報を得にくい。
・必要とされる情報が多様化・高度化している。
・情報媒体の多様化への対応が遅れている。

（３）人材に関する課題

・市民公益活動への参加を促進するアドバイザーが不足している。
・交流や協働を促進するコーディネーターが不足している。
・メンバーの固定化やスタッフの不足など、人材の育成・確保の点で課題がある。
・地域づくりを推進する人材が不足している。
・団体構成員の性別や年齢に偏りがある。

（４）組織運営に関する課題

・団体が自立し、継続的に活動していくために必要な資金や人材の確保についてのノウハウが不足している。
・事業規模や内容に対応した労務や税務などの経営的なノウハウが不足している。
・活動を行っていく上で必要な専門性を身に付けていくことや、その専門性をメンバーや後継者に伝えていくことが難しい。
・役員に負担が集中する、活動がマンネリ化するなど、組織運営に対するノウハウが不足している。
・活動に伴うリスクに対応できる団体が少ない。

（５）活動資金に関する課題

・活動資金が足りない（寄付など民間からの資金援助が難しい）。
・資金獲得のための情報や技術が不足している。
・補助金など、行政からの支援が得にくい。
・スタッフに生活を保障できる報酬を確保できない。

（６）活動拠点に関する課題

・気軽に活動できる場所や機材が不足している。

・活動拠点の機能を担っていける支援組織が未成熟である。

（７）ネットワークに関する課題

・各団体の特性の違いから、相互理解が不足している。

・各団体の情報公開が進んでいないため、情報の交換、共有が難しい。

・各団体が交流、連携できる機会が少ない。

・各団体の交流を進める仕組みが整っていない。

・各団体だけでは対応できる課題に限界がある。

２．支援・協働の基本的な考え方

１．支援・協働の基本的な考え方

「協働によるまちづくり」を進めていくためには、市民公益活動の支援や協働を促進していくことが必要であり、これらを効果的・効率的に行っていくためには、以下のような考え方のもとに取り組んでいく必要があります。

（１）「支援・協働の原則」に基づく推進

・より効果的・効率的に市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、「支援・協働の原則」（※１２参照）に基づいて行っていく必要があります。

※１２：「支援・協働の原則」

ａ．対等性の確保

お互いの関係が、上下関係ではなく対等な関係にあることを常に意識する必要があります。

ｂ．自主性・多様性の尊重と自立化

様々な主体が行う活動の自主性・多様性を尊重するとともに、自立化していく方向で支援・協働を進める必要があります。

ｃ．目的の共有

支援・協働の目的が何であるのか、お互いが理解し、共有する必要があります。

ｄ．相互理解と相乗効果

より良い関係を築くために、相手の特性や理念などを理解し、尊重するとともに、協働事業を通してより相乗的な効果が生まれるよう努める必要があります。

ｅ．透明性・公開性

一定の要件を満たすことが出来れば誰もが参入できることが必要であり、そのためにも、支援・協働のプロセスなど基本的な事項について、情報が公開されている必要があります。

ｆ．評価

支援・協働の関係において、各主体が事業の評価を行い、結果を公表する必要があります。

（２）積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

・計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

（３）総合的かつ具体的な推進

・「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第４次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。

・また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

（４）活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

・活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これら内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

※参考：組織の発展段階の例

ａ．初動期

組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。

ｂ．成長期

組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。

ｃ．発展期

お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。

３．推進のための役割

１．推進のための役割

市民公益活動をより活性化し、協働によるまちづくりを進めるためには、行政だけでなくそれぞれの担い手がそのための役割を担っていく必要があります。

ここでは、市民公益活動を社会全体で支え、協働を進めていくという観点で、支援や協働を進める上での役割を整理します。

（１）行政の役割

・自治体運営の基本原則（第１章「協働によるまちづくり」参照）をもとに、市民公益活動の基盤づくりや協働の促進を行っていくとともに（第３章「推進の具体的な方策」参照）、これらを進めていくためのルールや体制を整える（第４章「推進の仕組み」参照）など、市民公益活動の支援や協働促進のための施策を、市民参画のもと総合的・具体的に推進していく必要があります。

（２）市民の役割

・地域社会の一員として、地域に関心を持ち、自らが地域づくりを行う担い手であることを自覚するとともに、お互いが連携し、協力してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

・そして、市民公益活動への理解を深めるとともに、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援していく必要があります。

・さらに、市民公益活動を組織として行う場合は、活動内容や理念などについて広く理解されるよう、社会に対して積極的に情報を公開していく必要があります。

（３）事業者の役割

・事業者は地域社会の構成員として、多様な担い手との交流・連携を図るなど、協働によるまちづくりに寄与するために、様々な面で地域社会に貢献していく必要があります。

・これは、倫理的観点から事業活動を通じて自主的に社会に貢献する（ＣＳＲ）ことだけでなく、経済利益活動が、社会価値の創出（社会課題の解決）を視野に入れた活動（ＣＳＶ）もあることを理解していくことが求められます。

・また、市民公益活動に対しての理解を深め、市民公益活動に自主的に参加・協力・支援するとともに、従業員などが市民公益活動に参加しやすいよう配慮していく必要があります。

第３章　推進の具体的な方策

１．市民公益活動の基盤づくり

「協働によるまちづくり」を目指し、市民公益活動をより活性化させていくためには、市民公益活動に関する社会的な基盤づくりを行っていく必要があります。

そのためには、行政だけでなく、市民や事業者など多様な担い手が、市民公益活動に対する関心を高め、それぞれが協力しながら市民公益活動を支えていく仕組みを整えていくことが求められています。

１．普及啓発・参加促進

市民公益活動への関心を高め、その実践に結びつけるため、市民公益活動に関する普及啓発に努めるとともに、参加を促進するための環境やきっかけをつくっていく必要があります。

（１）普及啓発

①市民意識の醸成

・講座やイベントなどを通して、市民公益活動の意義や内容、活性化するために必要なことなどを、多くの人が共有できるよう努めていく必要があります。

・また、生涯学習（学校の教育課程含む）の推進などを通して、市民公益活動に関心を持ち、地域や社会の課題に目を向け、その解決に向けた取り組みを実践できるよう啓発していく必要があります。

（２）参加促進

①参加しやすい環境づくり

・ボランティア休暇の導入促進や本市の市民公益活動保険などの加入促進など、市民公益活動に参加しようとする人にとって、活動しやすい環境を整えていく必要があります。

②参加に向けてのきっかけづくり

・入門講座や体験学習の充実など様々な年代の人々に対し、市民公益活動に関心を持ち、実践していけるようなきっかけをつくっていくとともに、実際に活動につながるよう支援していく必要があります。

・また、参加の形態としては、実際に活動するだけでなく、資金面での参加や情報拡散への協力など様々なものがあります。そのため、ターゲットを絞った企画内容や周知方法などの工夫により、若者や女性、さらには地域外の人材の参加を促すきっかけをつくっていく必要があります。

２．情報の収集・提供

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、そのための様々な情報を収集し、多様な手段によって分かりやすく提供していく必要があります。

（１）市民公益活動や協働を促進するための情報収集・提供

①活動に関する情報

・市民公益活動に関する様々な情報を、情報の双方向性の促進も検討しながら、それぞれのニーズに合わせ、分かりやすく提供していく必要があります。

②活動支援に関する情報

・市民公益活動を行う人に対して、活動のための助成金や場の提供、団体の運営方法や交流促進のための情報など、市民公益活動の支援に関する情報を提供していく必要があります。

③協働促進に関する情報

・協働を促進していくため、地域で何が課題になっているかなど協働によるまちづくりにつながる情報を、分かりやすく提供していく必要があります。

（２）多様な媒体による情報提供とネットワーク化

①多様な媒体による情報提供

・チラシ、広報紙やミニコミ紙などの紙媒体や、口コミなどの人的な手段に加え、ホームページや電子メール、ＳＮＳ（フェイスブック、ツイッター、インスタグラムなど）といったＩＴの活用など、多様な媒体による幅広い情報の提供に努めていくとともに、常に変化する広報技術の変化に対応していく必要があります。

②情報のネットワーク化、一元化

・地域を越えた広域的な情報も含め、様々な情報のネットワーク化や一元化を図り、情報を分かりやすく提供していく必要があります。

３．人材の育成・確保

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、市民公益活動を担う人材だけではなく、それらを促進していく人材の育成・確保に努めていく必要があります。

（１）人材の育成

①組織の管理・運営を担う人材の育成

・組織を円滑に機能させていくためには、組織の管理面（財務、総務、労務など）と運営面（事業計画、リスク管理、広報、資金調達など）の両面において、講座や相談窓口の設置などにより、組織の管理・運営を行える人材の育成を図っていく必要があります。

・また、市民公益活動の担い手が、行政や事業者などとの人的交流を通して、組織の管理・運営能力や専門性などの向上を図っていけるような取り組みを検討していく必要があります。

②活動への参加を促進する人材の育成

・市民公益活動に関心がある人に対し、身近な立場で情報を提供し、相談を行うことができるような人材を育成していく必要があります。

③協働などを促進する人材の育成

・活動の担い手とそれを求めている人をつなぎ、調整を行っていく人材を育成していく必要があります。

・さらに、市民や事業者など様々な担い手をつなぎ、協働を促進していく人材を育成していく必要があります。

（２）人材の確保

①人材の発掘と確保

・組織の活性化を図るためには、~~団塊の世代~~経験豊富な退職後の人材をはじめ、若者や女性、さらには地域外の住民など、市民公益活動の担い手として期待される人材の発掘・確保に向けた取り組みを、それぞれのターゲットに適した方法で行っていく必要があります。

・また、事業者や大学などとの人的交流など通して、さらなる人材の発掘・確保に向けた取り組みが進められるよう検討していく必要があります。

４．資金確保への支援

市民公益活動団体の運営は、会費や寄附金、事業収入などにより、資金面においても自立していることが求められることから、社会全体で市民公益活動を支える仕組みを構築していく必要があります。

また、市民公益活動が新たな公共の担い手となっていくためには、さらなる資金面での充実が必要であることから、市民公益活動の自立性を損なわない範囲で、資金面における支援策を検討~~して~~行っていく必要があります。

（１）社会全体で支える仕組みづくり

①資金確保のための情報の提供及びコーディネート

・市民公益活動の資金確保のために、財団や行政などからの助成金情報などを積極的に提供していくとともに、資金の提供者と求めている人をコーディネートする仕組みづくりを検討していく必要があります。

・また、クラウドファンディングなど、資金を集める新たなしくみが整備されてきており、活動者の意向に合わせて適切な情報提供等の支援を行っていく必要があります。

②資金面で支える仕組みづくり

・市民公益活動を資金面で支える仕組みとして、市民公益活動~~に関する~~支援基金制度を~~の創設が考えられますが、その必要性や運用方法などについて検討していく必要があります。~~設けていますが、円滑な基金の運用をめざして、寄附のさらなる増加をめざしていく必要があります。

・また、市民公益活動団体に資金が集まりやすい仕組みづくりとして、寄附控除の拡充などの税軽減策が~~推進されるよう関係機関に対して働きかけていく必要があります。~~一部のＮＰＯ法人（認定ＮＰＯ法人）に適用されていますが、それ以外に団体への適用についても、他自治体の動向も踏まえながら検証していく必要があります。

（２）市民公益活動団体への資金面の支援

①立ち上げ支援など

・市民公益活動団体の立ち上げ期など、資金力のない団体には一時的に資金の必要な場合があり、公共の新たな担い手の成長を促す意味からも、市民公益活動支援補助金制度~~や融資制度などについて検討していく必要があります~~を導入していますが、より効果的な活用を促進していく必要があります。

・市民公益活動団体の支出軽減支援として、法人市民税については、収益事業を行わない場合の均等割は減免していますが、他~~固定資産税、軽自動車税~~の市税についても減免措置を検討していく必要があります。

５．活動拠点

市民公益活動の活性化や協働を促進していくためには、それらを総合的に進める拠点（以下、中央の拠点施設）を整備する必要があ~~ります。~~ることから、平成１８年に市民公益活動支援センターをオープンしました。

また、既存施設を有効に利用しながら地域における拠点の整備も行い、中央と地域の拠点施設が連携していくことで、一層の市民公益活動の活性化や協働の促進を図っていく必要があります。

~~また、施設情報の一元化など、~~今後においても、拠点機能の充実を図ることで、さらに市民公益活動を行いやすい環境を整えていく~~る~~必要があります。

（１）拠点施設の整備

①中央の拠点施設の~~整備~~機能充実

・協働によるまちづくりを目指し、市民公益活動をより活性化するとともに、様々な担い手による協働関係の構築を総合的に進める拠点施設の~~整備~~機能を充実していくことが必要となっています。

○拠点施設の~~整備の検討~~機能について

・~~拠点施設の整備については、ソフト、ハードの両面において、また、運営方法などにおいて、多くの市民の意見を取り入れながら検討していく必要があります。~~

ａ．事業内容（ソフト面）

・情報の収集･提供事業、相談･助言事業、コーディネート事業、ネットワーク支援事業、地域支援事業など~~、ソフト面についての検討を行っていく必要があります~~。

ｂ．施設（ハード面）

・ミーティングスペース、ワークスペース（印刷室・作業室）など。~~交流スペース、会議室、作業室、印刷室、貸しロッカー、貸し事務所スペースなど、ハード面についての検討を行っていく必要があります~~。

ｃ．運営方法

・運営については、ソフト面の運用や市民サービスの向上の観点から考慮すると、公営より、行政から独立性のある中間支援組織（第４章「推進の仕組み」参照）など、民営で担っていくことが望ましいと思われます。

・また、施設の安定的な運営及び利用者の利便性の観点から、運営資金や利用ルール~~のあり方~~について、常に確認・検証~~検討~~していく必要があります。

・さらに、公平性や透明性を確保し、より良い運営を行っていくために、市民の参加による第三者組織によって、継続的な評価を行っていく~~ような仕組みについても検討していく~~必要があります。

②地域の拠点施設の整備

・テーマ型組織、地域型組織に限らず、地域の日常的な活動の場として利用できる地域の拠点施設を整備していく必要があります。

・また、市民公益活動の総合的な支援を行う中央の拠点施設との連携を図りながら管理・運営を行っていく必要があります。

・地域の拠点施設については、学校の余裕教室など、既存施設を活用することを中心に更なる検討を行っていく必要があります。

（２）活動しやすい環境づくり

①施設情報のさらなる一元化と手続きの簡素化

・公共施設を利用しやすいように、各施設の情報の一元化を図るとともに、空き情報の確認や施設予約などを統一するなど、出来る限りの一元化を図りましたが、さらなる手続きの簡素化に努めていく必要があります。

②利用ルールの統一化

・公共施設の設置目的にもよりますが、市民公益活動団体については、収益事業に関連した使用制限や使用料金の営利加算の見直し、減免の基準など、各施設の利用ルールの統一化に向けた検討を行っていく必要があります。

６．ネットワークの促進

市民公益活動の更なる活性化を図るとともに、特定の団体だけで解決することが難しい地域や社会の課題に対し、様々な担い手が協力して取り組んでいく必要があります。

そのためには、市民公益活動団体同士をはじめ、事業者なども含めた多様な担い手が交流し、日頃から信頼関係を築いていけるような仕組みづくりが必要となっています。

（１）テーマ型組織及び地域型組織同士の交流促進

・テーマ型組織が同じ目的を持って力を合わせることで、より大きな目的を達成することが可能となることから、テーマ型組織同士のさらなる交流を促進していく必要があります。

・また、地域型組織についても、他の地域型組織との交流や情報交換を行うことで、より活発な活動に結びついていくことから、地域型組織同士の交流も促進していく必要があります。

・さらに、~~連合~~自治会の連合化などを通し地域間が連携することで、より広域的な地域課題に対応することが可能となってきます。

（２）テーマ型組織と地域型組織の交流促進

・より高度化する地域の課題には、テーマ型組織と地域型組織が、それぞれの特性を活かしながら連携することで、より効果的に取り組んでいけることから、お互いの交流を促進していく必要があります。

（３）多様な担い手の交流促進

・地域や社会の課題は、テーマ型組織や地域型組織をはじめ、事業者など多様な担い手による連携によって、より効果的な対応が可能となることから、多様な担い手が交流し、信頼関係を築いていけるような仕組みを構築していく必要があります。

２．市民と行政の協働促進について

市民と行政の協働は、それぞれの特性を活かしながら一緒に取り組むことにより、より良い結果が得られるところに意義があります。

これを進めていくためには、相互理解を図りながら、効果的な協働事業が行えるよう協働促進策を展開していく必要があります。

１．協働促進のための環境整備

市民と行政の協働をより一層促進していくためには、次のような環境整備を行っていく必要があります。

（１）行政の領域の開放

・これまで行政だけが担ってきた事業についても、市民が積極的に関われるよう、「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」（第１章「協働によるまちづくり」参照）をふまえながら、行政の領域を開放していく必要があります。

（２）相互理解の促進

・協働を促進していく前提として、お互いの特性を尊重し、相互理解を進めていく必要があります。

・そのためには、行政が市民に対して、協働につながる様々な情報を分かりやすく提供していくとともに、市民と行政が対等な関係で情報を交換・共有できる場や機会づくりに努めていく必要があります。

（３）協働の各段階における参画の仕組みづくり

・市民と行政がお互い対等な関係において目的を共有していくため、これまでの行政主導型の市民参加ではなく、事業の計画、実施、評価の各段階において市民が参画できる仕組みづくりが必要となっています。

２．協働事業の推進

市民と行政は、ともにまちづくりをしていくという意識をより深め、常に協働事業の可能性を探りながら、地域や社会の課題に取り組んでいくとともに、協働の各段階（計画・実施・評価）において、協力・協調していく必要があります。

（１）協働の計画段階

協働事業を行っていく計画段階として、課題解決に向けて、お互いに何ができるのかを考え、事業化を図っていくとともに、その事業を効果的に行うために、どの手法を選択し、どの担い手と協働するのが良いのか検討していく必要があります。

①事業化にむけて

・地域や社会の課題に取り組んでいくためには、市民と行政が目的を共有し、それぞれが知恵や資源を出し合いながら事業化を目指していくことが求められます。

・その中において、その事業が市民公益活動の特性を活かした事業（※１３参照）であり、協働で行う方がより効果的・効率的であるのかを検討し、「協働がふさわしい領域（※１４参照）」であることを市民と行政の双方で確認していくことが重要となります。

※１３：市民公益活動の特性を活かした事業例

○市民のニーズにきめ細やかに対応する事業
○市民が主体となって地域の課題を解決する事業
○地域の実情に合わせて実施する必要がある事業
○行政が取り組んでいない先駆的な事業
○市民公益活動団体が有する専門性を発揮できる事業
○市民公益活動団体の活動の活性化につながる事業

※１４：市民公益活動と行政の関わりについての概念図

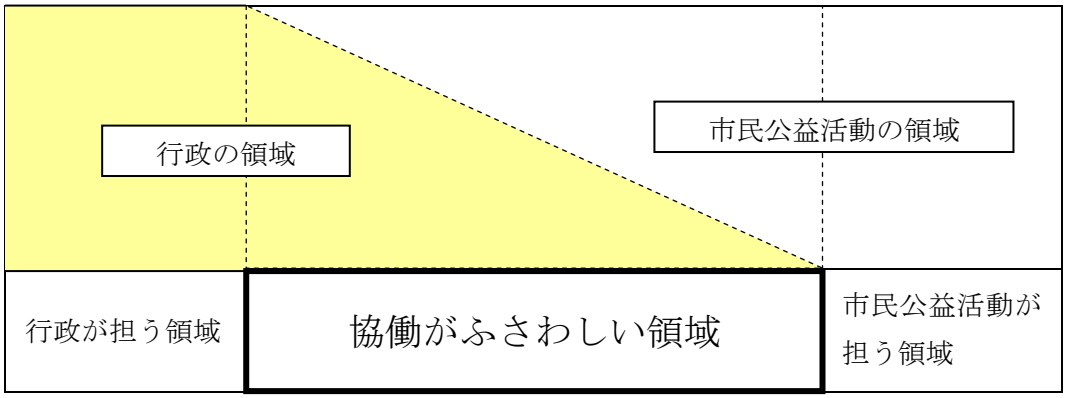

②協働の手法の選択

・協働で事業を行うことが確認できたら、その事業を「公益性」や「必需性」の視点（第１章「協働によるまちづくり」参照）などから、お互いがどのように関わるべきなのか確認していく必要があります。

・また、その中において、協働のどの手法を選択すれば、事業の目的に合った、効果的・効率的な運営を可能にするのか判断していく必要があります。

なお、協働の主な手法として、以下のものがあげられます。

ａ．事業委託

・行政の責任で実施する事業を、市民公益活動団体などの特性を活かし、行政が実施する以上の効果が期待できる場合に託する手法。

意義

・団体の専門性や機動性などの特性を活かし、公共サービスの質の向上を図れるとともに、新しい公共サービスの創出につながります。

・市民自らが地域や社会の課題に取り組むことにより、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。

・市民公益活動団体が公共サービスを担うことにより、団体の活動の幅を広げ、財源確保や事業遂行能力の強化など、団体自身の成長を期待することができます。

＜今後の方策＞

・市民公益活動団体への事業委託のルール化

事業委託を行うにあたって、なぜ市民公益活動団体に優先して委託するのかなどの基準や、委託方法などをルール化していく必要があります。

~~・提案公募型事業委託事業の導入の検討~~

~~行政が事業内容を骨格的なものにとどめ、市民公益活動団体などがその細部を検討し行政に提案していくことで、事業の計画段階から協働を行っていく事業委託の手法であり、これまでのような行政の下請け的な発想ではなく、市民公益活動団体などの自由な発想を活かしていくことが可能となります。また、併せて登録制度や事業委託の審査、評価制度の導入などについても検討していく必要があります。~~

ｂ．補助・助成

・市民公益活動団体などが主体的に行う活動を、行政が行政上の位置付けを行い、資金などの提供を行う手法。

意義

・行政と市民公益活動団体の双方に共通する目的ではありますが、行政としては対応しにくい公共領域において事業を実施することが可能となり、市民の多様なニーズにも応えることができます。
・自らが地域や社会の課題に取り組む市民が増加し、市民の自治意識やコミュニティ意識が向上します。
・市民公益活動団体の基盤強化や活動の促進につながり、結果として多彩な公共サービスを提供できるようになります。

＜今後の方策＞

・市民公益活動支援補助金制度の活用促進~~公募型補助金制度の創設の検討~~
~~広く市民公益活動団体などが参加できる、公平性のある補助金制度の創設~~公開プレゼンテーションや第三者評価など、公開性・透明性の高い補助金制度を導入したことから、今後は、より効果的な活用を促進するとともに、活動内容を周知することで、市民公益活動への理解促進につなげていく必要があります。~~を検討するとともに、立ち上げ期の支援など、事業内容や組織の発展段階に応じたメニューの開発を検討し、併せて補助金の審査、評価制度の導入などについて検討していく必要があります。~~

なお、委託と補助は混同されやすいので、比較表（※１５参照）を参考として掲載します。

※１５：委託と補助の比較表

	委　　託	補　　助
根　　拠	地方自治法第２３４条	地方自治法第２３２条の２
主　　体	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
領　　域	行政が取り組むべき領域	公益上必要と認められる領域
事業成果の帰属	委託元（行政）	補助先（市民公益活動団体など）
団体の条件	専門性、事務管理能力、守秘義務、実行能力など	公金を支出する合理性、剰余金の非分配など

ｃ．その他

●共催

・行政としても実施する必要があると認めるものについて、企画や資金面などで参加し、協働で事業を実施する手法であり、市民公益活動団体の特性やネットワークを活かすことが可能となります。

＜今後の方策＞

・共催事業を行うための基準を整備していく必要があります。

●後援

・後援名義の使用により信用を付与することで事業を支援する手法であり、活動に対する市民への認知度が高まり、理解が深まるとともに、参加の促進が期待されます。

＜今後の方策＞

・後援を行うための基準に沿って事業を実施していく必要があります。

●その他

・市民と行政の協働が、これまでの手法に当てはまらないケースが増えています。例えば、行政が「広報の掲載」や「場の提供」といった事業協力を行う事例や、道路のアドプト制度のように協定を行う事例、指定管理者制度の導入により、NPO 法人や地域団体などが自らの特性を活かしながら公の施設を効果的・効率的に管理する事例などがあり、今後も多様化してくると予想されます。

＜今後の方策＞

・協働事業提案制度の活用促進

市民と行政の協働を促進するため、行政が示す事業内容（骨格的なもの）に対し市民公益活動団体などがその細部を提案する「市設定テーマ部門」と、市民の自由な発想による事業を提案できる「市民自由提案部門」の２コースを設けた、協働事業提案制度を導入しました。本制度の更なる活用をめざして、行政からのテーマ設定、市民からの提案ともに、さらなる充実を図っていく必要があります。

・今後も多様化する市民と行政との関係について、これまでの手法では捉えきれない様々な協働の事例を積み上げ研究を行うとともに、それらに対応するための考え方やルールづくりを整理していく必要があります。

③協働の担い手の選択

・行政がどのような担い手と協働で事業を行えば効果的・効率的な実施が可能なのか、なるべく多くの対象からその事業に最適な担い手を選択できる仕組みが必要となっています。

ａ．参入機会の拡充

・行政は、協働につながる情報の積極的な発信や、各担い手が持っている情報の積極的な公開など、お互いの信頼関係を深めるための取り組みを行いながら、様々な担い手が参入できる機会を拡充していく必要があります。

ｂ．透明性・公平性の確保

・協働する担い手の選択については、選定基準や選定方法を明確にし、適切に審査するとともに、選定結果を含めて情報を公開し、選定の透明性や公平性を確保していく必要があります。

（２）協働の実施段階

協働事業を円滑に行うためには、お互いの立場や環境を理解したうえで、適正な役割分担に基づく協働関係を築いていく必要があります。

①合意形成に向けた取り組み

・事業の実施に向けて、協働で取り組む課題を共通認識するとともに、目的の共有を図り、それぞれの役割を明確にしていく必要があります。

・また、その役割分担は、単に、人的な作業や費用の分担だけでなく、その事業から生じる責任の所在についても明確にしていく必要があります。

②事業の円滑な実施

・事業を実際に行う段階では、計画に基づいて円滑に事業が行われているかを、お互いが確認しながら進めていく必要があります。

（３）協働の評価段階

協働事業を効果的なものにするためには、それぞれの事業について評価を行い、次の事業に活かしていく必要があります。

①協働という視点での評価

・費用や効果だけでなく、「支援・協働の基本的な考え方」（第２章「支援・協働のあり方」参照）に則して実施されたのか、協働という視点においても評価し、次の事業に活かしていく仕組みが必要となります。

※参考：協働という視点での評価例

○協働事業を通して、単独で行うより相乗効果があったか

○協働事業を通して、どれだけ多くの人の参加を得られたか

○お互いの意識や能力が向上し、また、自己改革が行われたか

②社会全体での評価

・行政だけでなく、市民公益活動団体などからも評価を行い、お互いの評価を共有し合う仕組みをつくっていく必要があります。

・さらに、協働の過程や結果を積極的に公開し、社会全体で評価するとともに、第三者組織による評価についても検討していく必要があります。

３．市民相互の協働促進について

市民相互の協働は、地域に限定されない特定のテーマによって協働していく場合と、特定の地域課題の解決をはかる過程で協働していく場合があり、それぞれにおいて協働を促進していく必要があります。

そして、両者が連携することで、さらに効果的なまちづくり活動が可能となります。

１．特定のテーマによる協働促進

特定の地域の枠を越えた社会的な課題の解決に向けて、特定の目的や使命を達成するために組織化され、機動性・先駆性・専門性など団体の持ちうる特性を活かし、取り組んでいく活動が活発化しています。

さらに効果的に社会的な課題に対応していくためには、単一の団体だけではなく、テーマ型組織同士、さらには事業者、場合によっては地域型組織も巻き込んで、より大きな取り組みに結びつけていく必要があります。

そのためには、行政や様々な担い手が、社会的な課題に効果的に取り組んでいけるようなネットワークづくりを行っていく必要があります。

（１）連携の「機会」づくり

・より効果的な活動を展開していくためには、特定のテーマについて目的を共有するもの同士が、お互いの足りないところを補い合い、協力し合うことができる「機会」をつくることが必要となります。（※１６参照）

・この「機会」をつくっていくことは、様々な担い手の連携による、さらに大きな取り組みへとつながっていくだけでなく、全体として、多様で幅広い分野への取り組みになっていくものと期待されます。

・そのためには、効果的な協働関係の構築に向けて、市民相互の協働に結びつく様々な情報を提供していくとともに、担い手同士をコーディネートするなど、ネットワーク化に向けた「機会」づくりを行うことで、特定のテーマによる市民相互の協働の促進を目指していく必要があります。

・また、これらを支援する組織として、「中間支援組織」（第４章「推進の仕組み」参照）の役割が重要となってきます~~期待されます~~。

※１６：特定のテーマによる協働促進のイメージ図

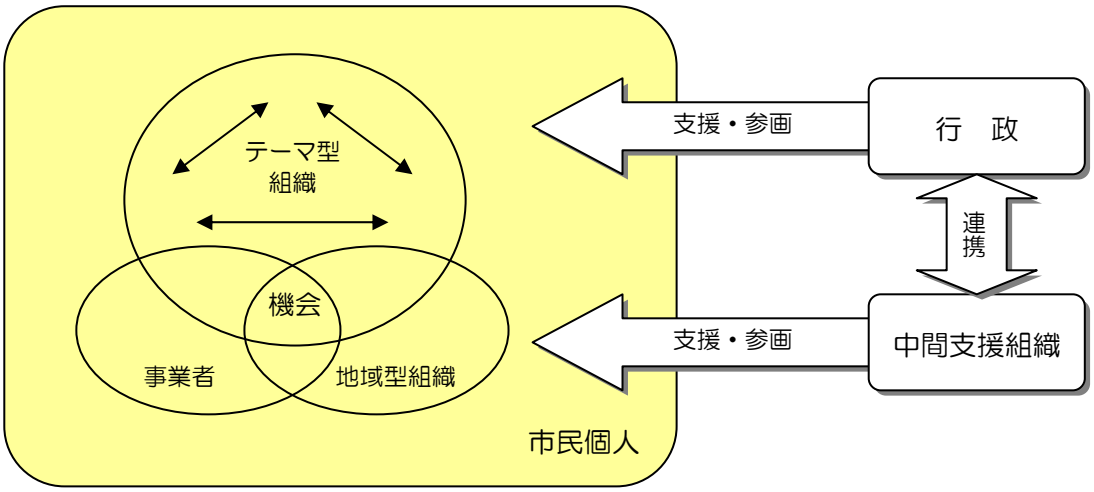

２．特定の地域による協働促進

より住み良い地域づくりを行っていくためには、その地域の特性や実情に合わせて、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など様々な担い手が協力しながら、地域自らが地域課題に取り組んでいく必要があります。

そのためには、地域住民一人ひとりが、地域活動に関心を持ち、主体的に行動できるような意識の醸成を図るとともに、地域自らが地域課題に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があります。

その前提として、地域づくりのベースとなる自治会活動の活性化に向けた取り組みも必要となっています。

（１）地域課題への対応

住み良い地域づくりのためには、地域を取り巻く様々な担い手が協力し合って、地域の課題に地域自ら取り組んでいく必要があります。

・少子高齢化、核家族化や個人のライフスタイルの多様化など、近年の社会状況の変化に伴い、防災や防犯、子育て、教育、福祉、環境など、個人の努力や行政だけでは対応の困難な課題が増加しています。

・一方、地域住民が自ら地域のことを考え、その意思に基づくまちづくりが行われることは、地域住民の満足度の高いまちづくりになるものと考えられることから、「市民と行政の協働」とともに、「市民相互の協働」を進めていくことが必要となっています。

・今後、個人や行政だけで解決できない地域課題について、自治会や各種地域団体など地域型組織同士だけでなく、テーマ型組織や事業者、場合によっては地域に関係のある地域外の人材などを含めた、地域を取り巻く様々な担い手の協力によって取り組んでいく必要があり、そのための意識の醸成や、お互いが話し合う場づくりなど、市民相互の協働が進むような支援策に取り組む必要があります。

（２）地域づくり活動の推進

地域づくりを進めていくためには、市民相互の協働促進を目指し、地域住民へ意識啓発を行い、地域を取り巻く様々な人々の連携によって信頼関係を築いていくとともに、地域課題に対して地域ぐるみで取り組んでいけるような仕組みを構築していく必要があります。

①意識の醸成

・これまでのまちづくりは行政主導で行われてきましたが、今後は、地域住民自らが、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために何をしていくべきなのかなどを考え、実践出来るような意識の醸成を図っていく必要があります。

・そのためには、まちづくりなどについての情報の提供や、講演会・研修会の開催など、地域住民自らが積極的にまちづくりに参加し、実践していくための意識を醸成していく取り組みが必要となっています。

②連携の「場」づくり

（地域において、個人や様々な団体で活動する人が、地域の多様な課題を共有し、情報交換し合う「場」の設置）

・地域づくりを進めるには、多くの地域住民の主体的な参加を進めるとともに、地域住民や地域型組織、テーマ型組織、事業者など地域を取り巻く様々な担い手が参加・交流できる「場」をつくることが必要となってきます。（※１７参照）

・この「場」については、参加者が気軽に集い、地域の課題や問題などについて自由に意見交換をすることにより、参加者同士が地域課題を共有し、お互いに連携しながら主体的に取り組んでいくためのきっかけになると期待されています。

・このような地域での連携の「場」づくりを支援するため、この「場」に参加し、推進していけるような地域住民を広く育てていく~~とともに、この「場」での意見や情報交換などを円滑に行うことができるよう、地域づくりアドバイザーの派遣制度の導入などについて検討していく~~必要があります。

※１７：特定の地域による協働促進のイメージ図

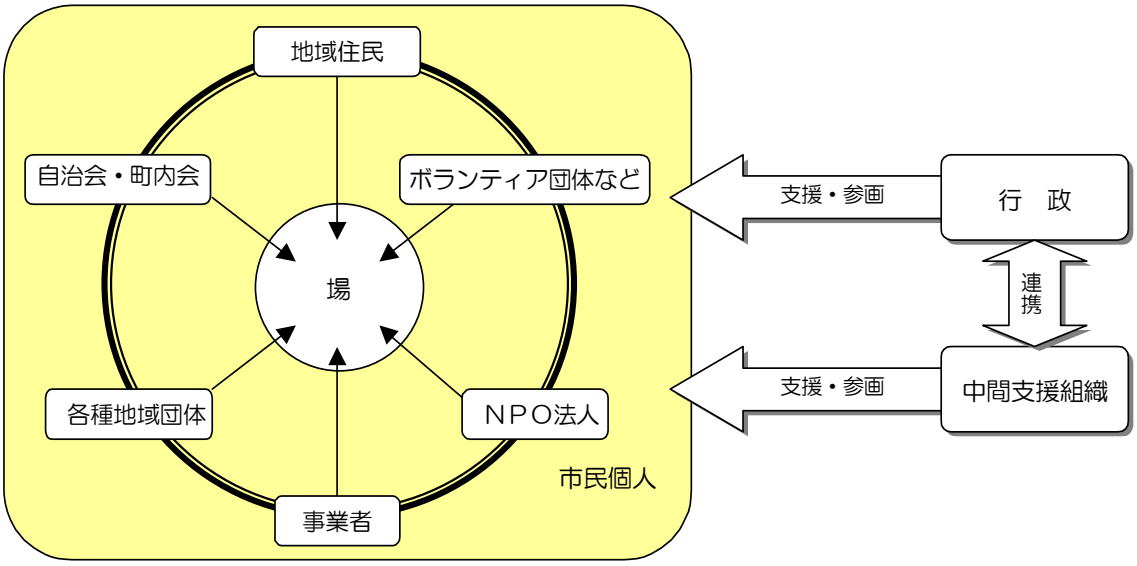

③地域づくり活動の推進

（市民相互の協働による地域課題への取り組み）

・~~地域福祉計画や地域福祉活動計画の策定を通して、地域住民、関係する地域団体、事業者などがお互いに連携、協力しながら「地域福祉」という切り口で地域課題に対応していく仕組みづくりが行われ、自治会・町内会、民生委員・児童委員、老人クラブなどで構成された地区福祉委員会による取り組みが始まっています。~~

・自律性の高い地域づくりに向けて、~~こうした取り組みは、福祉分野のみならず、他の様々な地域課題についても実施されることが望まれ、そのためには、~~地域住民の基盤である地域型組織や、テーマ型組織、事業者など多様な担い手が参加し、それぞれの特性を生かしながら、地域課題に主体的に対応できるような組織づくり、計画づくり及び活動の支援を行っていく必要があります。

・そこで、平成２３年から、小学校区ごとに「地域まちづくり協議会（以下、協議会）」を設置し、財政支援や人的支援などを行うことにより、市民相互の協働を中心とした地域ぐるみの活動を支援してきました（※１８）。

・また、平成２８年度に策定した「第５次総合計画」には、小学校区ごとに市民とともに検討した「地域別計画」を定めたことから、本計画に基づいた取組みを進めることで、地域ニーズに合った取り組みにつなげています。

・今後、地域特性に合わせた協議会活動の充実（地域課題のさらなる解決）を図るとともに、住民への理解促進に努めていく必要があります。

・また、地域の自立に向けて、協議会の運営体制も自立していく必要がありますが、そのためには、

・~~そのために行政は、地域を取り巻く担い手のひとつとして、対等な立場で地域づくりに参画していくとともに、その活動内容や発展段階に応じた助成制度の導入など新たな支援策を検討していく必要があります。~~

・~~また、市民相互の協働による地域のまちづくり活動（※１８参照）の実施を重ねることにより、地域のまちづくり・地域の課題解決力（地域力）が向上していくことが期待され、このことは、自治会をはじめとする地域型組織など、地域の様々な担い手の活動の活性化だけでなく、地域全体の活性化にもつながるものと考えられます。~~

・~~このような~~まちづくりの推進を側面支援する~~組織には、またその中立性の高さから「市民と行政」や「地域型組織とテーマ型組織」などをつなぐ組織として、~~「中間支援組織」（第４章「推進の仕組み」参照）~~の役割が期待されます~~による支援が必要であるとともに、財政、人的支援や拠点のあり方等についても検討が必要となってきます。

・さらに、地域通貨（注１）やコミュニティビジネス（注２）など~~を通じて~~、地域の助け合いや世代を超えた交流をはじめ、クラウドファンディングによる資金集めなど、地域で人や資金が循環するような新たな地域活動についても検討していく必要があります。

（注１）**地域通貨**：限定された地域でしか使えない通貨のこと。経済的価値では測れないサービスを地域内の独自通貨を媒体にして市民同士をつなぐ仕組み。

（注２）**コミュニティビジネス**：地域課題を解決するための取り組みを、ビジネス的手法で展開する事業。

※１８の差し替え
もともとは、地域づくり活動
（例）＜プロセス図＞

※１８：地域まちづくり協議会

●概要

・少子・高齢化やライフスタイルの変化によって、住民のニーズも多様化・複雑化している。これらに対応するため、自治会・町会をはじめ、地域を構成する各種団体や事業者、地域住民等によるネットワークを活かし、地域の課題解決を図りながら、まちづくりに取り組む組織が「地域まちづくり協議会」です。

・第５次総合計画・地域別計画（小学校区）などに基づき、将来を見据えた様々な地域まちづくり活動を展開しています。

地域まちづくり協議会のイメージ（自治会を基盤として表現した場合）

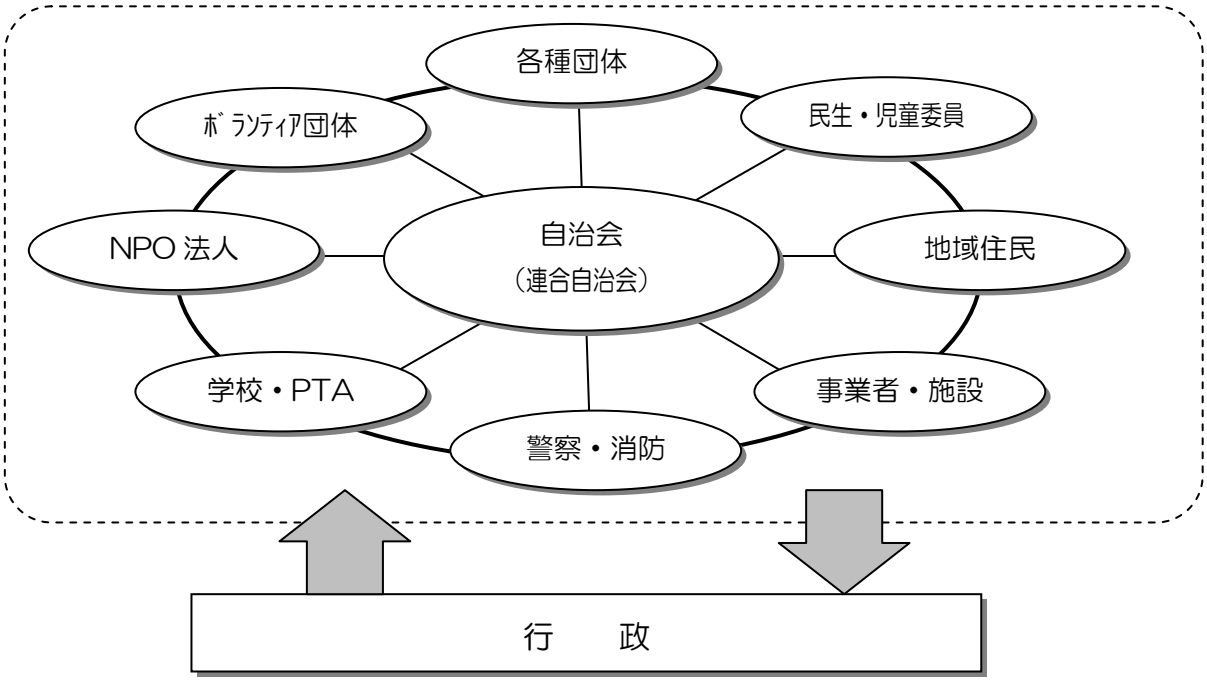

●支援策（令和２年現在）

・財政支援

地域まちづくり支援補助金（上限４０万円）

市民公益活動支援補助金（応募制：プレゼンテーションにより審査有り）

◇ハード事業コース：平成２８年度から時限実施（上限原則５０万円）

◇ソフト事業コース：平成２９年度導入（上限３０万円）

・人的支援（地域サポーター、協働事業推進員）

・情報提供、人材育成、交流促進など

（３） 自治会活動の活性化

地域づくり活動を促進するためには、希薄化が進む地域の連帯感を取り戻し、地域の活動が活発であることが重要となります。

そのためには、地域の基礎的組織である自治会の活動の活性化に向けた取り組みが必要となります。

①自治会への加入促進

・地域の連帯感の希薄化が進んでいることから、地域住民自身が自治会の意義や役割を認識し、主体的に参加できるよう、意識の高揚やきっかけづくりを行っていくことが必要となります。

・現在、本市では、自治会への加入促進に関する記事を広報紙に掲載するとともに、転入世帯への加入促進のチラシを配るなどの取り組みを行っていますが、さらなる充実が必要となります。

②自治会活動の活性化

・地域で安心して生活していくためには、地域の身近な課題に対して、地域住民同士が協力して取り組んでいけるよう、単位自治会の活動を活性化させるとともに、より広域的な地域課題に取り組んでいけるよう、自治会の連合機能の強化~~連合自治組織の組織化の推進~~や活動の活性化を図っていく必要があります。

・そのために、組織運営や活動の活性化を進めるためのハンドブックの配付や学習会、交流会等により~~を実施していますが、さらに~~地域活動などの積極的な情報提供や、リーダーとなる人材の育成などに努めていますが、今後さらなる~~積極的な~~支援策を展開する必要があります。

・また、役員の負担の増加から、役員の成り手不足が進んでおり、自治会活動の維持・充実に向けて、活動の効率化も併せて進めていく必要があります。

・なお、これら自治会活動の活性化こそが、自治会への加入促進につながるものと考えられます。

第４章　推進の仕組み

１．ルールづくり

１．ルールづくり

市民公益活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民公益活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

（１）マニュアルづくり

・本指針は「協働によるまちづくり」を進めていくため、市民公益活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。

・指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。

・そこで、~~支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から~~市民や市民公益活動団体などと行政が協力して協働マニュアルを作成したことから、今後はマニュアルの活用を通して、さらなる~~具体的な~~市民公益活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

（２）条例化に向けた検討

・さらに、安定的かつ継続的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

２．体制づくり

１．推進体制づくり

より効果的に市民公益活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組織が必要となります。（※１９参照）

（１）庁内の推進体制の強化

①庁内組織の充実

・市民公益活動や協働に関わる主管課の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための組織を設置し、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民公益活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。

・主管課や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

②職員の意識改革

・総合的に市民公益活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通した職員の意識改革を行っていく必要があります。

・また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民公益活動への理解を深めるためにも、職員の市民公益活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

（２）市民公益活動支援・協働促進懇談会の設置（庁外組織）

・今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民公益活動団体、学識経験者などで構成する懇談会を引き続き設置していく必要があります。

※１９：推進体制イメージ図

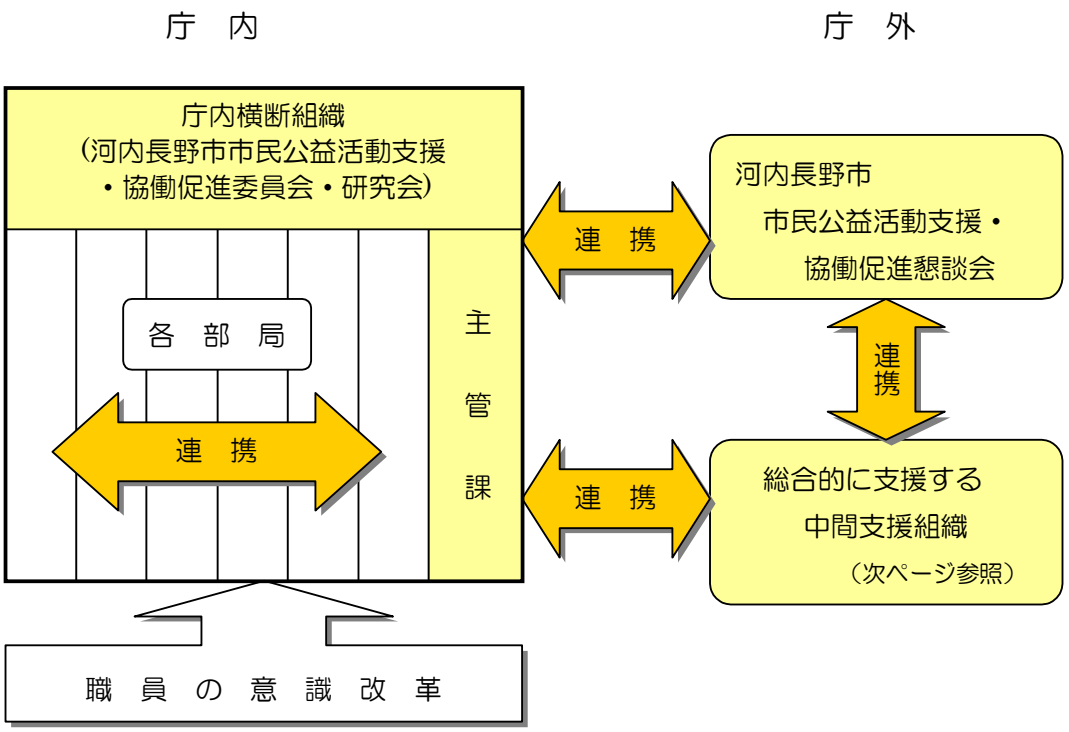

２．中間支援組織の活用整備

市民公益活動の支援や協働を促進するためには、市民公益活動を分野や地域にとらわれず総合的に支援を行うとともに、多様な担い手をつないでいくための組織が必要となります。

（１）中間支援組織とは

・中間支援組織とは、テーマ型組織や地域型組織などが行う市民公益活動を総合的に支援するとともに、行政や市民公益活動団体、事業者など様々な担い手のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う組織のことです。

●中間支援組織の主な機能

- 情報の収集・提供機能
- 人材育成機能
- 相談・助言機能
- 立ち上げ支援機能
- コーディネート機能
- ネットワーク支援機能
- 地域支援機能
- 調査・研究機能
- 評価機能

（２）総合的に支援する中間支援組織

・これまで市民公益活動を支援してきた組織は、主に分野を絞った専門的な機関として存在してきました。

・しかしながら、近年、分野を越えた課題や活動が出てきていることから、これら組織の連携を進めながら、分野や地域にとらわれずに市民公益活動の総合的な支援及び協働の促進を効果的に図っていくことができる、安定的で継続的な中間支援組織が必要となっています。（※２０参照）。

※２０：総合的に支援する中間支援組織のイメージ図

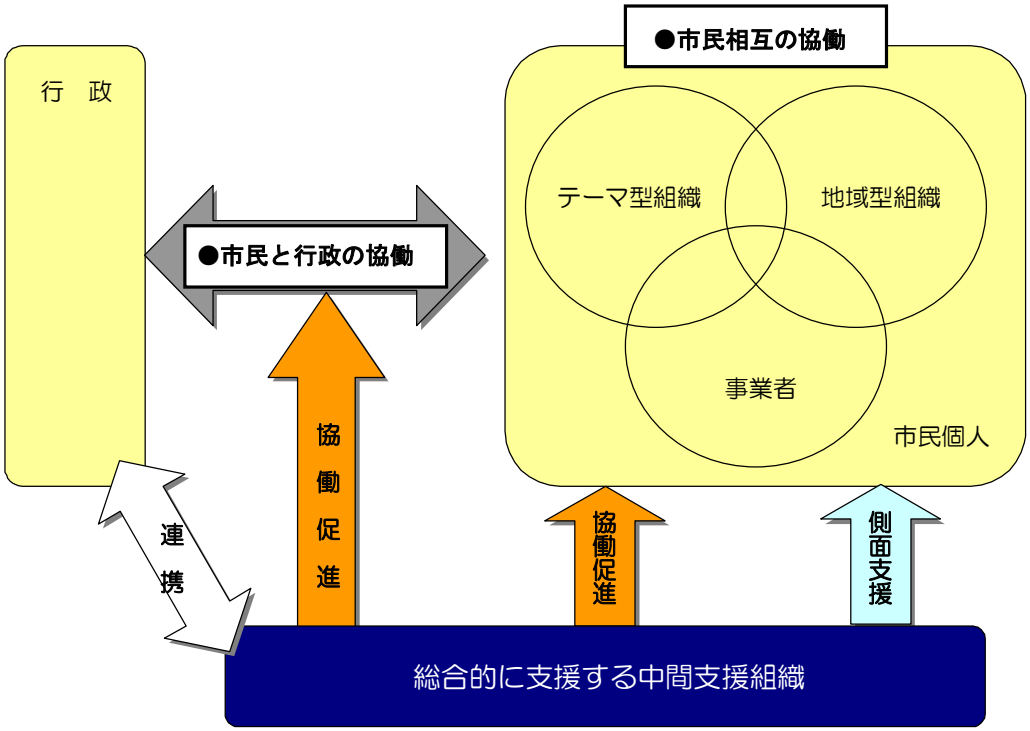

・市民公益活動を取り巻く環境が激しく変化していることから、情報収集力やネットワーク力を強化しながら、時代潮流の変化に対応した支援を行っていく必要があります。

・また、地域の担い手不足が深刻となる中、住民による地域課題の解決に向け、地域まちづくり協議会を中心とした地域協働による取り組みを、中間的な立場で支援することで、それぞれの地域の自立を促していくことが求められます。

・さらに、団体や地域の自立に向け、人や資金等を循環できるよう、財務や労務等の事務局機能をはじめとする基幹的な機能についても、適切に支援できる体制を整備する必要があります。

河内長野市　自治安全部　自治協働課
住所：〒５８６－８５０１
河内長野市原町１丁目１－１
電話：０７２１－５３－１１１１
FAX：０７２１－５３－２３８０
E-mail：jichisinkou@city.kawachinagano.lg.jp